

# 神奈川の 韓国・朝鮮人



国際化に対応した  
地域社会をめざして

神奈川県自治総合研究センター

昭和57年度 研究チームB報告書

## 序 — 開かれた地域社会を —

現在私たち日本人の身の回りをみると、いかに世界のさまざまな地域から輸入された原料や製品があふれているかがわかる。私たちはいつの間にか、これら世界の各地域との相互依存の関係の中に組み込まれている。

また、海外渡航が一般化し、一九八二年度には四〇八万人の日本人が海外に出て、一七〇万人の外国人が日本を訪れている。

このように、物質面や人的交流面での国際化はどんどん進んでいるが、はたして、私たち自身、物の国際化に対応するだけの心の国際化はできているのだろうか。

一九七九年、日本は国際人権規約を批准したが、私たちの住む地域は、人権尊重の面からみて、開かれた地域となっているだろうか。そこにおける自治体の役割とは何なのであろうか。

私たちの住む地域をみると、さまざまな国籍をもつ外国人が住んでおり、一九八三年六月末現在的神奈川県内に住む外国人は四三、八七三人、しかしその大半の六九%を占めるのは韓国・朝鮮人であり、中国人をいれると八三%に達する。歴史の上で日本が汚点を残したアジア侵略で、迷惑をかけた人びととその子孫である。また、この在日韓国・朝鮮人、中国人は、法的には外国人登録を義務づけられた「外国人」でありながら、「ガイジン」という私たちの欧米先進国の人を指すイメージからは抜け落ちてしまっており、いまだに差別と偏見が日本人の心の中に存在している現実がある。そして、

私たち日本人は同じ地域に住み同じ税金を納めているこれらの外国人について、あまりにも無関心であり、何も知らない。

私たち研究チームは、与えられたテーマ「国際化に対応した地域社会のあり方」を、以上のような日本人の心の国際化の観点からとらえ直し、地域における外国人市民の権利を尊重し、差別をなくすことが私たち自身が国際化できるかどうかの試金石であると推論した。そして、ここで外国人市民の対象は一最も多い在住外国人であり、最も問題が先鋭に出ている韓国・朝鮮人に絞った。在日韓国・朝鮮人の問題がとらえられれば、その他の外国人市民にも敷衍されるだろうと考えたからである。

研究の目的は次の三点に置いた。①在日韓国・朝鮮人に対し差別があると言われる実態を明らかにすること(第II部)。②神奈川が近代化を進める上で、多くの在日朝鮮人の血と汗に負っている。神奈川の産業を支える京浜工業地帯、三浦半島への観光の足となっている横須賀線・京浜急行の敷設、神奈川の水がめの一つである相模湖など、現在でも私たち県民生活の中に生きつづける在日朝鮮人の歴史をみる(第I部)。③在日韓国・朝鮮人に対し差別がなくなるかどうか、言いかえれば私たち自身が意識の上で国際化できるかどうかは、国レベルで外交上の問題として「外」とのからみでとらえるよりは、同じ地域に住み同じ納税の義務を負う住民として、自治体レベルで「内」からとらえるべきものであろう。そしてそれは、自治体が今までタブー視していたこの問題を、新しい国際人権の視点からどれだけとらえ直しうるにかかっていると見えよう。その意味で神奈川の在日外国人の人権を考える「内なる民際外交」に資するために最後にいくつかの提言を試みた(第II部)。

研究の手法としては、一般的な在日韓国朝鮮人に対する著書は多く見られるが、公的な調査・資料

はほとんどなく、また神奈川の韓国・朝鮮人については皆無に等しいため、直接、県内の韓国・朝鮮人に話を聞く「聴きとり調査」の方式をとった(約一〇〇件)。聴きとった内容については、第Ⅱ部の各項目の中でできるだけ紹介している。この報告書の中で、もし自慢できるものがあるとすれば、それは、チーム員が外国人県民から直接聴きとった生の声であるということであろう。全く初対面の私たちチーム員に、二時間も三時間もさいて貴重な話をしてくださった人びとに感謝するとともに、紙数の関係でうかがった話の、ごく一部しか掲載できなかったことをおわびしたい。

また、自治体がこのように韓国・朝鮮人問題を自らの研究テーマとして真正面からとり上げたのは、全国でも初めてのことであろう。聴きとりの件数が少ないため、これが在日韓国・朝鮮人のすべての声を反映しているとはとても言えないが、この報告書が一つの契機となつて全国の自治体で、この問題に取り組みられるようになればと願うものである。

- (1) 本書では、呼称については、歴史及び文化の部分を除いては在日韓国・朝鮮人と表記した。
- (2) 本文中の個人の名前については、ルビを付したものの以外はすべて仮名とした。

# 目次

序	—	開かれた地域社会を	—
プロローグ	—	ある「在日」の記録	—
第I部	神奈川の歴史とともに歩んだ人びと		1
第1節	在日朝鮮人の歴史		2
	日朝交流の歴史		2
	関東大震災下の朝鮮人		6
	在日朝鮮人社会の形成		9
	戦時下の在日朝鮮人		14
	解放		20
第2節	在日韓国・朝鮮人の抱える一般的问题		29
	本名・通名		29
	進む世代交代—二世・三世・四世		30
	帰化		30
	法的地位		32
第II部	在日韓国・朝鮮人は今		37
第1節	文化		38

朝鮮文化を訪ねて . . . . . 39

日々の暮らしの中で . . . . . 42

韓国・朝鮮人の意識構造 . . . . . 46

日本の中の“朝鮮” . . . . . 48

第2節 教育 . . . . . 51

学校での差別ってなに? . . . . . 51

自分を隠すかくれみの . . . . . 53

本名を名のる . . . . . 57

表面化しないことが問題 . . . . . 59

教師の実践 . . . . . 61

民族性をうけつぐ . . . . . 66

違うことを尊重する大切さ . . . . . 68

今、望まれること . . . . . 71

第3節 就職 . . . . . 74

今なお残る就職差別 . . . . . 74

企業の対応 . . . . . 75

最近の就職状況 . . . . . 77

就職への道 . . . . . 80

行政の対応	84
公務員への採用	87
職業・事業活動	90
京浜工業地帯を支える人びと	91
客商売で働く人びと	93
職域拡大―弁理士誕生	95
事業活動の権利を守るために	97
職業・事業の現状	98
現状からみえること	101

第5節

〔I〕

生活権

生活権としての住宅問題

〔II〕

不良住宅地区	103
戦前・戦後の住宅状況	104
県内の例から	106
「住」をめぐる日常的差別	110
公的住宅入居・公的融資制度	111
福祉をめぐって	112
ある老人の話	112

在日韓国・朝鮮人と健康 . . . . . 113

忘れられた皇軍 . . . . . 115

生活権の実質保障へ . . . . . 116

第6節 婦人 . . . . . 119

女性たちの歩み . . . . . 120

女性たちは今 . . . . . 125

結婚 . . . . . 129

第11部 15の提言 . . . . . 135

第1節 開かれた地域社会をめざして . . . . . 136

第2節 民際外交の第二ラウンドに向けて . . . . . 141

歴史・文化を理解するための提言 . . . . . 141

提言 1 2 . . . . . 143

教育についての提言 . . . . . 143

提言 3 4 5 . . . . . 149

就職・職業・事業活動についての提言 . . . . . 149

提言 6 7 8 . . . . . 154

生活権を保障するための提言 . . . . . 154

提言 9 10 . . . . . 154



婦人に関する提言	11	157
行政一般に対する提言		157
提言	12	157
提言	13	157
提言	14	157
提言	15	157
資料1 外国人登録国籍別人員調査表		172
資料2 外国人児童・生徒数		173
資料3 上福岡市立小中学校に在籍する外国人（主として在日韓国・朝鮮人）児童・生徒の指導について		175
資料4 県内関係団体・グループ等（アイウエオ順）		179
資料5 外国人に対する意識調査		185
あとがき		198

表紙の絵・イラスト

安 英淑

アン ヨンスク

プロローグ

— ある「在日」の記録 —



私たちは、県内に住む多くの韓国・朝鮮人に出会い話をきくことができた。報告のはじめに、「在日の意味を確認するためにも、その中の一人、金さんの話を紹介したい。

川崎駅からバスで一〇分程行くと、銅鉄業の家が立ち並ぶ一角がある。そして、その中に金さんの家もある。一九一六（大正五）年、慶尚南道に生れた金さんは、六七歳とは思えない、はつらつとした感じの人であった。私たちが質問をすると、静かな、淡々とした口調で、語り始めた。

私の生れた村は、人口一五〇人くらいの小さな村だった。その中で私のように学校へ通わせてもらえたのは、四、五人だった。学校は、当時五〇銭くらいの月謝で、日本人の校長と朝鮮人の先生、その外に二、三人の日本人の教師がいた。私の家は酒造りが商売だったが、私が小学校三年生のころ、

日本人が大勢村へやってきてから酒を売ることができなくなり、月謝も払えないような状態になった。

兄は、仕事を求めて大阪で沖仲士をするようになり、私は、兄をたよって日本へ渡ってきた。もう少し勉強もしたかったし、「日本に行けば何とかなる」と、子ども心に思っていた。大阪の此花区、当時、そこには朝鮮人が多かったが子どもは珍しかったようで、毎日「朝鮮人、朝鮮人」といつては、大勢の子どもたちが、私の後をついてきた。ある日、あまりうるさい子どもがいたので、私は我慢できなくなりパラチゲ（頭突き）をしたが、そうしたらその子は鼻血をだしてしまった。私は何度も謝ったが、許してもらえず、後から大勢の人がやってきた。そして、地べたに手をつけて謝っている私の上から、皆が叫んだ、「朝鮮人のくせに、殺してしまえ、殺せ！」と。あまりに自分が情なくて、それから学校もやめた。一二歳だった。

学校をやめてからは働き口を探して歩いたが、全部断われた。栄養状態が悪くて小さかったし、言葉も上手ではなかったから。それに、当時朝鮮人ができる仕事は、土方と沖仲士くらいしかなかったが、それには、小さすぎて使いものにならなかった。

やっと一四歳の時、知りあいの風呂屋の三助に雇ってもらえたが、朝四時から夜一二時まで働き、掃除をするとき一時過ぎというきつい仕事で、毎日三時間くらいしか眠らせてもらえなかった。あまりきついので朝五時から夜一二時までの下足番に仕事を変えてもらったが、それでも眠くて、つい居眠りがでてしまい、客によく「朝鮮人、くそ坊主」とこぼされた。ほかに仕事はないし、そこで、一年半くらい頑張った。

しかし、「こんな仕事をいつまでやっても」と思うようになり、それから仕事を求め歩いた。その

ころには身体も少しは大きくなっていった。鉄工所、硝子工場、広告会社、菓子屋、八百屋などへも行ったが、みんな一月足らずで身元がわかり、やめさせられた。朝鮮人だとバレると、その日までの給料も払ってくれずにお払い箱で、思えばずいぶんただ働きをさせられたものだ……。

一九歳になったころ、近所で銅鉄業を始めた人がいて、私は、その手伝いをするようになった。そして、そこで買出しや、仕事のコツを覚え、西九条の近くで独立。二三歳で結婚した。

昭和一六年、とうとう戦争が始まり、商売はやっていられない状況になった。私は戦争へ行けば必ず死ぬと思っていたから、戦争には絶対行きたくなかった……。徴用逃れも何度かした……。そうして、日本にいた私が生き残った一方で、本国にいた私の甥は、「草刈の最中、日本人に捕まり三井炭鉱へ連れてこられた」という一通の手紙を残したきり、行方知れずになってしまった……。一九四五（昭和二〇）年、二九歳の時、私たちは解放された。

戦後しばらくの間、私は川崎で、ドブロクや焼酎を造って売るいわゆるヤミ屋をやった。当時は、多くの朝鮮人がヤミ屋をして生活していた。川崎は軍需工場の関係で朝鮮人が多く集まり、子どもたちも大勢いた。私たちは、以前より、子どもの教育のために学校をと望んでいたが、実現できず、皆で金や物をもちよったりして、一九四六（昭和二一）年やっと民族学校を建てることのできた。しかし、その学校も、朝鮮戦争が始まる前に、マッカーサーによって閉鎖されてしまった。ずいぶん抵抗運動もしたが、警官が五〇〇人近く来てね、とても勝負はなかった。日本中の民族学校は、そんなふうに閉鎖されてしまったんだ……。

私はヤミ屋をやめてからは、川崎で銅鉄業を始めたが、要領もわかっていたので比較的順調にいっ

た。川崎では次第に銅鉄業を始める者が増えていき、私は、大勢の仲間に仕事を教え、そして何人もが私の元から独立していった。

今は不景気だが、何とか食べていける。また、四人の子どもたちも成長し、独立した。私の仕事は誰も継いでくれなかったがね。本当なら一安心というところなのだろうが、私にはそれもできない。私の息子の一人が、昔、悪い仲間にはいつばられ、行方不明になってから一〇年以上たつ。そして、消息もつかめないままの状態なんだ。

私は私で、できる限りのことをして生きてきた。そして昔と比べれば、今は良い時代になってきたかもしれない。しかし、行方不明の子どもには、それなりの理由、悩みがあつたことだつたと思う。私たちが味わつた苦勞とは何か違う苦勞があつたのだろう。

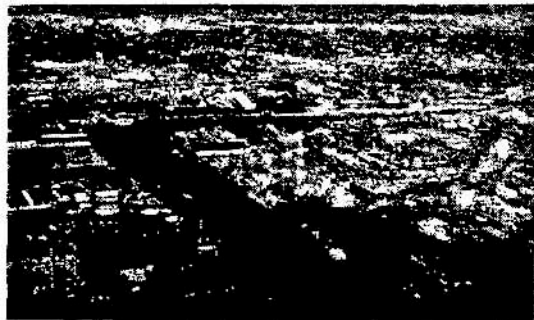
心配なんだよ……。

時には吐息をつき、目がしらを押えながら語る金さんの表情に、言葉にはならない人生の重みを感じながら、川崎を後にした。



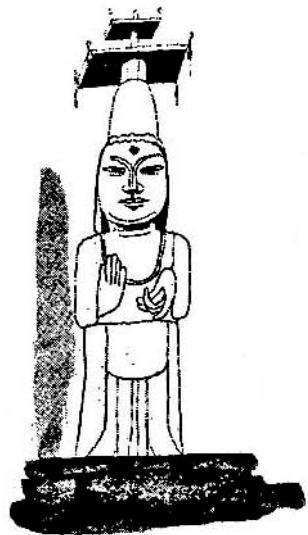
## 第 I 部

# 神奈川の歴史とともに歩んだ人びと





1. 在日朝鮮人の歴史



◆ 日朝交流の歴史

県内の在日朝鮮人社会はどう歴史的に形成されて来たのであろうか。それを神奈川という地域社会のなかで彼らがどういう役割をはたしてきたかという視点から考え、同時に、それがアジアの動きや世界の動向と密接な関係をもっており、地域と国際社会のかかわりかたをしめすものであることについても、歴史的な経過のなかで解明したい。

**渡来人** 現在の神奈川県とアジア世界の結びつきは古く、日本の国家形成とも関連をもつような形と相模 ではじまった。その第一歩は朝鮮からの渡来人によってしるされており、大磯の高麗山やそ

こにある高来神社に足跡を知る手がかりがのこされている。神奈川県教育委員会が刊行した『ふるさと





の文化財』には「高来神社が鎮座する大磯町高麗は高句麗人の渡来地といわれ、大陸文化流入の先駆地であり」とされているとおり、ここを一つの起点として各地に渡来人たちが移り住むようになった。(1) この結果、県内には高座郡(高倉郡)という郡名をはじめ箱根(韓国古語で“ハ”は神仙の意で“ね”は山嶺をしめす)、駒岳、秦野の秦、など多くの地名として残されている。(2) また国の重要文化財である箱根権現絵巻には渡来人によって箱根が開発された様子が描かれている。

こうした渡来人とのつながりは“祭り”として現在ものこされている。「高来神社の船祭り」は高麗若光が大磯に上陸したという故事に由来しており、その本地仏千手観音像は海中より引き上げられたと伝えられ、引き上げた漁夫(現在の加藤家といわれる)によって現在の祭りのときもその加藤家が祭礼行列を先導している。さらに重要なことは、これら渡来人たちは鉄器と農耕文化をこの地にもたらし、(3) その生産力をいちじるしく向上させたといわれていることである。こうした人々も参加して地域が形成されて来たといえるが、近世になってからの朝鮮との交流も見逃がせないであろう。

### 朝鮮通信使

日本人の倫理観を形成する上での大きな要因となつて  
いる儒教、とくに朱子学は朝鮮の影響をつよく受けてい  
る。(4) 幕府の官学としてとり入れられたが、この過程で朝鮮から日本  
に送られた「通信使」は大きな役割をはたした。

神奈川の地と関連させていえば、「朝鮮通信使」が江戸にむかう途中、

県内の箱根から川崎宿まで宿泊をかさね、近在の農民にも広く知られるところになっていた。このときの応接や人馬の提供、道路の整備などに動員されたからである。これは東海道にそった地域ばかりでなく、県内全域の村々に命ぜられている。このため、たとえば栗原村の名主文書（現在座間市内）には「朝鮮人人馬諸役帳」「朝鮮人来朝ニ付馬入橋御用村役渡シ方写帳」など多くの文書が残され、<sup>(5)</sup>本陣では食事のメニューまで作られ、文書として見ることが出来る。

こうした伝統的な友好関係も近代になるとその様相がかわってくる。

**アジアへ** 開国以来、横浜・横須賀などに外国人が住むようになり国際関係は複雑になった。とくに**侵略** に居留地には各国の人々が生活し、とりわけ中国人労働者はその数が多かった。多面的

になった国際関係のなかで、一八七二（明治五）年県令大江卓によって行われたペルー船（マリア・ルース号）の中国人奴隷二〇〇余人の解放は、新しい平等な国際関係を生み出す可能性をしめした事件であった。<sup>(6)</sup>

しかし、日清戦争はアジアとの関係をかえ、日本がアジアに対する抑圧国としての立場をとる過程となった。それは、朝鮮を日本人の血を流して確保した土地であり、金もうけの対象とする主張が『毎日新聞』の紙上にあらわれるようになったことにも証明されるし、実際に横浜港から一旗あげようと朝鮮に渡航する人びとも増加した。<sup>(7)</sup>やがて有力な横浜商人たちも朝鮮に投資するようになり朝鮮との関係は一層深まっていった。その後の日露戦争をへて、一九一〇（明治四三）年、「日韓併合」をむかえた。日本が朝鮮を植民地にしたのである。抑圧国と被抑圧国というそれまでになかった関係をもつことになった。

## 1 在日朝鮮人の歴史

### 日韓併合

「日韓併合」により、日本国内に居住していた朝鮮人は外国人としての取扱いから「日本人」として処遇されることになったのである。

こうした日本の中国・朝鮮に対する侵略は、中国人、朝鮮人民衆の広い抵抗をうみ、一九一九（大正八）年に朝鮮での三・一独立運動がおき、つづいて中国で五・四運動がくりひろげられた。そうした民族の独立をねがうアジアの民衆に対し、日本は、その運動が植民地支配をゆるがし商人たちの投資を無にする危険なものとして抑圧、弾圧した。日本国内ではアジア民衆の独立運動家に対し、「不逞鮮人」とよんだり、中国人を「チャンコロ」とよんだりする言葉が使われるようになった。

「日韓併合」後、日本に住む在日朝鮮人は数千人を数えるだけでそれほど増加しなかった。<sup>(8)</sup>しかし、一九一七（大正六）年にはこの年だけで実に一万人以上の人びとが日本に渡航しており、その後の渡航者増大のきっかけになった。これは、第一次世界大戦下の好景気のもとで、鉱山や紡績工場で働く労働者が不足し、朝鮮に募集にいき集めた人びとであった。彼らは募集条件とちがった低賃金、長時間労働で働かされ、とくに賃金は日本人より三割は少なかった。この労働者募集は関西を中心に行われたが、その後の朝鮮における植民地支配の強化<sup>11</sup>土地収奪により日本に渡航する人びとは一気に増加していった。その一部は神奈川の地にもみられるようになった。

## ◆ 関東大震災下の朝鮮人

朝鮮人を 当時、朝鮮人は県内各地の鉄道工事（熱海線・保土ヶ谷引込線）、寒川、多摩川の砂利  
虐殺する 採取、鶴見潮田町の工場街、埋立工事、横浜中村町の沖仲土などの労働に従事しており、

関東大震災の前には数千人にもなっていた。こうしたときに、一九二三（大正一二）年九月一日に関  
東大震災がおきたのである。県内で死者は二九、六一四人にもなり、行方不明も入れると三万余人と  
なり、倒壊家屋、火災被害も多かった。<sup>⑩</sup>

九月二日、まだ余震がつづくなかで、当時の日本人の思想状況を問うような事件がおきた。それは  
「鮮人」あるいは「朝鮮人」が井戸に毒を投げ入れ、あるいは武器をもって襲撃してくるといふ流言  
が飛んだことにはじまる。これは単に流言にとどまらず当時の三浦郡長などは公文書で町村長に警戒  
するよう注意した。<sup>⑪</sup>そのような事実は全くなかったのに県内いたるところに五七五に達する自警団  
が結成され、日本刀、鉄砲、竹槍、トビロなどで武装したのである。それらの自警団は町の辻々をか  
ため、そして避難する人びとのなかに朝鮮人がいれば直ちに虐殺してしまつたのである。

この殺害の状況は『横浜震災誌』や、横浜市立寿小学校の『大震災難記』の作文集の中に生々しく  
描かれているが、ここでは雑誌『潮』昭和四六年九月号に掲載された田畑潔氏の証言「真っ赤な川」  
をとりあげてみよう。

「そうしてグルリと朝鮮人をつとり囲むと何ひとついいわけを聞くまでもなく問答無用とばかりに

手に手に握った竹やりやサーベルで朝鮮人のからだをこづきまわす。それもひと思いにバツサリと  
いうのでなく、皆それぞれおつかなびつくりやるのでよけいに残酷だ。頭をこづくもの、服に竹や  
りを突きたてるもの、耳をそぎ落すもの……こうしてなぶり殺しにした朝鮮人の死体を倉木橋の  
土手つぶちに並んで立っている桜並み木の川の方につきだした小枝につりさげる……三好橋か  
ら中村橋にかけて戴天記念に植樹された二百以上の木の幹に血まみれの死体をつるす。…  
…人間のすることとも思えない地獄の刑場だった」とされている。

**朝鮮人を むろん、** こうした虐殺に加担せずに朝鮮人の生命を危険をかえりみず守った人びともい  
**助ける** たことは、中島司『震災美談』（京城で刊行）にまとめられているほどであるから事実多

くあったであろう。次の碑文は一九五三（昭和二八）年に在日朝鮮統一民主戦線鶴見委員会によつて  
建てられた碑に刻まれているものである。「故大川常吉氏の碑、関東大震災当時流言蜚語により激昂し  
た一部暴民が鶴見に住む朝鮮人を虐殺しようとする危機に際し当時鶴見警察署長故大川常吉氏は死を  
賭して其の非を強く戒め、三百余名の生命を救護したことは誠に美徳である故私達は茲に故人の瞑福  
を祈り其の徳を永久に讃揚する」とされている。<sup>12)</sup>

### 殺害数

このように朝鮮人を殺害から救った例もあるが、やはり、ここで正視しなければならぬ  
のはなんの理由もなく虐殺された人びとのことであろう。いつ、県内のどこで、何人くら  
いが殺害されたかについては、震災から六十年たった現在にいたるまで調査されることもなく放置さ  
れているので正確な人数は不明である。だが当時、朝鮮・なぜ流言でして調査された殺害場所と人  
員は別表のとおりとなっている。ただし、混乱した情報の飛ぶなかで集めた数字とおもわれ、その数

第一表 金承学調査による県内犠牲者数

遺体発見場所	人数	遺体発見場所	人数
神奈川浅野造船所	48	戸部	30
神奈川警察署	3	(上カ) (田カ)	
土方橋より八幡橋まで	103	水戸山鴨山	30
山手本町立野派出所	2	茅ヶ崎駅前	2
本牧	32	鶴見	7
若尾別荘	10	久保町	40
根岸町	35	浅間町	40
山手町埋地 (田カ)	1	新子安駅	10
御殿町附近	40	中村町	2
程ヶ谷	31	[A] 小計	1,162
井戸ヶ谷	30	[B] 遺体を探せなかった 同胞(神奈川県)	1,795
子安町より神奈川駅	150	[C] 11月25日の調査終了 後に来た報告 (神奈川県)	1,052
神奈川鉄橋	500		
久良岐郡金沢村	12		
川崎	4	総計	4,009

神奈川県史各論編、政治、行政 661 ページ 梶村論文から。

は実際の数より多くなっているとおもわれる。

しかし、流言がとんだとはいえ、どうしてこうした大量虐殺がおきたのであろうか。いくつかの要因となったと考えられることをあげると、日本の植民地支配に抵抗する人びとを危険な者として「不逞鮮人」と呼ぶような意識が民衆の中に存在したと、すでに震災前から自警組合という治安、防犯組織が地域につくられており、戸塚ではその数が三〇〇余もあったといわれていること、軍隊が出動し戒厳令をひいた政府中枢に朝鮮総督府出身の官僚がおり、かつまた、各地の郡長、市町村長が朝鮮人に対する警戒をよびかけたことなどをあげることができよう。また、朝鮮と日本が被抑圧国と抑圧国という対等でない関係にあったことが問題であり、基本的にはそう

## 1 在日朝鮮人の歴史

した関係が虐殺という行為をもたらしたとみてもよいであろう。<sup>(1)</sup>同時に震災後に発行された、朝鮮人を助けたという前掲『震災美談』によれば、職務上助けた警察官をのぞけば、日頃から朝鮮人を良く知り、友好関係をもっていたことが、身を危険にさらして朝鮮人を守る行動にたちあがらせたのであろう。

震災後、虐殺された朝鮮人のために法要が行われたり、一九二六（大正一五）年に知事を会長に「朝鮮人保護」を目的にした神奈川県内鮮協会などが結成されたが、朝鮮人にとっては、なにも実効のないものであった。<sup>(2)</sup>

### ◆在日朝鮮人社会の形成

こうした殺害事件があつたにもかかわらず震災から一年半ほどたった一九二五（大正一四）年五月二一日付の横浜貿易新報によれば県下にはおよそ六、〇〇〇余の人びとが働いていた。その多くは震災の復旧工事等に従事しており、その賃金はいかかわらず低くおさえられ、重労働であつた。加えて震災の反省である「内鮮融和」といった課題はかけ声だけに終り、民族的な差別はいかわらずつづいていた。

在日朝鮮人の職業は、そのほとんどが土木関係の工事に従事していたのが特徴であり、

#### 職業と生活

県内でも同様であつた。箱根の国道工事から、京浜工業地帯の工場建設の工事、多摩川の砂利採取等々にその足跡をみることができし、昭和恐慌下には失業救済事業に働く人びとも多かった。<sup>(3)</sup>また、京浜工業地帯の工場群の臨時的日雇労働に従事している人びともいた。横浜市が一

第2表 職業別県内在日朝鮮人  
(昭和4年6月末)

学 生	49
商 業	62
農 業	44
雇 人	201
職 工	349
人 夫	5,919
客商売	62
無職	2,205
その他	54
計	8,945人

第3表 県内在住朝鮮人数の  
男女別内訳  
(昭和4年6月末)

男	7,281人
女	1,664人
計	8,945人

注『社会運動の状況』昭和6年版より作成した。

九三五年に調査した『朝鮮人生活状態調査』報告書によれば、横浜市在住有業者の二、二八六人のうち二九%が「土工」で、一九%強が「日雇人夫」次に「裁縫職」「沖人夫」とつづいている。以上のような職業についていた人びとは多くが朝鮮人部落を形成し、そこを拠点に生活を営んでいた。これは主に日本人家主から家を借りることができなかつたことにもよるが飯場を利用し、そこに部落が形成された場合や、自力で土地の所有が明らかでない場所にバラックを建て部落ができた例もある。その部落の多くが行政当局によって「不良住宅地区」とされた。たしかに衛生的とはいえない状況であったが、朝鮮人にとっては別な意味をもっていた。そこでは朝鮮語で会話ができたし、就職の世話・あつ旋もしてくれたし、困ったときには助けあうことができたのである。第二次大戦下には強制連行されて



## 1 在日朝鮮人の歴史

きた人が逃亡し、ここでかくまわれたし、民族的な抑圧（朝鮮語の禁止等）が強化されるなかで部落に入れば公然と朝鮮語で会話ができたという積極的な役割もはたしたのである。<sup>16)</sup>

朝鮮人社会を独自に形成していくのは、神奈川の地では震災後の数年を経てからであった。在日朝鮮人の職域の拡大や部落が形成されはじめると、震災直後には出稼できていた人びとも朝鮮から家族をよびよせ、定住化が進むようになり、女性や子どもも増加していった。（第3表参照）

### 朝鮮人労働者の運動

朝鮮人労働者自身がいわれのない抑圧から身を守るために組織をつくりはじめたのは、震災の直後からであった。<sup>17)</sup> 一九二五（大正一四）年七月、横浜朝鮮合同労働会が結成され、その後、一九二七（昭和二）年には神奈川県朝鮮労働組合が県下に支部をもって結成されたのをその組織の起点といってもよいであろう。この時点での組織人員は三千人をこえていたといわれており、その動員力も高く、一九二七（昭和二）年のメーデー参加者総数二、五五五人中、朝鮮人労働者が三〇〇人にもなり、毎年のメーデースローガンにも朝鮮人の要求が掲げられるようになった。

この運動の中心になったのは一九四五（昭和二〇）年以降の朝鮮人運動にも強い影響を与えた金天海<sup>オチノエ</sup>（<sup>18)</sup>などで、社会主義思想をもった人びとであった。彼らは賃金等の民族的差別にも反対し、多くの争議にかかわった。その後、一九二九（昭和四）年からの世界的恐慌下には在日朝鮮人労働者の多くがいち早く解雇され、朝鮮人労働者の生活は窮迫をつけ、県内でも朝鮮人の多くが失業した。

### 失業朝鮮人労働者

朝鮮人労働者の失業者数の推計が少なすぎる統計として知られる内務省社会局調査「失業状況推定月報」<sup>19)</sup>でも県内朝鮮人調査人口の三分の一は失業者であったし、県内失

業応急事業における朝鮮人登録者の在住者比では約半数近くの人びとが失業者とされており、現実の失業率はさらに高くなっていたとおもわれる。<sup>(20)</sup>

こうした失業状況のなかで日本人も含めた失業反対運動が進められたために、政府や地方庁により失業救済事業が県内各地で実施された。この事業は民間に委託されたこともあり、労働時間等は厳しかった。この失業対策事業に働く朝鮮人労働者の占める比率は内務省社会局調査によれば川崎市で実に八〇・四％、横浜市では四四・六％（『横浜貿易新報』一九三〇（昭和五）年四月一六日付）にもなっていたといわれている。また、運よく失業救済事業で働くことができた人びとも毎日就労できたわけではなく、よい人で二日おきに一日、三日おきに一日働けるという状態であった。したがって生活ができるというより、糊口をしのご程度であった。こうした失業救済事業の一つに横須賀市の平作川改修工事があった。

**平作川改修** 平作川は、震災後河口が隆起し、しばしば洪水がおきた。この改修を目的として**工事争議**が行われた。ここに就労していたのは、日本人も含まれていたが、その労働がきつい

ためもあったが多くが朝鮮人労働者によって占められていた。この工事で働いていた人びとは、その就労日数の増加などを要求して、一九三二（昭和七）年一月四日から九日まで六日間にわたってストライキを決行した。この争議の中核には朝鮮人労働者がいたが賃金引上げ等の要求は日本人にも共通した課題であった。

争議自体は三〇余人の朝鮮人労働者の検束をもって終らざるをえなかったが、当時、六日間も争議が継続したこと、朝鮮人労働者が六〇〇余人も参加していたことにみられるように朝鮮人就労者全員

## 1 在日朝鮮人の歴史

の参加を得ていたことから、この運動が大衆的基盤をもっていたことを伺い知ることができる。こうした争議によって、生活を守ることを権利として考え行動していた朝鮮人労働者の存在がうかがいあがった。<sup>(1)</sup> また、当時、すでに日中戦争は本格化し、戦時体制がつくられていく中であつては注目される行動であつた。例えば、この争議が弾圧により終つた一月九日の横須賀市では「横須賀市内は入団入営の見送りで終日雑踏し」市内では、飛行機の「高等飛行」の観覧があつたという。<sup>(2)</sup> すでに民衆が戦時体制づくりに動員されているという社会状況のなかで行われたのがこの争議であつた。したがつて「植民地の解放」を考えたり「ストライキ」などをする人びとに対する弾圧は厳しかった。指導者とみられた人びとは特高警察に逮捕された。平作川争議にも関係していた慶尚北道慶州郡出身の金一声は一九三八（昭和一三）年二月警察による拷問が原因で死亡したといわれている。（金一声 キムイルソン については神奈川県解放運動旧友会『合祀者名簿』による。）

**朝鮮人と** こうした在日朝鮮人の運動のなかで、一つ注目しておきたいのは日本人と朝鮮人の運動 **ともに** を統一しようとした人びとがいたことである。すでに一九三〇（昭和五）年頃から朝鮮

人は独自の在日朝鮮人労働総同盟の組織を解体し、日本人の組織・日本労働組合全国協議会（全協）に加盟するという運動方針の転換があり、その中で日本人とのかわりが生れ、ともに運動を進めるようになっていた。県内でもそうした運動が進められた。小田原市在住の島本恒氏（当時・プロレタリア作家同盟員）がその人である。一九三一（昭和六）年前後に箱根国道工事にしたがつて居住していた朝鮮人は六〇〇〜七〇〇人近くもあり、メーデーには五〇〇人ほどの参加があるなど活発に活動していた。島本氏は箱根の山の朝鮮人飯場まで入り、「はりつけ茂左衛門」の話や、文学や演劇の話を

して五、六回も密かに行動したと証言されている。わずか五、六回朝鮮人飯場に入っただけとはいえない。当時の状況下ではたいへん勇気のいることであった。このためもあつて島本氏は一九三三（昭和八）年九月一八日に特高警察につかまり、その後も幾度か検束されたのである。（島本恒氏談）以上のよきな朝鮮人労働者たちも、徹底した弾圧により、一九三五（昭和一〇）年頃には組織的な活動は全く不可能になってしまった。同時に在日朝鮮人に対して新しい管理政策が展開されるようになっていく。

### ◆戦時下の在日朝鮮人

新しい在日朝鮮人政策のかなめになっていたのは、朝鮮人の日本人化を目標とした「内鮮一体」化政策の展開である。この動きが強化されはじめるのは日中戦争が本格化する一九三七（昭和一二）年頃からであり、アジア侵略を保障する国内体制づくりの一つとして考えられ、在日朝鮮人が固有の文化と伝統に支えられていること自身が危険なものとして意識されはじめたのである。むろん、この「内鮮一体」化は朝鮮でも強力に実施されたが、日本国内ではさらに徹底した手段と方法でそれが実施されたのである。<sup>(23)</sup>

### 協和会 の成立

具体的な朝鮮人に対する対応として、県内で震災後に設立された神奈川県内鮮協会があつたが、とくに目立った活動はなく、ごく部分的な就業の世話、講座などの社会福祉的な施策があつたにすぎない。内鮮協会が再生するのは一九三七（昭和一二）年の初めからであり、次第に組織を強化し、全国の朝鮮人統制を強化するためにつくられた中央協和会の設立<sup>(24)</sup>（一九三四年）

## 1 在日朝鮮人の歴史

にあわせて神奈川県内鮮協会も名称を神奈川県協和会と改める。協和会は各地に支部をおくが、この支部の区域は各警察署管内ごとに分けられた。そして支部組織は署長あるいは特高主任が支部長をしており、副支部長や幹事は特高課内鮮係員がこの任にあたった。こうして在日朝鮮人の統制は直接、特高課内鮮係が行うことになったのである。<sup>(25)</sup>

初期協和会では一五支部・一九分会、会員四、〇〇〇人となっている。<sup>(26)</sup>その後、朝鮮からの労働者の移入（強制連行）などにより、その組織は一層強化され、特高課内鮮係員も増員され朝鮮人統制はより強化されていく。朝鮮人はすべて協和会の会員証をもたされ、この会員証のないものについては厳しく取調べられた。こうした組織体制下を実施されたのが「内鮮一体」という名の日本人化・戦争動員政策であった。

### 同化政策

#### の展開

在日朝鮮人がもっていた固有の文化、その外面的なもののみならず精神までも一切を奪うための諸方策が内鮮一体化政策であった。したがって、皇国臣民の誓詞の頒布をはじめ国民精神作興週間への参加、敬神思想の涵養、日本精神発揚週間、「内地作法の習得」、和服奨励、神社参拝などが強調された。以下に実施されたごく一部を紹介しよう。<sup>(27)</sup>

#### ―神社参拝―

聖地参拝という名で一九四一（昭和一六）年一月二二日、横浜支部の婦人部一七人は皇居と明治神宮に行ったし、近くの伊勢山皇太神宮には横浜支部員が一九四〇（昭和一五）年四月七日に一二〇人で参拝している。川崎支部の婦人五〇人は「内鮮一体」の「史実」を表わす神社として埼玉県高麗神社参拝にかけている。また、県内各地の神社には清掃奉仕が行われ、鎌倉鶴岡八幡宮には月一回参道の清掃奉仕をしている。また、朝鮮人家庭のすべてに神棚をまつるため神

榊奉斎運動が行われ、一九四一（昭和一六）年三月末までに県内の約三分の一の家庭に神棚がかざられたと報告されている。

―朝鮮語の禁止― 言葉は民族を象徴するともいわれているが、協和会の会合等の席では「鮮語ノ使用ヲ絶対禁止致シヨリ」とされているように朝鮮語の使用は禁止された。このため、協和国語読本というテキストをつくり、夜学や、このための講習会をさかんに開催し、日本語使用を強要したのである。

―和服奨励― 比較的日本人社会と接触する機会が少なく民族的伝統を守っていた婦人に対しては礼儀作法、内地式食事のつくり方、年中行事から和歌の朗詠にいたるまで講習で学ばされたが、なかでも和服（着物）着用は最も力を入れて行われた。県協和会は「鮮服全廃運動」としてとりくんで、一九三七（昭和一二）年から三カ年計画で着用させる計画がたてられていた。月一回は着付講習会がひらかれた。だが、ひにくなことに材料難から和服の入手が困難となり「鮮服全廃運動」が不可能となつてしまったことも報告されている。

―名を奪う・創氏改名― 朝鮮でも力を入れて実施されたが国内にいる朝鮮人にも日本人名を名づけることが強制された。県協和会企画委員会では創氏改名がいく度か議題となり、金・朴・李といった名前をすべて日本式に金田・新井……とさせるための実施方法が考えられた。朝鮮総督府作成の手続案内のパンフレットが配布された。<sup>(28)</sup> この手続は、神奈川県と同じように在住者の多かった兵庫県では支部・分会（各警察署内に事務所があった）の特高係が受付をし、実施成績も発表されている。<sup>(29)</sup> 当県でもこうした方法がとられたとおもわれ、かなり厳しく実施された。朝鮮人は

## 1 在日朝鮮人の歴史

とくにその姓を大切にしていたからその苦痛も大きかった。この創氏改名以前から日本人社会で働く朝鮮人は便宜上日本人名を使用する人びともいたが、この時期（一九四〇年）からすべての人びとも日本人名を名のらざるをえなくなったのである。こうして日本社会のなかでは日本人名を使わなければ職業にもつげなくなり、また配給も受けられず、生活そのものがなりたたないという状況におかれたのである。それは、広く日本人社会に朝鮮人が日本人名を名のることがあたりまえのこととして受けとめられる結果となったのである。

こうした施策のほかにも慰安行事として映画などの教化政策が実施された。一九四〇（昭和一五）年四月七日協和会杉田分会（杉田警察署内）で協和事業についての精神訓話と映画「父は九段の桜花」や「暁の門出」が上映され、これには一六七人の朝鮮人協和会員が参加した。

**戦時協力政策** 内鮮一体という同化政策と同時に、戦時下の軍事協力への参加が強要された。それは飛行機献納運動のための募金集めから納税思想の普及運動、貯蓄運動等への参加であった。協

和会川崎市高津分会（高津署管内）では出征遺家族家庭労働奉仕に四回にわたり、五一人が「自発的」に参加しているし、軍用に使われる県道（足柄刈野小山県道）の改修工事奉仕に八回にわたり五七人が参加しているといった具合である。国防献金が五、五七三円集められ恤兵献金、義捐金名目でお金が集められた。また、慰問袋も一年間で八七三個献品されたとされている。これら金品は戦時下に特別に朝鮮人の生活が楽になったわけではないのかさねて要求されたのである。

やがて、労働力不足が深刻になると工場などに徴用されるものもいた。朝鮮に志願兵制が実施されると在日朝鮮人もこれに応募することが美談とされた。港北区の飯場内で働いていた金鳳朝（日本名

キムボンシヨ

天野武春）が志願兵に採用されることを希望したことが報じられている。<sup>(30)</sup> その後の徴兵制の実施でも県内在住者も例外なく協力させられた。

**強制連行労働者** 在日朝鮮人は内鮮一体という名のもとに実施された精神動員運動と物的な協力という二つの枠組のなかにくみこまれていたが、国内労働力不足は深刻となり、朝鮮から朝鮮人を「移入」し、これにあてる政策が実施された。これらの人びとは畑などで働いているところから本人の合意なしに日本に連行したため「強制連行労働者」とよばれている。<sup>(31)</sup> 彼らは主に九州・北海道

の炭坑・鉱山労働者として、重要国策産業（八幡製鉄、日本鋼管）等、及び陸海軍工事に動員されてきたのである。一九三九（昭和一四）年から一九四五（昭和二〇）年までに全国

第4表 強制連行労働者の配置状況

1942年6月現在

就業先	人数
横須賀海軍建築部	298
近藤研一（横須賀海軍建築部工事）	118
熊谷組（相模川河水統制事業）	400
熊谷組（相模川作業所）	407
神崎組	288
伍井猛治（陸軍建築部）	50
佐原宏定（内務省国道工事）	34
大倉土木	473
銭高組金沢海軍工事	28
同組衣笠出張所	200
内務省横浜土木出張所	198
日本鋼管川崎工場	507
同扇町工場	459
東京製鉄横浜工場	50
合計	3,510

注 中央協和会『移入朝鮮人労働者状況調』（1942年）による

から一九四五（昭和二〇）年までに全国で百数十万人の人びとが連行されてきたといわれ、九州・北海道などの炭坑では労働者の半教をこえる事業場もあった。彼らは逃亡を防止するためとして監視のついた宿舎に入れられ、長時間きびしい労働にしたがわされた。神奈川県の場合、一九四二（昭和一七）年現在の強制連行がはじまった初期の資料であるが、その就業先及び人数は、4表のお



## 1 在日朝鮮人の歴史

りとなっている。この表でも明らかのように軍関係工事や、相模湖ダム建設にもなう相模川河水統制事業などであり、なかでも重要産業であった日本鋼管にはさらに多数の人びとが一九四五（昭和二〇）年になるまで連行されつづけてきた。これらの諸工事に動員された人びとの犠牲も大きく、現在でも県の水資源として重要な相模湖ダム建設工事では名前がわかっているだけで一九九人の朝鮮人労働者が犠牲となっている。<sup>(32)</sup>

なお、ここで台湾から海軍に徴用され、大和の高座海軍工廠で働いた少年たちのことにもふれておきたい。彼らは総員八、〇〇〇余人にもなったといわれ、ここから各地の軍関係工場に動員されており、内二〇〇余人が死亡したと記録されている。彼らは一二歳から一八歳までの少年で苦しい労働にしたがったのである。また、前記相模湖ダムの工事には中国人労働者二八〇余人も働いており、県内のアジア人労働者の動向として記録にとどめておかねばならない事実である。<sup>(33)</sup>ところで、以上のような状況下におかれた朝鮮人労働者たちは、それにどう対応していたのであろうか。

### 朝鮮人労働者

#### 者の動向

すでに特高警察の全面的な管理下のもとで組織的な抵抗といった動きはできなかったものの「皇民化」にはたえず一定の距離をもち、内鮮一体運動にかかわっていたというのが実情であろう。例えば、神棚奉斎運動についても県は中央協和会に次のように報告している。



「神棚奉斎運動状況懇談会、幹事会並ニ幹部ニ通ジテ敬神崇祖ノ念涵養ニ務メ居ルモ、未奉斎者中ニハ真ノ肇國精神ニ則リ敬神ノ觀念ニ乏シク、指導者ヨリノ受動的觀念ニヨルモノ大部分ニシテ尚一層ノ積極的指導ヲ要スルノ実情ナリ」としてそのもりあがりのない実情をのべている。朝鮮語の禁止にしても「女子ニ於テ、一部集団部落内ニ於ケル用事ハトカク鮮語ヲ以テ」弁じられている傾向がありその指導に苦心していると慨嘆している。<sup>(34)</sup> また、消極的な抵抗ではあるが強制連行労働者の逃亡は多くがある、事業場によつては半数が逃亡している。<sup>(35)</sup> 彼らは軍関係工事で働いたり、朝鮮人部落の人びとに助けられるなどして働く場所をみつけていた。積極的な意味では一九四三（昭和一八）年三月から四月にかけて日本鋼管川崎工場でストライキが行われたことが報告<sup>(36)</sup> されている事例をはじめ、一九四三（昭和一八）年三月一二日横須賀線国鉄延長工事に働く七三人の朝鮮人労働者は物資、食糧配給の不公平を理由に事務所を襲撃していることなどが記録されている。<sup>(37)</sup>

こうした状況のなかで戦災<sup>(38)</sup> や工場近くにあつた朝鮮人住宅の撤去<sup>(39)</sup> といった困難にあいながら、一九四五（昭和二〇）年八月一五日の日本の敗戦をむかえたのである。

◆ 解 放

一九四五年 一九四五年八月一五日を朝鮮人は解放とよぶ。八月一五日を終戦あるいは敗戦として

八月一五日 受けとめたのではなく、永年の民族の願いであつた朝鮮の独立の日として受けとめたのである。在日朝鮮人にとっては協和会の重圧から解放されたことを意味しており、早速、全国で自

## 1 在日朝鮮人の歴史

分たちの組織づくりをはじめた。横浜市でも八・一五の翌日には関東地方朝鮮人会が組織されたといわれている。<sup>(40)</sup> 横須賀をはじめ、その後も各地に組織ができていった。全国的には一九四五（昭和二〇）年一〇月一五日に東京で在日朝鮮人連盟が結成され活動をしていく。つづいて朝鮮人連盟と主張を異にする人びとによって一九四六（昭和二一）年一〇月三日在日朝鮮居留民団が組織された。こうした敗戦直後の動きのなかで当時川崎市に住んでいた李氏は登戸にいた同胞とともに一〇月四日に政治犯の釈放があると聞いてこれを出迎えている。当時、日本国内で労働運動などがまだ活発でない時期にこうした行動に参加したのは、やはり、戦時下に一定の距離をもって事態の進行を見守っていたからではなかるうか。

ともあれ、在日朝鮮人は活発に活動をはじめのだが第一の課題となったのは朝鮮への帰国の援助であった。この活動によって一九四五（昭和二〇）年一二月末までに九九万余の人びとが帰国し、翌年二月まで帰国者はたえることはなかったといわれている。だが、日本の植民地下ですでに土地をなくした人びとがその生活基盤を朝鮮でつくりあげることが容易ではなかった。そういった事情がわかりはじめると帰国者は減少し、一九四六（昭和二一）年三月にはおよそ六四万余の人びとが日本国内で生活をしていた。<sup>(41)</sup>

### 新たな出発

解放されたとはいえ、その生活上の問題からいえば新たな困難に直面していたといってもよいであろう。なによりも、それまで働いていた一切の職場から、外国人・朝鮮人であるからという理由で追い出され、生活の維持ができなくなったことであった。戦後、日本は食糧危機に直面し、政府も民衆の食糧の確保ができないありさまで、闇物資がなければ生命の維持もあ

やぶまれていたのである。このいわゆる闇の流通ルート的一端を朝鮮人がなったのである。大企業の生産が壊滅状況にあったなかで一部ゴム産業、メリヤス業などに従事したり飲食店などをいとなむことよって生計をたてていたのである。だが、それも朝鮮戦争をへて日本経済が立ちなおるにしがいが在日朝鮮人の生活は困難なものとなり、そうした背景のなかで一九五八（昭和三三）年八月には川崎市から朝鮮民主主義人民共和国への帰国運動が展開され、一九五九（昭和三四）年一月四日には実現する。

**民族をとりもどす**　こうした生活上の課題と同時に、奪われていた朝鮮語や民族の歴史などを学ぶことが大きな課題とされた。とくに朝鮮で生まれ育った人びとはもちろん、日本で生まれ、

戦時下に教育を受けた人びと、あるいは戦後の在日朝鮮人子弟にとつては最も必要な要件であった。こうした意味もあつて一九四七（昭和二二）年の三月一日の三・一朝鮮独立運動記念集會が横浜公園で開催されたが、これには三、五〇〇余の朝鮮人が参加している。<sup>(42)</sup>かくされていた三・一運動の存在をはじめ知った人びともいたといわれている。

また、在日朝鮮人子弟の教育もはじまる。「日鮮親善の第一歩」として紹介されている記事<sup>(43)</sup>によれば朝鮮人連盟では初等学校を元横浜鶴屋公園にたてることになり、その目的を「世界平和の建設と文化の交流のため」として建設委員会をつくったと報じられている。さらに「内山知事にも応援を求めたところ、そこは外交官出の内山さんで直ちにオーケー、神奈川県の一部から新生日本の国際親善の第一歩をふみだすことになった」と好意的に報じられている。その後、朝鮮人学校は県内各地に建設されていった。

## 1 在日朝鮮人の歴史

一九五〇（昭和二五）年六月朝鮮戦争の勃発は在日朝鮮人の組織や運動にも大きな影響を与えた。朝鮮人連盟の解散や朝鮮人の民族学校に対する弾圧がそれである。同時に朝鮮戦争はもう一つの新しい動向をうみだした。それはこの戦争をきっかけに大きく発展した平和運動である。朝鮮戦争を平和の危機としてとらえた人びとは県平和擁護委員会準備会を結成し、ストックホルム・アピールの署名運動をはじめた。このなかで朝鮮人の署名運動への参加は広く、その署名集計表でみると朝鮮人婦人団体や、朝鮮人の各団体が集めた数が最も多い。この運動で在日朝鮮人の果たした役割は大きく、その後の運動の起点として評価されるものであろう。<sup>(44)</sup>

その後、在日朝鮮人運動は朝鮮民主主義人民共和国の南日声明などにもとづき大きく運動方針を転換させ、日本の内政には干渉せずに、「共和国の公民」として在日朝鮮人は生活することとなった。組織的には在日朝鮮人総連合会を結成した。また大韓民国を支持する在日本大韓民国居留民団も組織を拡大していった。その後、両組織ともに在日朝鮮人の諸権利を守る活動を神奈川の地で展開している。<sup>(45)</sup>

### 友好への道

以上のような敗戦後の在日朝鮮人の自主的な動向に対し、強い反対運動があった外国人登録令が一九四七（昭和二二）年五月二日に施行され、出入国管理令が一九五一（昭和二六）年十一月一日に施行され、外国人管理が行われるようになった。<sup>(46)</sup> こうした過程では戦時下の朝鮮人に対する処遇については特にかえりみられることはなかった。同時に社会的にも在日朝鮮人を抑圧するだけで、地域形成を日本人とともにささえた存在として評価することもなかった。ために、

戦後も「日鮮」という言葉がつかわれ、ことさら闇市やヒロポンのイメージが強調され、かつ、法的

対応から「第三国人」とよばれたこともあった。いわば一九四五（昭和二〇）年以前の朝鮮人観がそのまま引きつがれ、保持される傾向にもあった。だが一面では新たな友好の主張もあつたことを明記しておきたい。

神奈川新聞の一九四七（昭和二二）年三月一日付一面には三・一朝鮮独立運動の解説とともに「日鮮民族の提携」と題する次のような主張が記事となつていのである。

「過去における日本民族の最大の欠陥の一つは近隣民族の抑圧と軽視であつた」とする立場から今後はこうした考えかたを改めなければ「朝鮮はもとより中国や他の国々と真の友好を続けていくことはできないのである」とし、さらに今後は「より高い見地から理解と友情を深めて行くように努力しなければならぬ。日本の平和と発展のため三・一記念日にさいして、われわれ両民族の提携を強調して世の注意をかん起したい」としているのである。

注

- (1) 『神奈川県史通史編1 原始・古代・中世』第2編「帰化人の足跡」
- (2) 金達寿『日本のなかの朝鮮文化―その古代遺跡をたずねて―』講談社
- (3) 尾上正彦『平塚地方神社誌』サクラ書店
- (4) 阿部吉雄『日本朱子学と朝鮮』東京大学出版会
- (5) 『神奈川県史資料所在目録第9集―座間―』から、『神奈川県史資料編9近世6』にも資料が収載されて

## 1 在日朝鮮人の歴史

いる。

(6) 『神奈川県史通史編4 近代現代1』などによる。

(7) 『毎日新聞』明治27年7月3日付、同11月10日付には横浜からの商売を目的とした「渡韓者」が多いことを報じている。

(8) 在日朝鮮人数は『社会運動の状況』『特高月報』等の内務省作成の資料を利用した。

(9) 『朝鮮彙報』大正6年10月号、『朝鮮公論』大正6年10月号に朝鮮人労働者募集の実情が報告されている。

(10) 神奈川県『神奈川県震災誌』神奈川県警察部『大正大震災火災誌』

(11) 『神奈川県史資料編11 近代現代1』所収資料

(12) この事実には西坂勝人『神奈川県下の大震災火災と警察』警友社刊にも紹介されている。

(13) 『現代史資料6 関東大震災と朝鮮人』みず書房姜徳相『関東大震災』中央公論社を参照された。

(14) 『海狭』2号所収「協和会前史」による。

(15) 横浜市社会課『日雇労働者調査』昭和6年現在の調査によれば日雇労働登録した者三、五〇四人の内朝鮮人は二、五五一人にもなっていた。

(16) 在日朝鮮人運動史研究会『在日朝鮮人史研究1』所収「在日朝鮮人部落の積極的役割について」による。

(17) 震災から一年程たった時点で「鮮人親交会」（川崎）「鶴見親睦会」（潮田町）「労働友和会」（山北）「鮮人救護会」（浦賀）「共助会」（北下浦）「鮮人労働同志会」（野毛）「朝鮮人愛護会」（西戸部）などが組織されていた（横浜貿易新報大正13年11月27日付）がこの時点では相互の連絡はなかったとおもわれる。

(18) 『神奈川県史別編1 人物』所収による。

- (19) 失業状況推定月報中朝鮮人ニ関スル調査概要』『失業統計資料』大原社会問題研究所蔵による。
- (20) 『社会政策時報118号』磯村英一他「六大都市における失業救済事業」（昭和5年7月）、厚生省職業課『失業応急対策事業昭和11年版』を参照した。
- (21) 『在日朝鮮人史研究5号』所収「平作川改修工事争議」によった。この争議については『社会運動通信』
- (22) 『東京日日新聞』『産業労働時報一九三三年3月号』などでも経過を知ることができる。
- (23) 『横浜貿易新報』昭和7年1月9日付
- (24) 『海狭10号』所収「戦時下の在日朝鮮人統制」
- (25) 『協和事業彙報1』「中央協和会要覧」昭和15年12月刊
- (26) 『海狭9号』所収「特別高等警察内鮮係と協和会」
- (27) 『神奈川県史資料編13社会』所収資料による。
- (28) 以下の協和会で実施された県内の事例は中央協和会『協和事業年鑑』、中央協和会が発行した雑誌「協和事業彙報」及び『神奈川県社会事業』から記述したがとくに出典を一件ずつあげることとはしなかった。
- (29) 朝鮮総看府「氏制度の解説」法務局昭和15年2月刊、別にくわしい解説が「協和事業彙報2号」にも掲載されている。
- (30) 『兵庫県社会事業』の昭和15—16年までの各号の協和覧による。
- (31) 『神奈川新聞』昭和16年12月5日付には「半島の天野君志願兵を熱望」と記事にされている。
- (32) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社
- 相模湖ダムの歴史を記録する会『相模湖（ダム）の歴史—強制連行の証言記録』一九八二から



## 1 在日朝鮮人の歴史

- (33) 加藤邦彦『一視同仁の果て―台湾人元軍属の境遇―』勁草書房
- (34) 中央協和会『協和事業年鑑』から
- (35) 『特高月報』による。
- (36) 同 右
- (37) 『関屋貞三郎文書』国立国会図書館蔵による。
- (38) 『横浜戦災空襲誌』の李用鎮氏の証言
- (39) 『川崎戦災空襲誌・資料編』による。
- (40) 朴慶植「解放直後の在日朝鮮人運動」『在日朝鮮人史研究1―3号』
- (41) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研究報告第43号
- (42) 『神奈川新聞』昭和22年3月2日付「三・一革命の旗のもと」
- (43) 同 右 昭和22年3月6日付
- (44) 『神奈川県史通史編5 政治・行政2』による。
- (45) 戦後の在日朝鮮人運動については前掲朴慶植論文及び、梶村秀樹『解放後の在日朝鮮人運動』神戸学生青年センターを参照。
- (46) 法務省『出入国管理とその実態』（昭和46年）、同『出入国管理と展望』（昭和55年）などによる。

この他、朴慶植編「在日朝鮮人関係資料集成」三一書房、同編『朝鮮問題資料叢書』三一書房、を利用した。神奈川県における在日朝鮮人の歴史については『神奈川県史各論編1 政治・行政』所収 梶村秀樹「在日朝鮮人の生活史」を参照。

## 渡航証明制度

いま、日本に住む在日朝鮮人は戦前から日本に住み、生活を営んでいた人々とその子供達である。その彼らが日本に来たのは、日本の植民地支配の結果、土地を奪われ、あるいは強制連行されたためであると説明されている。たしかにこの見解は正しい事実である。但、ここで日本人として確認しておきたいのは彼らが“自由”に日本に渡航したのではないという点である。正確に言えば大正期の約二年の期間をのぞいて厳格な渡航証明が必要であったのである。警察の発行する証明がない場合などは釜山まで汽車でついても郷里においかえされるのがあたりまえであった。

それでも職につけず生活できない人々の一部は“密航”という非常手段をとった。それは、強制連行が一方で実施され、日本国内の労働力が枯渇している状況でも渡航証明は必要で、ために鉄道の荷物として箱づめになってまで日本に来ようとした人もいた。

日本国民とされた朝鮮人は日本との往復も自由にできなかったのである。この渡航証明が発行されるかどうかの最大のポイントになったのは日本国内で就職先が確実に保障されているかどうかで会社の証明なども必要とされたのである。すなわち、日本の会社⇨日本の産業資本にとって必要と認められた者に限って渡航を認めたのである。

また、一方では日本国内に住みはじめた朝鮮人も労働運動に参加したり、病気で生活できなくなった人々ほとんど朝鮮に送還しているのである。

朝鮮人の渡航も日本資本にとって必要な質と量だけを導入し、利用するといういわゆる“資本の論理”がつらぬかれていたことは見逃してはならないであろう。

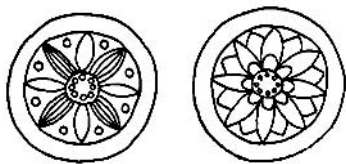
こうして定住するようになった人々が在日朝鮮人の一つの側面であることは、今後の日本人・日本社会がその対応を考える上で必要なことではなからうか。

2 在日韓国・朝鮮人のかかえる一般的問題

◆本名・通名

日本人の在日韓国・朝鮮人に対する蔑視観は、敗戦後三八年たつ現在でも変わらず、「朝鮮人」であることがわかると起こるさまざまな差別を避けるために、在日韓国・朝鮮人のほとんどが「本名」と「通名（日本名）」の二つの名前を使い分け、金<sup>キム</sup>さんが「金本」や「金山」と名のり日本社会で生きている。

たかが名前くらいで……と日本人は考えるかも知れない。しかし、「名前」は単なる符号ではない。自分自身の存在そのものを表わすものである。特に韓国・朝鮮人は歴史的にみると「本貫」（本籍地）



からくる姓を大事にする民族であり、それゆえにこそ、かつて日本が朝鮮を植民地にし、「創氏改名」により日本的な名前にすることまでも強要したことへの反感は、今でも多くの在日韓国・朝鮮人が持ちつづけている。このように植民地支配により名前までをも奪った例は、世界でも類をみない。

### ◆進む世代交代―二世・三世・四世

現在、在日韓国・朝鮮人のうち、いわゆる一世（朝鮮で生まれた人）はすでに一五%を割っており、八五%が日本で生まれた二世以後の世代であるといわれている。これらの日本生まれで、日本育ちの世代の多くは日本人学校へ通い日本の教育を受けている。しかも、二世、三世と世代をへるうちに民族性が薄れつつあり、母国語を知らない子どもたちが多数を占めている。両親が母国語を知らないために、子どもたちに数えられず、民族的なものからしだいに遠くなってしまうている家庭が多い。また一世から二世へと世代の交代が進みつつあると同時に、二世以後の世代の価値観の多様化も見られている。

### ◆帰化

毎年、多くの外国人が日本に帰化しており、その約八割が在日韓国・朝鮮人である。帰化の理由としては、大きく分けて、①子どもがこれから日本で暮していくことを考えて、②銀行融資を受けたい

第5表 国籍別・年別帰化許可者数 (1952. 4. 28～1980. 12. 31)

国名	年											累計
	1952～ 70	1971	72	73	74	75	76	77	78	79	80	
ソ連邦	27	6	7	10	20	30	24	36	19	18	7	204
アメリカ	5		2	2	1		2	3	1	2	8	26
ブラジル	922	96	252	253	148	204	86	81	78	57	60	2,237
ポルトガル	1				2	2	1	1	1	5	8	20
カナダ	122	12	9	7	10	21	12	9	10	2	4	218
中国	4,699	249	1,303	7,338	3,026	1,641	1,323	1,113	1,620	1,402	1,620	25,334
フランス	19		1	1	2	2	1	3	2	8	37	37
ドイツ	16			2	3	3	2	3	4	1	9	32
ソ連邦共和国	21	1	2	3	1	2	2	5	4	16	8	51
インドネシア	39	5	18	11	6	8	12	5	7	5	8	135
インドネシア	5		1	2	1	4	2	3	1	1	3	23
朝鮮	54,271	2,874	4,983	5,769	3,973	6,323	3,951	4,261	5,362	4,701	5,987	102,455
シベリア	3				1	3	2	2	3	2	11	27
韓国	16			1	3	4	2	1	1	3	2	30
メキシコ	8	7	3	12	6	11	8	6	10	9	12	92
ペルー	61	4	28	17	12	30	5	14	10	19	19	219
ブラジル	96	10	15	22	35	48	21	14	26	17	32	336
ポルトガル	13	1		4	4	4	1	1	1	3	5	27
スペイン	7		3	4	1	1	1	1	2	2	5	17
ソ連邦	15		5	2	5	6	4	7	9	8	12	23
アメリカ	23	3	8	10	13	12	1	7	5	15	13	120
ブラジル	751	58	125	129	108	133	92	73	120	92	118	1,799
ポルトガル	9		6	4	5	8	18	5	20	37	33	145
メキシコ	905	45	45	16	2	40	19	7	41	9	12	1,141
その他	61	9	8	9	7	29	16	20	24	25	21	229
合計	62,115	3,386	6,825	13,629	7,393	8,568	5,605	5,680	7,391	6,458	8,004	135,055

愛知県立大学外国語学部紀要第16号 「戦後日本における中国人の地位」 田中 宏

という商売上の理由による二つの場合がほとんどのようなのである。

法務局の帰化担当者は言う。帰化は身も心も日本人になりたいという意思表示であり、日本人になりきってもらうことである。したがって、名前も日本的であるべきで、自分だけの問題ではない。子どもが後に生活上困るという点から行政上の指導を行っている。

帰化後の名前については、一九八二年一月に神戸地裁で元ベトナム人トラン・ Dein・ トンさんが、日本名から元のベトナム名に改名することが認められ、注目されたが、法務省では、帰化後の日本の名前の指導については現在も行っていると従来の方針を崩していない。

それでは、帰化して日本人となれば、韓国・朝鮮人に対する差別はなくなるかと言えば、必ずしもそう簡単にはいかないようである。帰化後も民族性を保ちながら生活していく人もいるが、日本人からは、あいかわらず朝鮮人と言われ、また民族団体からも自ら身を引いていくようになるため、心理的な面や人間関係の上で、どっちつかずの二重・三重の複雑な関係におちいってしまう人もいる。結婚や就職については、帰化をしても問題の根は深い。

### ◆法的地位

一九五二（昭和二七）年四月二八日、サンフランシスコ平和条約の発効により日本は主権を回復したが、その第二条に「日本国は、朝鮮の独立を承認して……朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定されている。そのため、日本政府は「朝鮮人及び台湾人は、平和条約発効

の日をもって日本の国籍を喪失（外国人となる）として、国籍選択の道を開かず一律に外国人としてしまった。この点は、同じ敗戦国でも国籍選択の道をとったドイツのオーストリア人に対する戦後処理に比べ批判のあるところである。

### 在留資格

現在、日本の外国人の入国、在留、出国については、「出入国管理及び難民認定法」と「外国人

登録法」の二つの法律により管理されている。出入国管理及び難民認定法は、外国人が日本に在留して従事することのできるものとして、外交、公用、観光、商用、留学、技能取得、教授活動、芸術・学術、興行、宗教活動、報道関係、高度の技術提供、熟練労働、永住、被扶養者、その他の16種類の社会活動を定め、そのような社会活動をすることを許される地位として「在留資格」という制度を設けている。戦後、外国人の在留管理については、一九五一（昭和二六）年一〇月四日に制定された「出入国管理令」によることになっていたが、平和条約発効当時、自分自身の意思とは無関係に外国人にされてしまった朝鮮人、台湾人の在留資格について問題となった。そのため一九五二（昭和二七）年法律一二六号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」第二条第六項（いわゆる一二六―二一六）により、戦前からの特殊事情を考慮し、「別に法律で定めるまで当分の間は在留資格を有することなく在留することができる」とし、出入国管理令を一律に適用することを避けた。

その後、在日韓国人の法的地位についての基本的な解決は、一八六五（昭和四〇）年一二月のいわゆる日韓基本条約までまたなければならなかったが、朝鮮民主主義人民共和国との関係では国交が開けていないため、いまだに解決をみていない。

永住権 永住権には次のような三種類のものが定められている。

一般永住―出入国管理及び難民認定法第二二条によるもので、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有することなどの条件がついている。

永住を許可されたときは、在留期間の更新をしないですみ、在留資格による制限がなくなるため、一部のものを除きどのような活動、職業にも従事できる。

協定永住―一九六六（昭和四二）年に在日韓国人の法的地位協定（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定）が効力を生じた。この協定により、「一般永住」より有利な「協定永住」を認めることが合意され、これを実施するための国内法「出入国管理特別法」が制定された。「協定永住」者には、ごく例外的な場合を除いては強制的に国外退去させられることはなく、「再入国許可」も好意的に与えられる。しかし、現在の協定では孫の代までは永住が認められるが、孫の子については何の規定もなく、協定の効力発生後二五年の間に両国で協議するようになっている。五〜六年後には問題となるであろう。

特例永住―一九八二（昭和五七）年一月実施の「出入国管理及び難民認定法」の中で「特例永住」を認め、法二二六―二二六に属する人びとに、五年間の申請期限を設け、一般永住を無条件に与えることとなった。この特例永住により、協定永住と合わせ在日韓国・朝鮮人のほとんどの人が永住権をもつこととなり、「在日」という意味が新たな局面をむかえている。

## 再入国許可

一時国外に出て帰ってきたとき、その人の入国の許可を前の在留の延長して考慮していく制度で、前に在留していた資格がそのまま認められ、在留期間については、海外にいた期間も





日本にいたこととして通算し、残りの期間が自動的に認められるものである。

在日朝鮮人の共和国向け再入国許可については、一九六五（昭和四〇）年に人道的理由により渡航する若干名に再入国を許可して以来、年々増えつづけ、一九八〇（昭和五五）年には四、七〇〇人に對し許可が与えられている。その後、経済・スポーツ・文化学術交流等を目的とするものにまで拡大して再入国が許可されるようになっていく。

### 外国人登録

外国人登録法の指紋押なつ制度については、その是非をめぐる現在問題となつていくが、日本においては、現行の外国人登録法が一九五二（昭和二七）年四月二八日に成立するまでは、在日外国人の指紋押なつ制度は存在しなかつた。

この法律が制定されてからも、在日韓国・朝鮮人の反対運動が展開されたため、施行が延期に延期を重ね、一九五五（昭和三〇）年になつてようやく実施に踏みきつた経緯がある。

また、制定当時の外国人登録法では、六〇日以上在留する外国人に指紋押なつ義務が課されていたが、一九五七（昭和三二）年に予定されていた中国見本市の開催に際し、六〇日をこえるため中国側の反対にあい、一九五八（昭和三三）年に一年未満の在留者の指紋押なつが免除されるようになった（在日朝鮮人の人権を侵害する外国人登録制度の実態—在日朝鮮人の人権を守る会）。

現行の外国人登録法によると、日本に在留する外国人は上陸の日か

ら九〇日以内、日本で出生等により外国人となったときは、その日から六〇日以内に外国人登録をしなければならぬとなつている(第三条)。一六歳以上の外国人は、常に登録証明書(外国人手帳)を携帯していなければならず(第一三条)、在日韓国・朝鮮人に「犬の鑑札」と蔑称されている。

この常時携帯義務は交通違反で警察官に運転免許証の提示を求められるときには、必ず登録証明書もあわせて要求され、不携帯の場合には、家族が警察に登録証明書を届けるまで身柄を拘束されるなどの不便を外国人に与えている。

一六歳になると、登録原票、登録証明書及び指紋原紙の三種類の書類に左手ひとさし指の指紋を押さなければならぬ(第一四条)、日本人は犯罪の被疑者以外には指紋をとられておらず、指紋をとる方法もインクをベッタリとつけ、係員が手を添えて指を回すようにしてとるため、外国人にとって精神的な屈辱感を与えている。

県でも、国際人権規約の理念から、この二つの制度の廃止を国に働きかけており、全国でも神奈川県議会をはじめ二〇〇以上の自治体の議会が国への意見書を出している。国際的な人権に対する国の理解が今望まれている。

---

第 II 部

在日韓国・朝鮮人は今

---



## 1 文 化

「私たちのことをもつと知ってほしい。どんな暮らしをし、何を考えているのかを…」在日韓国・朝鮮人の生活実態を明らかにするために聴きとり調査をしている時、何人もの人からこういわれた。多くの日本人にとって、在日韓国・朝鮮人のイメージは固定化されたところが大きいように思われる。それは、一部分が拡大されて伝わったためであり、彼らのありようはさまざまだ。日本で生まれ育った二世、三世が増え、日本社会への同化がよぎなくされている中で、民族文化の伝統も失われつつある。

この節では、在日韓国・朝鮮人を文化という視点から、私たちの身近に異文化を持って生活している人びとがいることをいくつかの具体例を通して紹介していきたい。日本文化と共通するところが多



## 1 文化

い朝鮮文化に対しては、以前から一種のかたよった見方があり、それが差別を生む要因の一つとなっている。文化や民族性に優劣はない。彼らが固有の歴史や風土の中で育んできた文化を一人でも多くの日本人が知り、正しく理解していくことが、差別をなくすための第一歩だと思う。

### ◆朝鮮文化を訪ねて

#### 花見

横浜市鶴見区にある県立三ツ池公園は、小高い山と三つの池を巧みに配した公園で、(コンノリ) 桜の名所として、シーズンには、多くの花見客でにぎわう。四月一二日の日曜日も、

不安定な天候にもかかわらず、花見を楽しもうとする人たちが朝から大勢やってきていた。この日、在日朝鮮人の団体が花見をするというので、日本的な花見の光景との違いを知るため、様子を見せてもらいに行った。広い公園なので、花見をしている場所を探し出すのがたいへんだと思いつつ、しばらく歩いていたら、打楽器をにぎやかに打ち鳴らす音がする。音がする方に目を向けると、他のグループとは異なる花見の光景がそこにあった。

車座になって酒を飲んだり、料理を食べている人を除いて、残りの人は音楽に合わせ、ただひたすら踊っている。打楽器でリズムをとりながら、思い思いのやり方で――少なくともそう見えた――踊っている。





流れてくる曲は朝鮮民謡である。その音と踊りの迫力にまわりの日本人のグループは圧倒されていた。踊りといっても、それは芸術的な舞踊ではなく、日本では盆踊りにあたるのだろうか、肩でリズムをとりながら手をゆっくり動かす。これでチャ・チョゴリでも着ていけば、そこだけ、時間が止まっているように感じられるだろう。それほど、時間を超越したようなどかさが、踊っている姿に感じられた。先ほどから鳴っている打楽器は、朝鮮の民族楽器で、チャングと呼ばれる太鼓である。中の一人、朴さんによると「踊りは農民が豊作を祝う踊り」だそうだ。花見には若い人も来ていたが、踊っているのは、さすがに一世の人が多く、彼らは、他人の目など気にしないで踊っている。

金烈圭『韓国人の心理』にも「自分自身のために楽しんでいるのだから見てくれる人などいなくても充分なのだ。興がむくまま、気のむくまま、それがたちまち歌となり踊りとなって表現される。これは日本にくらべて、わが国独特の民族的特徴だと言えよう」と書いている。朝鮮民族の間には、感情を素直に表現する手段としての踊りがあるようだ。次々に人が来て踊りに加わるが、握手をしてあいさつしていた。これは朝鮮民族の習慣である。夕方、心配されていた雨が降り出し、多くの花見客が帰りたくを急ぐ中で“踊り”は際限なく続いていた。

### 民族学校

在日韓国・朝鮮人の日本社会への同化が進む中で、民族文化を守っていくことは、容易なことではない。風化しつつある朝鮮文化の伝統の保持と、民族意識の確立を教育目標

## 1 文化

にしている学校が横浜市内にある。神奈川県沢渡の小高い丘の上に建つ「神奈川県中高級学校」である。同校には、現在五四〇人の在日朝鮮人の子弟が学び、三九人いる先生はすべて在日朝鮮人だ。ここに民族舞踊のクラブ活動があることを聞き、六月のある土曜の午後、練習風景を取材に行った。学校へ行ったら許先生を訪ねるよういわれていたので、受付で名前を告げると、しばらくしてから、色鮮やかなピンクのチマと紫色のチョゴリに身を包んだ若い女性が現れた。許先生は、東京の朝鮮大学校を卒業後、同校で英語を教えている。女性の教師は民族衣裳で教壇に立つそうである。

練習は地下二階でやっているとのこと、階段を地下へ降りる。

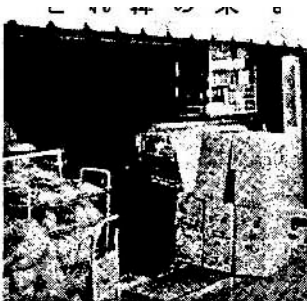
練習場は板敷で五〇畳ほどの広さ、正面に大きな鏡がある。部員は中高あわせて現在三四人で、毎日二時間練習している。その日は、わざわざ、練習着からチマ・チョゴリに着替えてくれた。高校生は水色一色、中学生は、黄緑色のチマにピンクのチョゴリだ。いよいよ練習が始まる。教えるのは卒業生の金南順さんと助手の李英愛さん。金先生の打つチャングに合わせ、めまぐるしく動き回る。バレエの要素を取り入れている感じで、躍動感と統一のとれた動きが印象に残った。振り付けは、民族音楽に合わせて、金先生が考えたそうであるが、基本的な足の動き、手の動きは決まっている。先日、横浜でも公演したピョンヤン学生少年芸術団と共通するところがある。とても動きが激しいので、一時間も練習すると皆汗びっしょりになっていた。



部員の一人、高校三年生の雀順姫チエスンニさんに話を伺ってみた。「小学校の時から続けています。練習はたいへんですが民族文化に誇りを持ってるので平気です。立派な朝鮮人として生きてゆきたい」と話してくれた。他の人もほぼ同じことを話していた。それぞれの話から日本社会で生きる朝鮮人としての誇りが感じられた。この学校の舞踊部は全国的にも高い水準を持っているが発表の場が少ないのが悩みの種である。金先生も「もつ」といろいろな催しに参加したいのですが」と残念そうに話していた。帰りがけ、校庭では、厚木北高校とサッカーの試合が行われていた。こうしたスポーツや文化交流を積極的に進めれば、文化の違いも自然に体得できるのではないか……そんな思いで民族学校を後にした。

### ◆日々の暮らしの中で

朝鮮料理は第二次大戦後、日本人の食生活に広く普及した。特に焼肉は、朝鮮料理の代名詞となり、ホルモン料理は栄養の乏しい時代、体力増進のため、多くの人が口にしたのであった。このように朝鮮料理が日本人の食生活に浸透したのは、戦後の混乱の中で、韓国・朝鮮人が彼らの民族料理を生活の手段として用いたためであり、それは、はからずも、民族性の回復と主体性の確立になったのである。焼肉と並んで、もう一つ代表的な朝鮮料理にキムチがある。





朝鮮の漬け物であるキムチ（沈菜）は、戦後、日本人の食生活に大に取り入れられ、デパートやスーパーマーケットでたくさん売られている。キムチは、ていねいに水洗いした白菜の間に唐辛子、ニンニク、ねぎ、しょうが、小魚類の塩辛などをはさみ、いくつもの大きな瓶に漬け込んでつくる。朝鮮民族が生んだ傑作食品であるキムチは、一二世紀ごろ朝鮮の文献に登場してきているが、今日のようなものになったのは李朝時代からである。キムチがこのように普及したのは、食品価値が高いからで、多くの種類のビタミンが含まれている。

われわれが聞いた話の中では、毎日朝鮮料理を食べている人はいなかったが、キムチだけは「毎日の食卓にキムチが欠かせない」「キムチはきらさないが、何でも食べる」「キムチを毎日、食卓にのせる」など、食生活で色濃く民族性を残している食物がキムチであった。若い人たちに聞いても、キムチについては抵抗なく受け入れている。朝鮮では昔から「キムチはもう漬けましたか」が冬の主婦のあいさつになっているという。在日韓国・朝鮮人の家庭でもキムチは自分の家で漬けている。これは、それぞれの家により、中に入れるものに違いがあり、「家庭の味」があるからだ。キムチを別にすれば、伝統的な朝鮮料理は、在日韓国・朝鮮人の家庭でも、正月とお盆につくるぐらいで、この点では、食べ物没民族性は日本の家庭における日本料理と同じである。朝鮮料理をつくる時に使う材料であるが、県内では、韓国・朝鮮人が多く住む、川崎市の桜本商店街や横浜市南区横浜橋などに朝鮮料理の材料店が何軒もあり、繁盛している。

### 民族衣装

衣裳ほど生活（時代）と直結し、また衣裳ほど、その民族の特徴を最もよく表わし  
 チマ・チヨゴリ ているのは他にない。（李御寧『イオリョン韓国人の心』）朝鮮を代表する民族衣裳は「チマ」

と「チヨゴリ」である。チマ・チヨゴリは、女性が着る民族衣裳で、チヨゴリは丈の短い長袖のゆつたりした上着で、チマは長い踵まであるスカートである。男性はチマの代わりに「パジ」というだぶだぶのズボンをはく。今は、いろいろな色のチマ・チヨゴリがあるが、かつて李朝時代には、白色が好んで着たので、白色民族と呼ばれたこともある。なぜ、白色が広まったかにはいろいろ理由があるが、染色に費用がかかるので、布や木綿をそのまま着用したとする経済的な理由もその一つといわれている。両方の肩を流れる曲線と縦に放射させたチマの直線との調和は、世界に例をみない美しさであろう。日本の同化政策の下でも、衣服は民族性を支えてきた。

では、在日韓国・朝鮮人の間で今でも民族衣裳は着られているのであろうか。聴きとり調査で出会った人で民族衣裳を着ていた人は残念ながらほとんどいなかったが、女性はすべて、チマ・チヨゴリを持つっていると答えた。反対に男性で持つっていると答えた人はほとんどいない。着る機会としては冠婚葬祭、特に結婚式が多く、日本の着物同様、チマ・チヨゴリもハレ着として使われている。女の子のいる家庭では、成人式につくる場合が多いという。また、母国に行ったことのある人はみやげに買って帰る人も多く、在日韓国・朝鮮人の間で、チマ・チヨゴリは自らのアイデンティティを確かめる象徴的なものといえるようである。

### 言葉

民族意識とは、同じ歴史と文化を受け継ぎ、同じ土地で生活し、同じ言葉で通じ合う者のあいだに通う感情であるという。言葉は民族意識をはかる尺度である。朝鮮民族が使う文字は、ハングルと呼ばれる日本の仮名のようなもので、中国文化の影響を強く受けていた朝鮮において一五世紀の世宗大王の時代に作られた。韓国・朝鮮語は日本語と文法的にきわめて近く、表現方法におい

## 1 文化

でも、日本語と共通するところが多い。

現在、在日韓国・朝鮮人社会で母国語はどの程度使われているのだろうか。民族学校では、授業は朝鮮語で行い、朝鮮語の時間もあるので生徒は朝鮮語を話すことができる。聴きとり調査の中の「家庭内や同じ民族同士では何語で話しますか」という質問に対する回答で多かったのは、日本語に韓国・朝鮮語の単語をまぜて使うというものであった。簡単な言葉、たとえば、母親をオモニ、父親をアポジと呼ぶ程度である。しかし、同胞同士ではまだまだ韓国・朝鮮語が多く使われているし、民族団体の事務所の中でも日本語は使われていない。聴きとり調査で会った在日韓国・朝鮮人で母国語を全くわからない人は少ない。若い人の中には意識的に習得に努めている人もいた。日本語について、二世、三世は不自由しないが、一世には、十分使いこなせないという人が何人かみられた。

ところで、日本人で隣の国の言葉である韓国・朝鮮語を知っている人は少ない。全国で一、一〇〇校もある大学・高専でも、自由選択科目として教えているところはわずか二八校、独立の学科のあるところはたった四校だけという状況である。言葉を知るところはその国の文化を知ることだ。日本語に近い韓国・朝鮮語の習得は英語よりはるかにやさしいと言える。せめて簡単なあいさつでも覚え、在日韓国・朝鮮人の前で使えば、相手は、ずっと親しみを感じるだろう。ちなみに、「こんにちは」は「アンニョン・ハシムニカ」、「ありがとう」は「カムサ・ハムニダ」と言う。在日韓国・朝鮮人の数から見て、われわれは、アメリカ人と接するより、はるかに彼らと接する機会が多いだろう。身近な国際理解は、まず、韓国・朝鮮語の習得から始まるのではないのだろうか。

## ◆韓国・朝鮮人の意識構造

**姓と本貫** 韓国・朝鮮人は、姓を非常に大切にす。姓には、その人の全人格と祖先および一族の

名譽がかかっている。

姓で多いのは、金（キム）、李（イ、リ）、朴（パク）、崔（チエ）、鄭（チョン）で、五大姓とよばれ韓国では全人口の五五%を占めるそうである。しかし、姓には、本貫というものがついている。本貫とは、先祖の出身地のことで、同じ金でも、慶州の金さんと安東の金さんでは全く違うのである。本貫を同じくする同一の家系は「同姓同本」と呼ばれ、結びつきが強く、宗親会とか、花樹会という組織でつながっており、冠婚葬祭の時には、一族が集まって盛大に行う。このように同族連帯意識が社

会生活のうえでも相互扶助的な役割を果たしているのだ。ところがここに、一つの社会問題となっていることがある。それは、「同姓同本」の者同士は結婚できないという社会規範である。元来、近親婚を防ぐためのものであり、韓国では、民法で定められている。実際、ほとんど血のつながらない者同士の結婚を許さないこの制度の不合理性を指摘する声が強いが、在日韓国・朝鮮人の間にも、このタブーは根強く残っている。

では、何によって本貫が同じかわかるのだろうか。それを知るためのものが族譜（チヨソポ）だ。族譜とは、ある一族の系譜をしるした家系図で、



そこには、先祖の起源、官位、行状、生年月日、墓の所在地がのっている。族譜は韓国・朝鮮人にとつて、自らのルーツを知るための大切な財産である。ある外国人の旅行記に、韓国の農民が、燃えさかる火の中にとびこんで、家系図である族譜を持ち出し、すべての財産を焼失したにもかかわらず、族譜の無事を喜んだという話が書かれている。われわれも、川崎市の日韓国人の家にある族譜を見せてもらったが、全部で六〇冊ほどあり、積み上げると一メートル近かった。これまで述べてきたように、姓に対するプライドと強固な同族意識が、韓国・朝鮮人の一つの性格であるといえるだろう。

## 祭 祀

### (チエサ)

在日韓国・朝鮮人の生活から、彼ら固有の文化が風化し続ける中で、頑固に風化を拒んでいる行事がある。それは祭祀(チエサ)だ。『オンドル夜話』の著者尹学準氏(ユンハクジュン)は祭祀を「朝鮮人の生活の中で最も重要な行事―在日朝鮮人のアイデンティティをはかる一つの表徴」と言っている。祭祀は日本では法事というが、李朝以来、仏教を排斥し、朱子家礼に従っている朝鮮では、法事といわない(『オンドル夜話』)。祭祀のやり方は、だいたい次のようである。すなわち、故人の命日に祭壇をつくり、写真を飾り、果物や野菜、魚などのごちそうを並べる。そして香をたくことから始まり、一同が再拜して終わる一連のセレモニーがある。だいたいといったのは、祭祀の仕方にいるような流派があり、魚の頭を向ける方向や果物の配列のしかたなど家々でやり方が異なるからである。従って、他人の家庭の祭祀に口出しをしないのが、祭祀に関する最低限のエチケットだ。

祭祀は、「朝鮮が亡びたのは祭祀のためだ」といわれるくらい、莫大な金がかかり、韓国では、祭祀を簡単にとり行うための法律をつくっているが、在日韓国・朝鮮人の間では、まだまだ本格的にやっているところが多い。それには、祖国喪失を防ぎ、民族文化の維持に努める一世の願いがこもってい

るようだ。

祭祀を儒教にまつわる行事として見てきたが、在日韓国・朝鮮人の行動を規定しているのは儒教道徳である。在日韓国・朝鮮人との話の中でも、「父親の前では、酒を飲んだり、タバコをすったりしない」という話をよく聞いた。また、目上の者に対する敬語も家の内外に関係なく使われる。儒教の上意識は、今も在日韓国・朝鮮人の間に生き続けているのである。「うちの学校では先生への校内暴力はありません」と民族学校の先生は話していたが、これも儒教思想の影響かもしれない。

### 宗教

朝鮮民族は、儒教の強い影響を受け、仏教は、盛んではないが、在日韓国・朝鮮人の場合には、仏教徒もいるようである。その仏教徒たちのよりどころとなっている寺がある。今は安国寺と名前を変えたが、昔は東鮮寺と呼ばれていた寺で、場所は川崎市川崎区中島にある。東鮮寺とは、朝鮮の東の寺という意味であろうか。普通の民家が立ち並ぶ住宅地の一角にあり、それらしき境内もないので、うっかり通り過ぎてしまいそうな寺だ。二階建てで、一階に集会場があり、祭壇などは二階である。われわれが行った時は、ちょうど旧暦のお釈迦様の誕生日で、在日韓国・朝鮮人の婦人がひっきりなしにやってきていた。

その他の宗教ではキリスト教の信者も多い。韓国では、キリスト教がかなりの勢力を持つており、神奈川県内の主要都市にも韓国人教会がある。

### ◆日本の中の「朝鮮」——大阪市生野区鶴橋から



国鉄の大阪環状線を鶴橋駅で降りると、駅から迷路のような商店街がえんえんと続いている。戦後の闇市の面影を残した間口四〜五メートル程の小さな店が何百と並び、食料品、雑貨、衣料など種々雑多なものが、いさましいかけ声の中で売られている。喧騒が一日中、絶えることがない鶴橋卸売市場と呼ばれるこの商店街には、韓国・朝鮮人相手の商売をする店が何軒か軒を連ねている。朝鮮料理の材料や民族衣裳を売る店だ。大阪市の南東部に位置する鶴橋駅周辺は、かつて猪飼野（いかいの）と呼ばれ、現在も多くの韓国・朝鮮人が住んでいる。鶴橋駅がある生野区では、区の人口、約一七万人のうち、韓国・朝鮮人は四万人弱おり、この数は、神奈川県内の韓国・朝鮮人の数よりも多い。

では、なぜ、生野区に韓国・朝鮮人が住むようになったのだろうか。鶴橋駅から東へ少し歩いたところに、生野区、東成区を南から北に貫流し、城東区をへて寝屋川に注ぐ平野川という川がある。もともと大正年間には、今の流域よりも西を蛇行していた。この平野川は、いったん雨が降ると、すぐはん乱したので、改修工事を行うことになった。改修工事は一九二二（大正一一）年に始められ、その工事に多数の朝鮮人労働者が狩り出されたのである。川の周辺には、朝鮮人飯場が次々とでき、朝鮮人町が形成された。そして、工事が終わってからも、引き続き住むようになった。終戦後は、当地でゴム産業が発達したことから、ヘップ産業（サンダル製造）に多くの韓国・朝鮮人が携わった。今でも出荷額は全国一をほこる。平野川周辺には、一見、普通の民家と思われる零細工場が立ち並び、材料と完成品を積んだ軽トラックが、ひっきり

なしに往来していた。

日本一の韓国・朝鮮人集住地域である生野区鶴橋あたりでは、「日本語ができなくても生活できる」(生野区役所の人の話) そうだ。また、この地区にある御幸森(みゆきもり)小学校の在日韓国・朝鮮人の子どもの在籍率は八割を超える。たった半日の間であったが、生活感とバイタリティーにあふれたこの町では、ことさら「韓国・朝鮮人」に対する“意識”が少ないように感じられた。それは、日常的に韓国・朝鮮人や朝鮮文化に接することからくる親近感かもしれない。もの珍しい目で市場の中を歩きまわったわれわれであったが、市場は、そういったわれわれを飲み込むような活気に満ちていた。

#### 【参考文献】

- 尹学準『オンドル夜話』中央公論社  
 金烈圭『韓国人の心理』ごま書房  
 尹泰林『韓国人―その意識構造』高麗書林  
 金容雲『韓国人と日本人』サイマル出版会  
 鄭大聲『朝鮮食物誌』柴田書店  
 金贊汀『祖国を知らない世代』田畑書店  
 李御寧『韓国人の心』学生社  
 鄭奎『玄海灘をこえて』皓星社  
 司馬遼太郎『街道をゆく(2)』朝日新聞社  
 など



## 2 教育

一九七九（昭和五四）年九月九日、埼玉県上福岡市で在日朝鮮人三世の中学一年の少年が一二階建てのマンションから飛び降り自殺をした。彼（林賢一君）は、単に「ひよわ」で「無口」で「内向的」で「体が小さく」それで「いじめられたから」自殺したと新聞で報道された。

しかし、事件後の子どもたちからの聞きとりの中に「林は朝鮮人だからいじめていい」という発言があり、彼は自殺にいたるまでに、クラスや卓球部の中で数人の生徒たちに集団で殴る蹴るの陰惨な暴行をいく度となく受けていた。「五く六人で林君の背中を押して、昇降口のところまで押して行って、

### ◆学校での差別ってなに？

## 2 教育



そこで皆でやつつけるのです。腹や背を殴ったりケツタリするのです」といじめた子の一人は話したという。ほとんど毎日のようにじめに、彼は自殺する三カ月前に遺書を残して、自殺した同じマンションに登っている。死への恐怖で夢中で家に帰ってきた彼の様子をお母さんは、「真青な顔をして泣いて帰って来て、私にだきついて泣いていました。子どもは『マンションの上から下をみたら恐くなつて飛び降りられなかった』といって泣いているんです。そのとき子どもは汗びっしょりかいていたんです。そして『こわかったよお母さん』といって泣くんです」と語っている。

その後、強くなりたいと空手を習いはじめたが、自殺する前日「ボクだって、ずいぶんがまんしてきたんだ。これ以上がまんできないよ」という言葉を両親に残し、初めて着る新品の空手着を着て屋上から飛び降りた。彼が残していた小学校の卒業記念アルバム（アルバム）の寄せ書きには、「チョーセン死ね！」「死んで下さい」などの級友からの言葉がいくつも見つかった。

彼の自殺の後、学校や市教委がやってくれなければと自分達でいじめた子どもたちに話を聞く、つらい聞き込みを行っていた林さん夫妻は、「一番つらかったことは、こんなにも賢一がいじめられていたのかという驚きと、そんなにもいじめられていた賢一のことを親として、私たちが知らなかったこととの悲しみです。いじめの実態がどんどん明らかになっていくその過程で、女房と泣きながら話したことがあるんです。『もう調べるのよそう。調べれば調べる程、賢一が可哀相で、涙が出てしかたがないから』と。」語っている。（以上金贊汀著「ぼく、もう我慢できないよ」より）。

横浜でも、ある小学生が学校へ行くといじめられるために、学校へ行くと言って家を出たあと、公園の木の下のしげみの中でじつとうずくまっつ一日中隠れているという話がテレビで紹介された。

(日本TV 11PM「在日韓国・朝鮮人」一九八二年一月二五日放送)。しげみの中に入る時に脚をケガしたりして痛かったけれども、そうやってじっと隠れて、時々、人が通らないのを見計らって出て来て、手足を伸ばしていたという。

一九八〇(昭和五五)年六月には、横浜の鶴見小野駅の踏切でも定期券を忘れて一度家に戻って遅くなった民族学校の初級二年生の児童が、五、六人の中学生を含む集団に「朝鮮人！」と石を間近から投げられケガをしている。(この事件については、その後の子どもたちの心の動きを追っている山本すみ子「小学生の朝鮮・朝鮮人観に関する実態調査」(横浜市立下野谷小学校)に詳しい)

一九七九(昭和五四)年の川崎地区県民討論会で韓国・朝鮮人の子どもたちの問題を訴えた宋富子ソウフミコさんは言う。「差別の事例なんて掃いて捨てるほどいくらでもあります。テストの前の日に、夜中の一時二時までいじめの電話をかけてきて、勉強のじゃまをしたり、ゲタ箱に『朝鮮人が教師になれるわけないよ』という紙きれを入れたり、子どもが塾で友達に部屋の中に入れてもらえず、プリントも回してもらえずに部屋の外の床の上に座って先生の話を聞いていたということもありました。朝鮮語で話していると、『こいつ朝鮮人だ。きたない言葉を使っていやがる』といわれる。ケンカしても最後の言葉は、『チョーセン』『チョッパン人』です。『チョーセン』という言葉が出ると子どもがみじめになります。差別は、する者もされる者もダメにします。」

### ◆自分を隠すかくれみの

ぼくはおんなじにんげんだ

東大島小学校 洪 淳 之

ホンスンジ

(なかむら じゅんじ)

ぼくの組では、ちようせん人は三人います。ぼくとO君とM君です。みんな、にほんの名前をつかっています。本当は、ぼくは本当の名前をつかいたけれど、つかったらみんなにばかにされるとおもう。中学になったら、洪淳之でいくかも知れない。あぼじがときどきぼくに言う。

ぼくの学校には、本当の名前をつかっている人がいます。やっぱりうらやましいと思います。このあいだ、にほん人のS君に「ぼくは本当はちようせん人だよ」といった。

かくしているのがいやだった。むねがどきどきした。はるお君はフーンといつてなんにもいわなかった。きもちがスーツとした。つぎの日、きゆう食のとき、はるお君が「中村はちようせんにんじんだ。」と先生にもいった。先生はしらんかおした。ぼくはかっとなつた。せつかくぼくがひみつをおしえたのに、うらぎつた。今でもときどき、きゆうにとつてもさびしいきもちになる。

はやくみんな、ちようせん人のことをばかにしないようになってほしい。(一九八〇年八月)

子供を見守るオモニの会発行「子供を見守るオモニたちの声」より

## 九割は通名

在日韓国・朝鮮人、中国人のおよそ三分の二の子どもたちが日本の学校に通っている。

一九八二（昭和五七）年度の「学校基本調査」によると、神奈川県には、小学校一、九五八人、中学校七九三人、高校三三七人、合計三、〇八八人（中・高については担任の先生が把握しうる数）の外国人生徒がいる。そのほとんどが韓国・朝鮮人の生徒である。その在日韓国・朝鮮籍の子どもたちの九〇％近くが、日本名（いわゆる通名）を名のっている。

一九八〇（昭和五五）年に横浜市教育センター研究室が、市内の市立小・中学校を対象に行った調査では、小学校では八五二人のうち七六一人（八九・三二％）、中学校では三〇二人のうち二七八人（九二・〇五％）が通名で通っており、本名で通っている子はそれぞれ、九一人（二〇・六八％）、二四人（七・九五％）にすぎない。一九八〇（昭和五五）年に浜教組、人権と民族教科研推進委員会が行った市内五区担任アンケートによっても、総数三五〇人のうち、通名三一八人（九〇・九％）、本人三二人（九・一％）と同じような傾向が出ている。子どもたちは友だちに馬鹿にされたくないために、通名を使い、自分を隠して生きている。

この通名と本名の二つの名前を持つ自己矛盾と、友達に自分が韓国・朝鮮人であることを知られまいとする警戒心とおびえ、日本人のふりをするための嘘、民族的なものへの嫌悪と子どもたちの心はますます揺れ動き、屈折していく。今回の聴きとり調査の中でも、「友達が家に遊びにくると、民族衣裳の人形や旗などを全部隠してしまう」、「家に親戚の人が遊びに来ていると、自分の部屋にとじこもり出てこない」、「道で知りあいの人に会っても、他人に見られ自分が同じ朝鮮人だとわかるのがいやで挨拶もしない」、「社会の時間に、朝鮮の話になると、誰か自分を朝鮮人だと知って見ているのではない

かと思ひ、恥ずかしく顔も上げられない。できれば走つて逃げだしてしまいたいくらいだ」…などの話を聞いた。

フリー・ライターキム・チャンジョンの金賛汀氏は言う。「このように有形・無形にコンプレックスを感じて生きているのが、韓国・朝鮮人の他の外国人とちがう所だ。小学一〜二年頃まではコンプレックスはなく、自分は朝鮮人だと平気で言う。しかし、小学三〜四年頃から意識化する過程で反対の現象が出て来てコンプレックスをもちはじめ。高校になると自我が確立するので、ときほぐすのに大変となる。形の上だけで本名を名のかどうかが大切なのではなく、人間としての尊厳を確立することが大事だ。今の教育には、人間の尊厳という一番大切な部分に対するものが欠けている」。

## ジレンマ

あるつどいに参加した日本の学校へ通名で通う高校生たちは言う。

「自分の民族性に誇りをもちたい気持はある。だがまわりで、本名、通名というが、自分としてはどつちが本名なのかと思う。今までずっと使ってきたので通名で名前を書くときマルなどという感じがする。本当に自分の名前は何なのだろうと思う」。

「本名を名のことの意義がいま一つはつきりしない。まわりの人に自分は外国人だぞという意味しかないのではないか。隠すことに負い目をもっていけば悪いが、自分は負い目を持っていない」。「押しつけられて本名を名のつてもしょうがない。自分で本心から韓国人であるという自覚をもちたい。自分の人生だから自分でフックツて決めていきたい。それがなければ、いつかまた日本の社会の圧力で通名に戻るだろう。将来、就職の時にまた通名に戻るようにではどうにもならない」。

しかし、通名で生きる若者たちにも、人生の節目にくると社会の差別の壁は容赦なくそびえ立って

いる。今まで日本人の友人と一緒に仲よくやっていても、卒業と同時に韓国・朝鮮人の自分だけが就職口がなく、とり残され孤独感と挫折感を感じる青年の話を何件か聞いた。一方では、「両親とも民族の誇りが強いので、本名を名めることは家訓です。子どもにはいつも自分の民族に誇りを持ってと教えています。幸い子どもたちは学校でいじめられることはありませんでした」といいきる横須賀の金さんのような人もいる。

### ◆本名を名める

一本名に変えて

臨港中学校二年 黄 美 和

フアン・ミワ

私が本名に変えたのは、小学校一年生の時でした。私はまだ幼なかつたので、本名に変えても変えなくても、どちらでもいいと思っていました。でも、中間休みに六年生のお兄さんやお姉さんが私をとりかこみ、動物園のパンダでも見るような目で私をじーつと見て、こんなことを言いました。「きみ朝鮮の方から来たの？ おもしろい名前だね。」

私は、その一言に次から次へとビー玉みたいな大きな涙が、机いっぱいにごぼれおち、幼いながらも、何か心がキュツとしめつけられるような感じを受けたことが今だに忘れられません。…（一九八〇月八月） 子供を見守るオモニの会発行「子供を見守るオモニたちの声」より

## 計り知れ

本名を名のり生きている子どもたちは、日本人には計り知れぬほどの重圧を負っている。

## ぬ重圧

もともとその重圧は、日本人自身が作り出しているもののだが、そのことすらも日本人は気がついていない。子どもたちは、その重圧のために、私たちが考えられぬ以上に感じやすく、傷つきやすくなっている。

川崎に住む在日の母親である朴さんは、自分の子どもを本名で小学校へ通わせている。全校でたった一人だけ本名で通っているが、入学の時の書類を交付する列に、子どもを本名で通わせるか迷いに迷い、何度も後に並び直したという。朴さんは言う。「二年から三年に移るときに、クラスがえがあったのですが、前の担任の先生がたいへん在日の問題に理解のある先生だったものですから、子どもがクラスがえをとともいやがりました。夜になると、どこも悪くはないのに毎晩高熱が出て、『クラスかわりたくない。ボク殺されるよ』とウワゴトで言うんです。在日の子どもたちのほとんどは一度は自殺を本気で考えるのではないですか。子どものことでは、いく晩子どもと二人で泣き明したか知れません。」と言葉をつまらせ涙ながらに語ってくれた。

## 仲間

県立川崎高校で、生徒サークル「朝鮮問題研究会」の活動を通して、在日韓国・朝鮮人の子どもたちにとって重いかを語ってくれる。「サークル活動で朝鮮の民族舞踊をやっていますがある在日の女子生徒に民族舞踊をすすめ、はじめて練習に参加した時、踊る仲間の日本人生徒達の前で、踊りの先生に厳しく本名を名のことをせまられました。私以外には本名で呼ばれることを許していないかった彼女は、強いショックを受け、私の所へきて満身怒りを込めて泣いて抗議しました。今



まで自分では決して剥ぐまいと思っていた人生のボールを強引にはがされた怒りと悲しみから、『いやだ いやだ』と泣きじやくりながら、体が硬直し倒れてしまい二時間近く彼女は慟哭しつづけた。名前一つで在日韓国人女生徒がこんなにも苦しまなければならぬ姿を目の前で見、改めてこの問題の根の深さに驚かされました。でも、この件があつたにもかかわらず、彼女は踊りの練習を続けてくれ、文化祭当日の自己紹介の時には本名で名のり、最後まで踊りきりました。その時の感動は今でも脳裡に焼きついています。彼女も、踊りの先生も、仲間もみんなうれしさの中で泣いていました」。

日本社会の圧力にめげず、本名を名のり気を張って生きている子どもたちの気持を、私たちはまず理解しなければならならだろう。

### ◆表面化しないことが問題

#### 通達

「うちの学校には、民族差別はありませんよ」「学校では日本人と全く同じように扱っています。楽しくやっていますよ。」これが在日韓国・朝鮮人の子どもたちについて多くの学校で聞いた紋切型の回答だった。ある先生は言う。「教育の場で朝鮮人の問題を出すのはまちがっている。朝鮮人は教育の問題ではない」と。

学校が「日本人の子どもと全く同じように扱っています」という考え方のうしろには、日韓条約が締結された一九六五（昭和四〇）年に、各都道府県教育委員会に出された「日本人子弟と同様に取扱

う」という文部次官通達がひかえている（「日韓法的地位協定における教育問題事項の実施について」）。ここには、敗戦後三八年もたっているにもかかわらず、その間に戦争中朝鮮を植民地にした時の日本人の差別意識を何らぬぐい去る努力をしてこず、在日韓国・朝鮮人問題をタブー視する行政に特有の姿勢が表われている。

**隠すのが**

このような学校の姿勢の中で、差別は表面に出ず子どもたちの心の中にしまいこまれ、

**思いやり？**

子どもたちの心はますます屈折していく。学校の先生方も多くは、むしろ子どもたちが韓国・朝鮮人であることを隠してやるのが思いやりという気持ちをもっているようである。

一九八〇（昭和五五）年に浜教組・人権と民族教研推進委員会で横浜市内の二八五人の先生に対して行ったアンケート調査の中から先生方の考えをいくつかみてみよう。

☆小学四年一人通名の子の担任

「近所づきあいなどにおいても、かくそうとしているようにみうけられる。又、私にしても本人や家族がかくそうとしているのだからと、しいてふれないようにしていることを反省している。ただ子どもたちには、その子のこととしてではなく全般のこととして、人種差別がどんなにいけないのかということ、折にふれ、はなしているつもりです。」

☆小学二年一人通名の子の担任

「親に面接しても、この件について一切の話がありませんので通名のまま、私の方でもふれません。韓国人の子弟という意識で接してません。したがって、考えたり感じたり気づいたりしたことがな

い。」

☆小学「一年生一人通名の子の担任

「現在、学級にいるU子は、自分が日本語以外にも言葉を知っていることを得意に思い、仲間の中でも自分から『私は日本で生まれたけど韓国人だよ』と話している。そんな時、他の子たちは「いいね、いいね」などと言っているが、ケンカなどになると、「ヤーイ、朝鮮人!」という言葉にかわってしまふ。U子もまた「おばあちゃん、むこうで生まれて、私は日本人」などという言葉になっている。「いいね……」↓「ヤーイ……」その辺の子どもの気持ちがあかぬこと、根の深い問題であることを感じながら何もできない（見ているだけ）でいる。」

### 多元的価値

隠すのが子どもたちのためと考えている先生方は、ごく普通の「善意の人」であろう。

しかし、その善意だと思っていることが知らぬうちに、在日韓国・朝鮮人の子どもたちをますます韓国・朝鮮人とも日本人ともつかぬ「浮き草」のように揺れ動く存在へと追いこんでいく。そして、そのことは知らぬままに日本人の子どもたちの中にいつまでも明治以来の「脱亜入欧」の欧米偏重とアジアの国々の文化に対する一段見下げた感情を温存していくことになっている。これからますます国際化する時代をむかえ、二一世紀を担う日本の子どもたちには意識の上でも多元的価値を認める心の広さが求められていくであろう。そのための異文化理解の一つのきっかけとして、私たち日本人の身近にいる「在日」韓国・朝鮮人、中国人は、私たちにとり貴重な存在である。

### ◆教師の実践

このような現在の状況の中で、数は少ないが県下でいくつかの教育実践が行われている。その具体的な取り組みをみてみよう。

### 横浜市教

横浜市では、「横浜の民族差別と闘り会」との交渉の結果、昭和五五年に「横浜市学校教育

### 委員会

育指導の方針・努力点」の中に、「六、在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育」と

して、つぎのような点を方針化した。

「民族差別をなくし、在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育を推進するためには、日本人児童・生徒に、外国人を外国人として尊重し、その上に相互友好関係を築いていける資質・態度を育成するとともに、在日外国人児童・生徒が自ら民族的自覚と誇りを持ち、たくましく生き抜いていこうとする努力を勇気づけ、助力していくことが大切である。その実現をめざして、学校・地域・児童生徒の実態に即した指導・助力のあり方を研究し、実践につとめる。

1. 正しい認識に基づく国際理解と協調の精神の育成に努める。
2. 共に学ぶ在日外国人児童・生徒の立場を理解し、相互に協力し合うことのできる学校・学級集団の育成につとめる。

3. 在日外国人（特に韓国・朝鮮人）児童・生徒が民族的自覚と誇りに基づいて自ら本名を名のることができるよう、本人・保護者とよく話し合い、助力に努める。」

そして、この方針に基づき、一九八〇（昭和五五）年度から校長、副校長、教職員を対象に在日韓国・朝鮮人講師を呼び「在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育研修会」を実施し、昭和五八年八月までに延九、二〇〇人の教師が参加している。

横浜市立 一九八二（昭和五七）年度の同校の「国際理解教育研究紀要」によると、国語科学習

中村小学校 の実践として朝鮮民話「四人の巨人物語」を小学三年の子どもたちに読ませている。

この「紀要」の中で、指導の先生は、「登場人物も、スケールが大きく、行動も型やぶりで、（子どもたちは）興味をもって読んでいた。……朝鮮が大陸と地つづきであるという地理的条件、又、長年他国からの侵略をうけたり支配されたりしてきたという歴史的条件について説明してあげる必要があるようだ。こうした条件があった故に、祖国を守ってくれる巨人のような者の出現を望む民話が生まれたのであろうし、祖国を思う気持ちも強いのであろう。この民話を読み、さまざま背景なども考えることにより、朝鮮に対する親しみも増すし、又同時に、自分たちの国とも対比させ、より自分たちの国を見つめるようになるものと思われる。」とコメントをつけている。

このような学習の実践は、特に新しいカリキュラムを作ったり変更したりしなくても現場の先生方の工夫しだいで現在のカリキュラムの中でいろいろなものと考えられるのではなからうか。高く評価できる教育実践であると思われる。

川崎市立 神奈川県下で一番在日韓国・朝鮮人児童生徒数の多い桜本小学校と、前記の中村小学

桜本小学校 校では、ボランティアグループ「横浜ウィング」の努力により韓国の小学校からとり

よせた子どもたちの絵の展示会を昨年開いた。伝統的な文化・風習を描いた絵が多かったが、その展示会を見た桜本小学校の在日韓国・朝鮮人児童の一人は、母親にその展示会を見た喜びの報告をしている。

また、この桜本小学校では、昨年まで運動会の時に使う万国旗の中に大韓民国と朝鮮民主主義人民

共和国の旗が入っていないかったが、今年の運動会では、民団と総連の二つの団体から国旗を借りて万国旗の中に入れた。たかが運動会の国旗ぐらいで……と私たち日本人はつい考えがちである。しかし、私たち自身が外国人にとりかこまれて外国に住むという状況に置かれたら、日本の国旗がなくて「たかが……」と言えるだろうか。

やはり、万国旗の中に二つの国の国旗が入っていない別の小学校では、校長先生が、「万国旗は、ただの飾りで飾ってあるだけ」と言い、「なぜ、私たちの気持ちを理解する姿勢さえも見せてくれないのか」とその学校へ子どもを通わせる在日韓国・朝鮮人の母親を嘆かせている。

日本人がなかなか気がつかない、この「たかが……」を、真に子どもたちの立っているところまで下りて行って、子どもたちの気持ちをどこまで理解できるかが、今後の日本人に課された課題であろう。そしてこれは、落ちこぼれ、切り捨てられていく日本の子どもたちの心をどこまで理解できるかという問題と共通している。

**神奈川県立 川崎高等学校** 県立川崎高校で生徒サークル「朝鮮問題研究会」  
 （この研究会には日本人生徒も多く参加している）

の指導にあたっている三浦泰一先生は「在日朝鮮人生徒の教育にかかわることの意味」という論文の中で、次のように述べており、これは教育現場で子どもたちの中にとびこみ、ぶつかって得た発言として、



非常な重みを私たちに与えてくれる。三浦先生は言う。

「私には、私が自分の職場で何をなすべきかがやつと見えてきた。私は、いままで朝鮮を扱うことは、授業で日朝の歴史を語ったり、いまだにある民族差別のことを生徒たちに語ることだと思っていた。しかし、今はちがう。それだけでは、目の前にいる子ども、差別のなかで自分を隠し、自分の存在から逃げている在日朝鮮人生徒を、けつして変えられないだろうということがわかってきた。たいせつなのは、教えることだけでなく、目の前にいる在日朝鮮人生徒に、私自身がどうかわり、そして彼らをどう変えていくかということである。つまり、在日朝鮮人への差別という社会のきびしい現実には負けない、いやむしろその現実立ち向かっていけるような子どもを、どうしたら育てられるかということなのだ。『本名を名のる』ことは、それへの第一歩なのである。

つまり、教育の場で民族差別と闘うということは、差別に負けない、そして、しない子どもをつくることなのだ。見えてきたというのは、このことである。思えば、ずいぶんまわり道してきたものだ。……

以上の経緯を経て、私は学校の中で在日朝鮮人生徒を本格的に追いかけはじめたのである。いざ追いかけはじめると、生徒を一人つかまえることがいかに大変なことであるかがわかってきた。まして本名を名のらせることは至難のワザと言ってよい。

しかし、もう後には引けない。それは私の生き方への、私自身の責任だからである。」  
自治体としても、このように在日の子どもたちの教育に情熱を注いでいる先生を支援するための制

度的な方策を考えていかねばならないだろう。

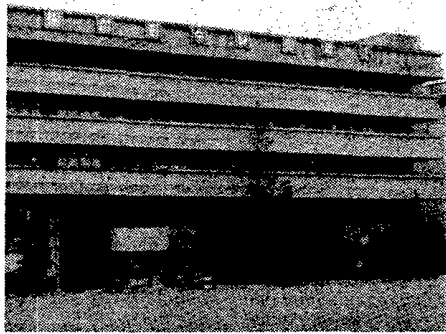
### ◆民族性をうけつぐ

日本の学校の対応に対して、在日韓国・朝鮮人は自らの子弟について民族性をもたせるためにどのような教育をしているのだろうか。

民族学校は、神奈川朝鮮中高級学校、横浜朝鮮初級学校、川崎朝鮮初中級学校、南武朝鮮初級学校、鶴見朝鮮初級学校、横須賀朝鮮初級学校の六つがあり、現在一、二〇七人の児童・生徒が学んでいる。

これらの民族学校は、「朝鮮の子どもたちが日本で生まれ、日本で生活していかうとも、かれらを、朝鮮民族の一員としてのしつかりした民族的自覚をもち、高い知識、品性、体力をかねそなえ、

祖国と民族の将来をになつてたつ自主性と創造性豊かな真の朝鮮人に育てること」を民族教育の目的として、日本の学制と同じ初級学校（小学校）六年、中級学校（中学校）三年、高級学校（高等学校）三年、大学二〜四年制の六・三・三・四制をとっている（共和国の学校制度は、一一年間の義務教育と大学教育）。





## 2 教育

日本では、これらの民族学校は、欧米系のインターナショナル・スクールなどとともに、学校教育上の正規の学校（いわゆる一条校）とは認められず、美容師・理容師の養成学校と同じ、各種学校としてしか認められていない。

「神奈川朝鮮中高級学校」で聞いた話では、カリキュラムは、日本の高校でやっている科目は全部あり、それに加えて民族的な教科として、朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理などがある。教科書は、在日朝鮮人の教育者による教科書編纂委員会で作成し、本国の了解をとって日本で印刷する。英語、日本語を除いてすべて朝鮮語で書かれており、授業も朝鮮語で行われる。授業料は、日本の公立学校と私立学校の間くらい。教員給料は日本人教師に比べ低い。学校の運営は本国からの援助金により多くがまかなわれており、現在、県と市からの補助金が出ている。その他、寄付金により運営している。

民族学校を卒業した生徒が大学へ進学する場合、すべての大学で門戸が開かれているわけではない。県内では横浜市立大学、神奈川大学、法政大学（短大）、東海大学、洗足学園などが日本人の生徒と同様に受け入れているが、その他のほとんどの大学では、民族学校を卒業しただけでは入学試験を受けられないという。

韓国系の民族学校は県内にはないが、民団の多くの支部で韓国語教室を開いている。民団鶴見支部では、近くの団地の集会所に



団地の子どもたちを集め、韓国語や歌などを教える学習会を週一回行っており、私たちが訪れた時には、子どもたちが楽しい歌を披露してくれた。

キリスト教系のもものとしては、川崎の社会福祉法人「青丘社」が川崎市の公認施設として七〇人定員の保育所を運営しており、韓国・朝鮮人の子どもと日本人の子どもを一緒に保育するというユニークな方式で、新しい時代の国際感覚をもった子どもたちを育てている。横浜には、朝鮮語や民族的なもの子どもたちの勉強をみながら学習させている「信愛塾」が南区にある。

### ◆違うことを尊重する大切さ

スウェーデン

フリー・ライターのヤンソン・由実子氏の話によると、かつて労働力の自由市場で

の教育政策

あったスウェーデンでは、八人に一人は外国人という状況であり、すでに外国人政

策ではなく、移民政策という段階に入っている。これらの外国人を新しいスウェーデンの住民として認めるため移民実態調査チームを組み六年間にわたり検討した結果、一九七四年につきの三つの柱からなる移民政策を具体化した。

1. 移民の選択自由―スウェーデンの言葉を選択するかどうかの自由であり、具体的には義務教育の中に移民の母国語教育をとり入れた。〇〇時間のうち三時間程度を母国語教育にあて、一九七五年から実施している。これはクラスに一人しか外国人がいない場合でも本人が希望すれば行われ、教師がいない場合には外国人牧師があてられることもあるという。

2. 住民としての権利の不平等をなくす―特に一九七六年の総選挙から、自治体側からの国のつきあげにより、外国人のまま地方行政への選挙、被選挙権が与えられている。

また国の移民局も、スウェーデンの社会保障の原則を外国人にもつらぬき、外国人の為に金を使うのはおかしいという批判には、かつてスウェーデン経済を支えたのは外国人労働者であり、その人たちのために金を使うのはおかしくないとはつきりした態度を示しているという。

3. 内外人の協調―政府は内外人の協調のため支援している。たとえば、ギリシャ人の多い地域では、ギリシャの日を設け、一般市民とともに歌や踊りなどで祝うような催しも行っている。しかし、オイルショック以来、スウェーデンの景気は非常に悪く、外国人労働者が若手労働者の労働市場を奪うなど問題も出ている。

ヤンソン氏は最後につぎのように話しをしめくくった「ヨーロッパのほとんどの国は、移民の問題を考えなければならぬ状況がある。確かに経済的にはデイメリットがあるが、国際化する時代をむかえ、これからは外国人と協調しながら進歩を考えるほかはないであろう。日本は、国連へは金は出すが、外国人を人間として扱っていかねばならないという感覚に欠けている」。

**アメリカの** アメリカのカリフォルニア州の小学校で教鞭をとる日本人のある先生の話によると、

**個性教育** その学校では帽子の日、靴の日、洋服の日などいろいろの日を設け、その日には子どもたちができあいのものではなく自分たちでさまざまな工夫をこらした恰好をしてくる。たとえば帽子の日には、羽根をつけたもの、三角のもの、つばの大きいもの……。それも家から学校まで身につけたまま通学してくるというのである。子どもたちはその奇抜さ、独創性を自慢する。また、統一

されたカリキュラムはなく、先生方も自分たちで、それぞれの教科のカリキュラムを作る。外国語も八か国をとり入れているという。

違ふことはいいことで、楽しいことで、素晴らしいことであるはずだ。そして、その違いを違いとして認めあい尊重していくことの大切さを、この教育実践は心憎いばかりに示しているように思われる。

### シカゴ市の 外国語教育

アメリカ合衆国の「外国語および外国研究に関する大統領委員会」は、一九七九年一月に『知恵の力』と題する報告書を出し、その中で「英語という国際語を母国語にもつたばかりに、今日のアメリカ人の外国語能力は史上最低で、まさに「目をおおうばかりの貧困」であり、合衆国の貿易赤字に外国語、および外国文化に対する無関心が大いに関係があるとし、更には国家の安定、存立の確保にかかわるものであると指摘している。

そのような意味で、シカゴ市におけるこの「外国語振興計画」が注目をあびている。

これは、最近、シカゴ地方学区の外国語局が始めたもので、アラビア語、ポーランド語、中国語、イタリア語、日本語、韓国語などの二九の外国語に関する検定プログラムをもっており、教室外で学習した外国語に対する単位を認定するものであるが、同時に学校では比較的教えられる機会の少ない外国語を個人的に学習する機会も提供する。

試験は年三回あり、学校で教えられていない外国語の試験に合格したものは、学校、あるいは土曜学校で、独立して、チエーター（学習指導者）の指導をうけることになる。

六人程度のグループの生徒が、三週間おきぐらいに、セッションの形で行なわれることが多い。チエーターの学歴は非常に高く、ほとんどが博士号、修士号をもっている。ほとんどのチエーターの共通した認識は、仲間の移住者をアメリカ社会に適應させると同時に、自分達の文化、伝統を忘れる

ことなく伝えていく手助けをするということにある。

この外国語振興計画の導入により、現在、シカゴ市では、教育委員会と多くの少数派民族グループとの関係が改善されている。（「海外教育情報」神奈川県立教育センター一九八二・三・P一六～一七）このような事例に比べると、少しでも変っているとはじき出され、いじめられ、切り捨てられる傾向が強い日本の教育の現状には深く反省すべきものがある。外国人教育、養護教育、落ちこぼれ、帰国子女教育、校内暴力等々、現在、日本の教育が直面している問題はすべて「異」からの挑戦であり、日本人自らが価値観の転換をし、一人ひとりの人間を別々の個性というモノサシを使って見つめていかないかぎり、「競争の原理」では解けないであろう。

### ◆今、望まれること―日本人自身の問題として

現在、日本の学校の中で、自分の存在そのものを表わす「本名」さえも名のれず、自分自身の民族性に誇りをもちたくても、もてないままに暮している多くの韓国・朝鮮籍の子どもたちがいる。そして、そうさせているのは、形式的に平等に扱うことが良いことだと考え、外国人を外国人として尊重せず、日本的な考え方を押しつけてきたためであろう。

一番深刻なのは、一〇年先、二〇年先、今の日本の子どもたちが大人になった時に、国際社会の中で相変らず子どもの頃に植えつけられたアジアに対する差別、韓国・朝鮮に対する差別をしつづけるであろうということである。「差別はするものも、されるものもだめにする」という言葉を深刻にうけ

とめる必要があろう。

**理解す** 日本に住む外国人の八三%が韓国・朝鮮人であり、日本に一番近い外国でもあるというの  
**ること** に、日本人は余りに韓国・朝鮮の歴史にしる文化にしる無関心である。そしてあまりにも

「在日」韓国・朝鮮人のことを知らない。

三世の若い女性の金さんは、「本国へ帰ったら」と日本人の友人に言われた時に、返す言葉がなくなつた涙だけが出たと語った。また、ある件で県庁へ要望に来た崔さんは、四〇代後半の県職員に「初めて朝鮮の人に会いました。日本語も上手だし、日本人と少しも変わりませんね」と言われ、「在日という意味を全く知らないことに夢でもみているのかと愕然としたと話してくれた。身近に「外国人」がいても、差別する社会をつくっているために、日本人には「外国人」が見えなくなってしまうている。

そして、見えないままに、差別だけが再生産され、維持されていく。同じ地域で異文化に接する機会をもちながら、自ら放棄しているようなものである。この面での努力は、教育現場で大いになされるべきである。

### 選択の自由

教育面では、例えば、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが、母国語を習いたいと希望するならば、選択の自由を保障するのが、自治体の納税者に対する義務ではないだろうか。そして、それは、日本の子どもたちにも多くの外国語を勉強する機会を与えることにもなり、異文化を理解する心を育むことにもなる。

### 自覚と誇り

聴きとり調査の中で、何人もの人から「日本人と同じように扱っているから差別がない」といっているのをおかしい。韓国・朝鮮人として民族性に誇りをもてるような教育をして

ほしい」と言われた。一方では、今回の聴きとり調査の中では出てこなかったが、長い間の日本の差別社会のために「ほっといてくれ」「今さら本名を名のつてどうなる」という考えの多くの人たちがいることが予測される。しかし、だからわずらわしい、タブーだというのではなく、この問題を日本人の問題としてとらえ、在日韓国・朝鮮人の子どもたちの人権を尊重し、本名が名のれ民族的自覚と誇りがもてるような教育をする。これは、日本人の子どもたちにとって大切であるという視点から、まず第一歩を踏み出す必要がある。

### 親の意

聴きとり調査の中でつき当たったのは、在日韓

### 識改革

国・朝鮮人に対するマイナスのイメージが、日

本人の親から子へと受け継がれているという事実である（差別の伝承）。「PTAの会議で、韓国人の人がいる恥ずかしいと言われた」「子どもが学校で、韓国はいい国だと言うと、それが日本人の親の耳に入り、韓国の子とは遊ぶなという親もいる」などの話を聞いた。大人が変わらなければ、子どもは変わらない

い。日本の中に、多くの民族がいるということはさまざまな積極的な意味をもっていることを理解し、これからの新しい世代のために大人自身が変わっていかなければならぬ。

### 「チョッパン人」

「チョッパン人」という言葉が、いつごろから子どもたちの口にもぼり始めたのか、はっきりしない。植民地下の朝鮮で、タビやけたをはいた足が動物のひずめに似ていることから朝鮮人は日本人をひそかにチョッパリ（朝鮮語で「ひずめ」の意味）と呼んだ。戦後、在日韓国・朝鮮人社会の中で民族意識の薄い二世、三世の若者を一世たちが「パンチョッパリ」（半日本人）と名付けた。チョッパン人は、その言葉をひっくり返したものと思われる（前川恵司『韓国・朝鮮人』P五四より）。また、「バカチョン」カメラという言葉も、韓国・朝鮮人に対する差別用語といわれている。

## 3 就 職

## ◆今なお残る就職差別

今春（一九八三年）丁大学を卒業した鄭君は、在日韓国・朝鮮人が直面する厳しい就職の壁を知っていたが、あくまでも、自分の専攻した経済学を生かして大企業で働く夢を捨てられなかった。鄭君は、在日韓国人であることを隠さず、面接を受けた。断られてもくじけることなく会社訪問を続けた。彼が訪問した企業の数は五〇社にもものぼった。そして、とうとう希望する仕事のできる会社就職することができたが、それは外資系の企業だった。鄭君は、日本の全業の在日韓国・朝鮮人に対する姿勢にあらためて強い憤りを感じざるをえなかったという。





同じく今春、県内のF工業高校を卒業した朴君は、担任の先生の骨折りもあって大企業のT印刷に就職が内定していた。しかし、内定した段階で住民票の提出を求められ、自分は外国人であるので住民票がなく、外国人登録済証明書でよいかと問いあわせたところ、すぐに内定取消しの通知が届いた。担任の先生は驚いて会社と交渉したけれども結局就職できなかった。喜びも束の間、一転して就職の時期を逸した朴君は、今では、先生の紹介ではいった小さな工場で板金工として働いている。

このような就職における差別は、例外的に存在するものだろうか。それとも今なお一般的にみられる現象なのであるか。結論から先に述べれば、私たちは、神奈川県内に住む在日韓国・朝鮮人からの聴きとりを通して、在日韓国・朝鮮人であることを理由とする就職差別は現在も存在しており、少なくとも本名を名のつて（すなわち、在日韓国・朝鮮人であることを明らかにして）職場で生きていくことは困難であることを知らされた。

#### ◆企業の対応

##### 日立訴訟

約一〇年前の一九七四年六月一九日、横浜地方裁判所は、解雇の不当を訴えた在日朝鮮人朴鐘碩パクジョンソク氏の主張を容れ、日立製作所ソフトウェアに対して解雇の無効と賃金の支払い

及び慰籍料の支払いを命ずる判決を言い渡した。このいわゆる日立訴訟で明らかになったことは、日立のような大企業が外国人は採用しないという方針をとっていたこと、採用内定の段階で戸籍謄本の提出を求めていること、そして戸籍謄本を提出できない朴氏が、面接の際の書類の本籍欄に現住所を

記入していたことを虚偽の申告をしていたととらえ、事実隠蔽をする者は従業員として信頼できないという論理で採用保留（解雇）したことである。

日立製作所は、弁護士等関係者との間で、採用にあたって民族差別を行わないこと、社員に対して民族差別を行わないよう啓発するとの約束をし（中平健吉「日立裁判の勝利と日本社会への影響」参照）、その後在日韓国・朝鮮人を採用してきている。

**問題とする** 当時は、企業、特に大企業では、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は厳しいものがあつた。それは、次の調査結果からも明らかにいえる。

一九七〇（昭和四五）年に東京都立大学の小沢ゼミが関東地方で行つたアンケート調査（資本金三十億円以上の企業三八九社を対象、回答一〇六社、回収率二七％）によると、企業の採用方針として「在日朝鮮人」であることを「問題にする」ものが四一・五％、「問題にするが本人次第」とするものが三七・七％あり、あわせて七九％あつた。同じく一九七〇（昭和四五）年に関西を中心として八鹿高校が行つた調査でもあわせて六九％の企業が「問題とする」という結果が出ている。またこの区別を支える身元調査については、関東で約九〇％、関西で九八％の企業が行っており、この身元調査とならんで九五％以上の会社が受験時、もしくは入社時までには戸籍書類の提出を求めていた。さらに採用内定後に「在日朝鮮人」であることがわかつた場合の処理については、五〇％の会社が採用取消しをすることになると小沢ゼミでは分析しており、調査を通して「在日朝鮮人に対する企業側の差別的態度が厳存していることを、うごかせない傾向として、看取することができた」と述べている（『朝鮮研究』一〇九号、小沢有作一九七一年）。最近では、このような系統的調査はないが、神奈川県高等学

校教職員組合川崎支部の教育研究会「民族差別と人権分科会」が行った調査が最近の状況を知るうえで役に立つと思われる。この分科会では、川崎市内にある三〇〇人以上の事業所一〇〇カ所に対して行ったアンケート調査の結果を一九八二年一月付けで報告している（有効回答は六八社）。それによると、入社内定後、戸籍抄本や住民票など戸籍関連書類を要求する会社は四八・五%にのぼっている。また、過去一〇年間に実際に外国籍生徒を採用した会社は六八社中一一社であり、就職者実数一人のうち三年未満で離職した者六人となっている。川崎という県内で在日韓国・朝鮮人が多く住む地域にある大企業でも、まだまだ就職者の出身に強い関心を持っており、採用する企業数も少ないという現状がうかがえる。

#### ◆最近の就職状況

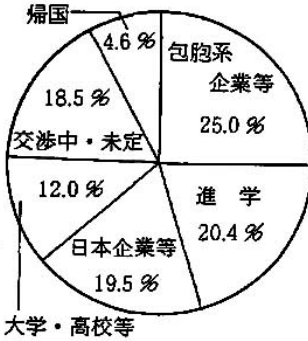
**事務系** ここで、在日韓国・朝鮮人の若者の就職状況を二つの調査から探ってみたい。一つは、財  
**は困難** 団法人朝鮮奨学会の調査から、他の一つは、在日同胞労働問題研究会の調査からである。

朝鮮奨学会は、在日韓国・朝鮮籍の子弟を対象に奨学金を与える団体の一つである。同会の奨学生で一九八三（昭和五八）年三月の卒業予定者は高校生三百数十人、大学生百数十人であったが、四月六日現在の調べでは彼らの進路状況は図1. 2. のようであった。同会の話によると、就職を希望する高校生の場合、二月末の段階でも三割の者は未定の状態におかれている。最近一〇年間の調査でも、進学二二%、日本企業への就職四〇%、同胞企業（家業含む）へ七%、残りの三〇%は未定という結

図1. 高校生



図2. 大学生



(1983年4月6日現在)

注. 分析と図は研究チーム

果になつてゐる。また、日本の金融保険関係の企業には就職できないため、同胞企業の中では、信用組合等の金融機関へ就職希望が集中する傾向がある。

大学生でも事情は変わらないようである。冒頭紹介したように、特に事務系での就職は困難であり、他方公務員への門戸は原則的に閉ざされているので、勢い医師をはじめとする技術系をめざさざるをえないのが実情である。事務系の場合、従来は外資系の日本支社に就職する傾向にあつたが、最近では、韓国の企業の日本支社に就職する傾向も強まっている。

**同朋企業** もう一つの調査として、一九八二(昭和  
へ二五% 五七)年三月に大阪府下の高等学校を卒

業した在日韓国・朝鮮籍の生徒の就職状況の調査がある。これは在日同胞労働問題研究会が大阪府下二四八校を対象に行い八〇校から回答を得たものである(労働ニュースNo.19)。この結果のうち就職率、就職方法、産業別・規模別就職企業分類及び民族差別の各項目について紹介すると次のとおりである。

### 3 就 職

第6表 就職率の比較

	全 体	公 立	私 立		
			全 体	男 子	女 子
就 職 率	43.6%	37.7%	54.8%	35.7%	61.2%
府下就職率	33.8%	33.7%	33.8%	27.1%	40.6%

私立男子の中に私立共学校中の女子も少数含まれている。(府下の統計は男女が完全に分離)

第7表 就職方法

	公 立	私立女子	私 立	合 計
就職者総数	146人 (100%)	101人 (100%)	20人 (100%)	268人 (100%)
学校紹介	93人 (63.7%)	92人 (91.1%)	12人 (60.0%)	198人 (73.9%)
そ の 他	47人 (32.2%)	5人 (5.0%)	9人 (45.0%)	61人 (22.8%)
不 明	6人 (4.1%)	4人 (3.9%)	(-1人)	9人 (3.3%)

第8表 民族差別について

	公 立	私立女子	私 立	所属不明	合 計
無 回 答	11校	2校	6校	2校	21校
有 る	1	1	2	-	4 (6.8%)
少し有る	11	4	4		19 (32.2%)
ほとんど無 い	19	11	4	2	36 (61.0%)
計	31校	16校	10校	2校	59校 (100.0%)

図3. 産業別(男)

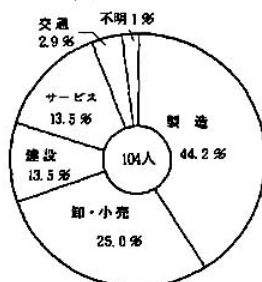
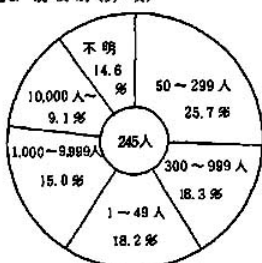


図4. 産業別(女)



図5. 規模別(男・女)



『労研ニュースNo.19』  
(1982年7月1日、在日同総労働研究会)より作成

この結果から、在日韓国・朝鮮人の生徒の方が日本人生徒に比べて就職する者の比率が高く、多くは学校紹介により、中でも女子の場合はほとんど学校紹介によつてゐることがわかる。また就職先については民族金融機関に一九・九%（女子だけとると三七・六%）が就職し、全体では同胞企業に約二五%が就職している。民族差別については、約四〇%の学校で「有る」か「少し有る」と答えてゐる。また、就職者数がふえるに従つて、差別が「有る」か「少し有る」と回答する学校が多くなるという傾向がみられるという。これは、就職をする生徒が出てくることにより差別の現実が見えるためであろうか。

### ◆就職への道

**教師の** 以上みてきたように、在日韓国・朝鮮人の就職には今なお厳しい壁がある。このような  
**進路指導** 現実のもとで、高等学校を卒業し、就職していく生徒の進路指導について教師たちはど

のように対応しているのだろうか。

前出の神高教川崎支部教研集会「民族差別と人権分科会」の資料によると、川崎市内の県立・市立高校のうち、在日韓国・朝鮮人生徒で就職した者がいたのは一八校中の一〇校であつた。そこで進路指導にあつた先生方から聴きとりをしているが、たとえば、F校では「外国籍は採用しないと最初からはいつてくれない」ということであり、「校では「外国籍にこだわる会社の方が多い。金融関係は外国籍は絶対とらない」という感想がある。またH校では、「最初から外国籍生徒であることを隠

### 3 就 職



さずに企業と接する。それを隠せば、かえって翌年からマイナスになる。外国籍じゃこまるという会社は少なくなっているという感触もある」とのことである。

このように、学校が推せんないしあつ旋するにあたって、会社が外国籍Ⅱ在日韓国・朝鮮人について特別の関心を持つていことが推察できるのであるが、教師たちの対応はどうであろうか。同じ報告によると、C校では、過去において外国籍生徒の担任をしたことのある教師が四六人中二八人いる。そのうち「外国籍生徒であることを意識したか」という問いに八人が「意識した」と答え、一六人は「日本人生徒と同じに扱った」と答えている。同じ設問で「生徒の方が意識し教師は別扱いしない」と答えた教師もいた。このC校の例は、示唆に富むといえよう。つまり、在日韓国・朝鮮人の生徒に対して「別扱いしない」方が平等であると考える教師の方が圧倒的に多く、たとえ生徒の方が意識していても教師の方は、生徒に「あまり意識する必要はない、先生は決して別扱いはしないから」という対応をするというの一般的なことを示しているからである。

しかし、企業側で、採用する生徒が在日韓国・朝鮮人であるか否かを大いに気にしている、あるいは、在日韓国・朝鮮人であつたら採用しない状況がまだ一般的であるとしたら、進路指導にあたる教師も「別扱いしない」だけでよいとはいえないのではないか。前出のC校のある教師は、「会社に連絡

して、人間性を強調して採用してもらった」と述べているが、このような教師の側の主体的努力のみ積ねが門戸を広げることにつながっているのが現状だからである。

### 民族学校

ところで、在日・朝鮮人の設立している民族学校ではどのような進路指導をしているのだろうか。横浜市神奈川区にある朝鮮学園の話では、高級部には三〇〇人以上が学んでいるが、特別な進路指導は行っていないとのことである。実際、この学校の卒業生で日本企業への就職はほとんどない。過去の経験では、大企業は全くうけつけてくれず、中小企業で理解を示してくれるところとか、日本人がいやがり人手が足りないところにしか就職できなかった。またパートでも正社員にはなれず、問屋派遣の形でしか採用されなかったということである。こうした経緯があって、現在では、学園として日本企業への積極的な働きかけはしていない。最近の傾向として、進学が四五〇五〇%、一〇%が家業の手伝い、四〇〇四五%が就職している。就職先としては、学園があつ旋して、民族団体に関連する銀行、学校、商工会、新聞・雑誌社、その他も同胞企業がほとんどであるとのことだった。

### 希望と

### は遠く

このように厚い壁を越えて就職できたとしても、それは希望する企業ではないことが多い。特に、在日韓国・朝鮮人の生徒で希望する者の多い安定した就職先である銀行・保険といった金融関係や営業関係では、ほとんど採用された例がない。例えば、関西に本社をおくある銀行では、在日韓国・朝鮮人の女子社員を採用しはじめたが、それは「女は二〇五年で結婚してやめるから」という理由のようである（『交流』二二九号、一九八三年二月）。一流企業を希望してもなかなか学校側も対応できず、長年の蓄積の上に立って在日韓国・朝鮮人でも採用してくれるような会社を生徒たち



に示し、その中から生徒に選択させるパターンが定着してしまっているようである。ちなみに、県内に所在する銀行、相互銀行、信用金庫に問いあわせてみたところ、いずれも外国人は採用していないかった。その理由として、高卒の場合、学校からの紹介を中心に採用しているが、今まで在日韓国・朝鮮人を含め外国人を紹介されたことがないからという答えが返ってきた。

#### 本名か

在日韓国・朝鮮人が、職場で生きていくうえではさらに難関がある。それは、本名で通名か つかそれとも通名を使うかの決断を迫られることである。人格が形成される時期である

小・中・高校時代を通名ですすすか本名を名のるかは大きな問題である。しかし、さらに社会に出て、長く働く職場に入るとき、ある意味で最終的決断を迫られるのである。そして、現状では、「本名では困る」という会社側の要望で通名を使うケースが多い。それは、本名で通すといえれば就職を断られるという意味で社会的強制となっているといつてよいであろう。

ある中小企業に勤めていた崔さんは、採用される時担当部長から通名で通うようにいわれ、それに従って十年以上勤務していた。しかし、その部長が転勤して担当部長が変わったため、崔さんが在日韓国・朝鮮人であることを社長が知り、今まで自分をだましていたとさんさん叱られたうえ、退職金も払われず解雇された。また、関西のある老人ホームの保母の試験に合格した朴秋子さんは、最終

面接で通名で勤めるよう勧められたが、本名で働きたいと申出たところ採用されなかった（映画「イルム」）。

このように、通名で勤めるとだましているといわれ、本名で働こうとすると拒否されるという困難な現状を私たち日本人は放置しておいてよいものだろうか。

## ◆行政の対応

在日韓国・朝鮮人の就労差別に対しては、日立裁判後も行政として取り組んできているとはいえない。公共職業安定所及び職業あつ旋事業者は、職業安定法第三条の「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることがない。」という規定に基き、求職者に対しては、国籍による差別的取扱いが禁止されている。しかし他方では、差別を解消するための積極的施策は行われていない。例えば、外国籍の人のびとの就労状況については、『労働白書』にもみられず、また、県労働部職業安定課でも把握していない。

労働省職業安定局雇用政策課の話では、一九七六（昭和五一）年六月一八日の閣議了解により外国人労働力は原則として受け入れない方針をとっているが、例外として、産業上高度な技術技能の持主で公私により招かれた者や、熟練労働者、特殊技能者など国内で養成が困難な者や法務大臣が特に在留を認める者が日本国内で就労できることになっているという。しかし、これは新たに日本に移入してくる労働力の受け入れの原則であって、在日韓国・朝鮮人のように既に日本国内に定住している外国人については、前述の制限は適用されず、日本人と同様に平等に就労の機会が与えられなくてはならない。

それでは、国内に定住している外国人労働者の雇用促進について何らかの対策がとられているかと

いえば、同じ職業安定局の雇用促進室でも対応していない。同室が作成している『同和問題関係資料』—企業内同和問題研修推進員のために—という冊子の冒頭には、「就職」ということは、一人の人間にとって生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、生存していく上で極めて重大な意義を持っている」と謳いながらも、「わが国の憲法において、職業選択の自由を基本的人権の一つとして、すべての国民にこれを保障している」として、職業選択の自由を享受できる者を「国民」に限定しているかのようなのである。しかし、これは、憲法が「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する。」と規定し、これを受けて職業安定法が「国籍」による差別を禁止していることを考えると消極的にすぎるものといわなければならない。

確かに、在日韓国・朝鮮人の就労問題は、同和地区住民を対象とした施策の進展に伴い、たとえば、統一応募用紙の設定のほか、応募社用紙に本籍地番及び家族の職業について記入を求めないこと、戸籍謄本等の提出を求めないこと、身元調査を行わないこと、その他本人の適性と能力によらない選考を行わないこと（業種別九九団体に対する職業安定局長要請文）などの行政指導により改善されてきた部分もある。しかし、それは副次的効果として在日韓国・朝鮮人に及んでいるものであり、今後は、行政指導の中に在日韓国・朝鮮人の問題を正面から位置づけて臨むことが必要である。

第9表 神奈川県及び横浜市職員の受験資格

○受験可  
×受験不可

1983年8月現在 研究チーム調べ

試験の区分		国籍要件		選考職種	国籍要件	
		県	横浜市		県	横浜市
上級	行政	×	×(事務)	福祉職	×	試験×
	電気	×	×	衛生監視員	×	×(食物)
	建築	×	×	選任教員	×	—
	土木	×	×	生活改良普及員	×	—
	化学	×	×	職業訓練指導員	×	—
	農業	×	選考×	計量職	○	—
	林業	×	—	通訳職	×	—
	水産	×	—	司書	×	○
	農芸化学	×	—	和文タイピスト	×	—
中級	行政	×	×	医師	○	○
	行政	×	×	薬剤師	×	○
初級	行政事務	×	×	理学療法士	○	○
	警察事務	×	—	作業療法士	○	○
	電気	×	×	視能訓練士	○	—
	土木	×	×	診療放射線技士	×	○
	土木	×	×	臨床検査技士	×	○
公立小中学校等 事務職員採用試験	上級	×	×	歯科衛生士	×	—
	上級	×	×	栄養士	×	×
	初級	×	×	保健婦	○	○
	初級	×	×	看護婦・准看護婦	○	○
	初級	×	×	寮母	×	○
	初級	×	×	点検集金員	—	○
	初級	×	×	文書連絡員	○	—
	初級	×	×	文書連絡員	○	—

### 3 就 職

第10表 教員選考要項にみる「国籍条項」の推移

	80	81	82	83	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	比率
北海道	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮城	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
富山	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
石川	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
福山	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
山梨	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
長野	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
岐阜	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
静岡県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
愛知県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
三重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
比率						28	17	17	16																		
						47	47	47	47																		

○印は「日本国籍を有す」との表示なし、年次は採用試験実施年。田中宏「外国人は地域住民たりえているか」自治体学研究16号より。なお1983年分は研究チーム調べ

## ◆公務員への採用

### 門戸開放

就職問題の最後に、公務員とくに地方公務員への採用について考えておきたい。地方公務員法には、第一六条と第一九条にそれぞれ「欠格条項」と「受験資格」が定められているが、そのいずれにも日本国籍を有しない者を排除する項目は存在せず、具体的には、各地方自治体の人事委員会が定める仕組みとなっている。これに基いて、在日韓国・朝鮮人の多住する大阪、兵庫の各自治体では、一九七〇年代に次々と国籍条項をとりはずしてきており、これまでに

尼崎市、西宮市、川西市、八尾市、豊中市などでは、一般事務職、一般技術職を含めて外国人に門戸を開放してきている。神奈川県と横浜市における受験資格中の国籍要件については、第9表のようになっており、採用選考職種については門戸が比較的開か

れているものの、採用試験職種については全く開かれていないのが現状である。採用選考職種の国籍条項の基準も合理性に乏しいものである。

教職員については、第10表のように一六都府県において国籍条項を設けず、外国人にも門戸を開いており、毎年若干名採用されている。最近では、東京都や三重県で採用された例がある。また、一〇大都市のうち札幌市、福岡市、北九州市を除く七市でも国籍条項をはずしているが、大阪市では一四七四（昭和四九）年より採用を始め、現在までに十数名が採用されている。

このように徐々にではあるが地方公務員への道が開かれてきてはいるものの、まだまだ原則的には閉ざされているといわざるをえない。しかし、国際化に対応した、開かれた地域社会をつくっていくためには、自治体自らが率先して門戸を開いていく必要がある、受験資格については早急に見直さなくてはならないと考える。

**民際外交**      ところで、外国人の公務員採用については、「公務員に関する当然の法理として公権力の視点で」の行使又は国家意思の形成への参画たずさわる公務員となるためには、国籍を必要とする

ものと解すべきであり、他方に於て、それ以外の公務員となるためには、日本国籍を必要としないものと解せられる」（昭和二八年三月二五日内閣法制局）とされ、「したがって、在日朝鮮人の就官能力についてもこの法理の解釈運用によつて処理しうるものと考え」（昭和二八年六月二九日人事院事務総長）とされてきた。これは、国家的利害のからむ事務を担当する国家公務員についてはともかく、そのまま地方公務員に適用されるべき原則ではないといわなければならない。しかし、現実には、地方公務員法第一九条の解釈について自治省は、「公権力の行使または地方公共団体の意思の形成へ

### 3 就 職

の参画にたずさわる職につくことが予想される職員の採用試験において、日本国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めることは適当でない」（昭和四八年五月二八日行政実例）と、法制局の見解をほぼ踏襲している。しかし、その後、一九七九（昭和五四）年四月一三日、内閣総理大臣は、その答弁書の中で「いわゆる管理職であるかどうかを問わず、地方公務員の任用にかかる職の職務内容を検討して、当該地方公共団体において具体的に判断されるものと考える」と述べており、地方自治の原則が明確に確認されている（田中宏「外国人は地方自治体の住民たりえてるか」『自治体学研究』第一六号参照）。以上、中央政府の見解の変化を紹介してきたが、本来、地方自治体は、地方自治の本旨の内容として「人事高権」（『日本国憲法体系』宮沢遷歴記念、成田頼明「地方自治の保障」参照）を有しており、それを保障するものとして人事委員会が組織されているのであるから、神奈川県のように外国人の住民の多い自治体にあつて、「民際外交」を県政の大きな施策として推進していくにあつては、独自の判断で職員への採用の道を開いていくべきであろう。

聴きとり調査の中で在日韓国人である李氏はこういつていた。「私たちは、神奈川の地で生まれ、日本人と同じ教育を受けて育ってきたのです。神奈川をふるさととも思っているのです。しかし、いざ社会に出ていくというとき、おまえば外国人だから公務員にはなれないよ、企業もだめだよといわれて途方にくれるのです。私たちは過去のことを持ち出して特別な待遇をしてほしいとはけつしていません。せめて、能力によって平等に評価してもらいたいのです」。在日韓国・朝鮮人が二世からさらに三世・四世になっている今日、私たち日本人は、こうした声に応える時がきているのではないだろうか。

## 4 職業・事業活動

日本を代表する横浜港には、今日もたくさんの船が行きかっている。京浜工業地帯の玄関として、とても多くの物資や人々が入り出している。海外などから船で着いた荷物は、荷主から元請が引き受け、「はしけ」で陸地に運ばれる。荷物のコンテナ化が進み、大型トラックが行きかう横浜港で、だんだん数は少なくなってきたが「はしけ」は動いている。この「はしけ」を動かしている人の三割以上が、在日韓国・朝鮮人だといわれている。

「はしけ」に限らず、他の工事、土建、運送などの仕事でも多くが下請、孫請として在日韓国・朝鮮人は働いている。その他、日銭の入る飲食店、パチンコ店や旅館、資金のそれほどかからない鋼鉄業などをして働いている。





最近では、流通関係やサービス業などに勤める人も出てきているようだが、中小企業が中心で、大企業や国・自治体などは、殆んどが在日外国人を締め出していて、職業は限られてしまっている。こうした反面、芸能・スポーツなどの実力の世界に進む人や、新たな分野を開拓する人も登場している。鉄道建設や道路工事、炭鉱などで働いてきた在日韓国・朝鮮人やその子、孫たちの事業・職業のいくつかを紹介し、その問題点をみてみよう。

### ◆ 京浜工業地帯を支える人びと

#### 孫請で配管工事などをしてきた金さんの話

父が先に茨城で鉱石関係の仕事をしていたので、父を頼り六歳で日本に来ました。戦後鶴見に移り、私はダンブやタクシーの運転手をしていましたが、その後工事関係の仕事につきました。最初に大手ガス会社の配管工事をし、二〇〇カ所ぐらいの工事を受け請いました。仕事は先ず、大手ガス会社から元請の配管会社へ、次に私たち孫請へとまわってくる仕組でした。当然支払われる利益も、元請が約五〇%をにぎってしまうので、こちらへ入ってくる収入は微々たる金額でした。利益よりも工にかかる費用の方が多くなってしまい、借金を背負い一〇年で止めざるをえなくなりました。

次にしたのがプラント工事関係の仕事で、これもまた孫請でした。五年間続きましたが……。

その後、半導体関係の仕事もし、現在は石油関係の仕事をしています。どこまでいっても孫請の仕事から抜け出せません。元請になろうとしても、どこからか「あいつは朝鮮人だ！韓国人だ！」と

いわれ、下請の会社でつくっている協力会にも入れません。孫請でじつとしていけば、何の問題も起きません。日本の社会は、私たちを受け入れてくれないのです。

同業者の同胞の中には、事業活動をする上で不利だから帰化した人も幾人かいますが、日本が国際化すれば、帰化の必要はありませんよ。

銅鉄業を営む朴さんの話

一九四二（昭和一七）年、志願して九州の炭鉱に来て働きました。戦後、ヤミ米屋、パチンコ屋といろいろしてみました。どうもうまくいかず、それじや京浜地区に行ってみれば何か仕事があるだろうと思ひ、横浜にやつて来ました。けれども韓国・朝鮮人には勤め口がなく、道路工事の土方をやつたが体がもたず、倒れてしまいました。次に車の免許を取つて銅鉄業を始めました。京浜地区は工場が多いので、懸命になつて鉄くずを集めまわりましたが、それを引き取ってくれる大手メーカーが直接取引をしてくれないのです。韓国・朝鮮人ということだけで、仕事も取引も限られてしまうのです。

私たちはどうか暮らしてきましたが、子どもたちには働き口をなんとかしたいと考えています。大学を出ても働き口はないのです。

◎横浜・川崎方面には、大手鉄鋼会社があり、銅鉄業が多い。だが、



韓国・朝鮮人業者は大手と直接取引ができず、取引のできる日本人中間業者の名義を借りて納入する。なかには名前を貸すだけでマージンが入ってくる中間業者もいる。

銅鉄業を営むには、県の「金属屑回収業に関する条例」にもとづき、公安委員会（最寄の警察署が代行）の営業許可が必要とされる。

#### 産業廃棄物処理業者李さんの話

鉄くず屋をずつとしていましたが、取引先の会社から産業廃棄物（以下「産廃」という）も扱ってくれないかといわれ、やるようになりました。産廃とは、事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚い、廃油など一〇数種類あり、処理業者は、収集・運搬、処分の区分により県の許可が必要です。収集・運搬には同胞が多くいますが、処分業者にはあまりいません。処分となると焼却とか埋立とかの施設がとれない、周囲の同意が必要となりますが、韓国・朝鮮人だとそれが難しいからです。

◎産業廃棄物処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### ◆客商売で働く人びと

##### 焼肉屋の鄭さんの話

九州で生まれ、各地を点々とし、戦後横浜で喫茶店をへて、現在焼肉屋を開いています。焼肉屋に

こぎつけるまで、いろいろつらい仕事もたくさんしてきました。焼肉屋を開くにしても資金づくりにかけずり回りました。銀行からはもちろん貸してもらえず、親戚や友人から貸してもらい、場所も同胞が所有するビルの一階を改装して何とか始めることができました。当初は収支ギリギリの状態が数年続きましたが、今では店の信用もできて常連客が来てくれるようになりました。

内装工事のため、信用保証協会を通じて借りましたが、私はあまり日本語を書くことがじょうずにないので、融資に関する手続きがもう少し簡単になってくれたらと思っています。

### パチンコ店を経営する崔さんの話

中学一年の時、兄と日本に来ました。戦後、働きながら大学を出て、まず初めにタクシートの運転手になりました。それからいくつか同胞の会社で働いて、パチンコ屋で働くことになりました。ちょうど連発式がはやった頃で、パチンコ屋は盛況でした。同胞が経営するパチンコ台メーカーのセールスもしましたが、連発式が禁止され、事業縮小や廃業する人が相次ぎ、セールスもままならなかった時。東北で友人が呼んでくれ、一〇年間パチンコ店の支配人をしました。ここでなんとか金もたまつたので、神奈川に来て。パチンコ店を買い取って商売を始めました。今から二〇年ぐらい前のことでした。開店前に警察の許可を得ますが、その後も、台の入れ替え、機種を替える時は必ず許可が必要になります。

この業界は変化が激しく、三年くらい前から新しい台がでて売り上げがのび、新しい店がどんどん増えて競争が激しくなっています。コンピュータを導入した「フィーバー台」と呼ばれるもので、パ

チンコ店も今やコンピュータ時代になりました。玉の管理から売り上げまでも一目でわかるようになり、人手もいらなくなりました。ただそれだけに、台の入れ替えが大変で、費用もかかります。しかし、遊技場に対して融資は厳しく、民族金融機関以外からは借りられないのが現実です。

### ◆職域拡大―弁理士誕生

一九八三（昭和五八）年三月一六日、弁理士法に関する通産省令が改正され、初の在日外国人弁理士が誕生した。鄭陽一さん、三ヨンサンイル五歳。特許権、実用新案権などを守るため、相談に応じたり、特許庁への出願などの手続きを代理したりする弁理士。全国に二、六五四人いる。

鄭さんは一九八二（昭和五七）年、弁理士国家試験に合格したが、国籍の壁にぶちあたった。通産省令は、外国人が弁理士資格を得るための条件として、相手国が日本人に同じ資格を認める場合のみとする「相互主義」を定めている。しかし、韓国弁理士法は、日本人が韓国で弁理士になることを認めていない。そのため韓国籍の鄭さんは、弁理士に登録できなかつた。そこで鄭さんは、直ちに通産省、特許庁と交渉を開始した。日本で生まれ育って試験に合格した在日韓国・朝鮮人を、相互主義の



対象とはみずに、国際人権規約の「内外人平等の原則」でみてほしいこと、法律上弁理士の仕事もできる弁理士は、一九七七（昭和五二）年に最高裁が金敬得キムキョングクさんを司法修習生に採用して道を開いているのに、弁理士が認められない理由がない等の主張をもとに、通産省・特許庁に訴えた。反応は素早く、省令改正へと進んでいった。

公的資格取得では、弁護士に次ぐ職域拡大だった。弁護士の場合も弁理士の場合も、受験し合格する人がでて初めてつき破った壁であった。

チョン 鄭さんは、次のように話してくれた。

「大学卒業後の就職に際して、国籍が問題になり、挫折する人が多かった。日本社会でどう生きていくかは、韓国・朝鮮人にとって大きな問題で、国籍だけでなく、暗黙の形で多くの障壁があります。特に二世・三世は、日本に生まれ育ったのどうして、との思いがあり、壁にぶちあたりわからなくなってしまう。日本には自分に見合った仕事がないと思ひ留学する人もいます。

米国留学中に、弁護士になった金敬得氏の話聞き、日本もかわったと思ひました。帰国後、特許事務所に勤務しながら弁理士をめざしました。試験は実はフェアに行われました。合格しても登録できるのかという不安はありましたが、なんとかなるだろうと思ひていました。

これからも、やればできるといふ思ひで、多いに挑戦してほしいものです。」

### ◆事業活動の権利を守るために

**商工会** 在日韓国・朝鮮人の事業・経済活動の権利を守るために、商工会がある。営業許可、融資、商取引や税務関係の相談にのっているが、中でも税務関係の仕事が多い。

「納税の義務を果たしながら、権利を制限されているのが一番大きな問題です。それと、毎年三月に行う確定申告後の税務調査に疑問を感じます。商工会を通じて出された申告であっても、個々の店に調査に行きトラブルを起こしています。特に昨年あたりから、税収の伸び悩みと関係あるのかどうかわかりませんが、税務署の調査が厳しくなっています。」「わが国は日本と租税条約を結んでいませんが、日本で生活しているので税をきちんと納めている。せめて民族学校の負担金は控除してほしいものです。」

商工会で会った人の意見だった。

**民族金 融機関** 在日韓国・朝鮮人の事業活動にかかせない存在として民族金融機関がある。日本の金融機関からは、「日本国籍でないからという理由で融資を受けられないので、在日韓国・朝鮮

人が、事業活動の資金を確保するために、自分たちの手で築きあげてきたものだ。神奈川朝鮮信用組合は三一年、横浜商銀信用組合は二二年の歴史をもっている。

政府系金融機関の門戸は開放されたというものの、銀行の融資はいまだに厳しく、民族金融機関の果たしている役割は非常に大きい。

## ◆職業・事業の現状

何人かの話を聞いてきたが、在日韓国・朝鮮人全体の職業・事業活動の状況はなかなかわからない。資料も少ないが、いくつかのデータをもとにみてみよう。

**日本人との職業比較** 日本人と在日韓国・朝鮮人の職業を直接比較できる資料がないので、一九七

四（昭和四九）年時点比べてみた。

全国、神奈川県ともに韓国・朝鮮人の構成割合が日本人を八〇％上回っているのは、「労務作業者」「販売従事者」、四〇％上回っているのは「運輸・通信従事者」である。「労務作業者」とは、荷役作業、運搬作業など港湾関係の仕事、倉庫作業、配達員、清掃員などである。また「販売従事者」とは、飲食店主、小売店主、行商・露店販売、再生資源卸売・回収、外交員などで、焼肉屋、銅鉄商などもこれにあたる。「運輸・通信従事者」には、自動車運転手が入る。

第11表 職業分類別にみた日本人と在日韓国・朝鮮人（全国、神奈川県）

職業分類	全 国			神奈川県		
	日本人	韓国・朝鮮人	差	日本人	韓国・朝鮮人	差
専門的・技術的職業従事者	7.2%	3.3%	3.9%	8.2%	3.8%	4.4%
管理的職業従事者	3.9	3.2	0.7	5.6	5.1	0.5
事務従事者	16.9	14.0	2.9	21.8	18.1	3.7
販売従事者	12.6	20.7	-8.1	12.4	22.4	-10.0
サービス職業従事者	6.6	4.3	2.3	6.9	6.5	0.4
運輸・通信従事者	4.8	9.2	-4.4	5.0	10.8	-5.8
保安職業従事者	1.2	—	1.2	1.4	—	1.4
採掘作業従事者	0.2	0.3	-0.1	—	0.2	-0.2
技能工生産工程作業従事者	29.7	30.8	-1.1	32.6	21.1	11.5
労務作業従事者	2.9	11.4	-8.5	3.1	11.1	-8.0
農林・漁業従事者	14.1	2.7	11.4	3.0	1.0	2.0

日本人の職業は、昭和49年就業構造基本調査（総理府）

在日韓国・朝鮮人の職業は、昭和49年在留外国人統計（法務省）



逆に、日本人の方が構成割合が高いのは、全国では「農林・漁業作業者」「専門的・技術的職業従事者」であり、県下では「技能工・生産工程作業者」「専門的・技術的職業従事者」となっている。「専門的・技術的職業従事者」とは、教員、保健医療従事者、公認会計士、文芸家、技術者などをさしている。

### 県内の状況

職業分類が違うが、県内の状況をみてみよう。

主婦、学生を含めた無職が半数を占めているが、有職者では会社員が一番多く四分の一を占めている。会社員の中味としては、中小企業が殆んどで、パチンコ、金融、不動産、運輸、自動車販売・修理、銅鉄、民族金融機関などがみうけられる。次いで、土建、飲食店、古物商、運輸、旅館、食料品製造、美・理容、各種販売、特殊浴場、民族団体役員などで働いている。

数は少ないが、スチュワードス、大手金業技術者、画家、公立病院医師などもみられた。

### 都内の

東京（一部近県も含む）の商工人一、一〇三人に聞いた東京韓国青年商工会の調査で

### 商工活動

は、次のようになっている。業種分布では製造業が一四三と最も多く、サービス業一

二三、飲食業一一八が三大業種になる。個別業種ではパチンコが八七と多く、代表的な商工業である。次いで、焼肉店四七、一般金融四二となる。営業形態では、法人組織（五二・三％）が個人営業（四七・七％）をわずかに上回り、従業員数は一〇人以下が全体の六二・八％になっているなど、かなり詳しい調査結果がみられている（『豊かな同胞社会をめざして』東京韓国青年商工会、一九八二年一月）。

第12表 都内商工人の業種分布

業 種		人 数		業 種		人 数		
建設業	総合建築	7	48	I ビ ス 業	麻雀	5	123	
	土木工事	15			ボーリング	2		
	設備工事	12			バッティングセンター	3		
	組立工事	2			バー・キャバレー	8		
	内装工事	2			その他遊戯娯楽	1		
	建築資材	2			特殊浴場	2		
その他	8	サウナ	4					
製造業	プラスチック製品	25	143		一般旅館	1		47
	ゴム製品	5			ビジネスホテル	3		
	ビニール製品	20			同伴ホテル	3		
	皮革製品	9		その他ホテル業	1			
	食料品製造	5		金融	一般金融	42		
	繊維製品	12			サラリーローン	5		
	出版・印刷・製本	18		不動産	不動産賃貸倉庫業	27	45	
	金属製品	21			不動産売買仲介	18		
	各種機械器具製造	8						
	その他	20						
卸小売業	卸売業	27	55	再生資源産業	廃品各種	15	31	
	小売業	20		故紙回収	4			
	貿易業	8		解体業	6			
飲食業	食堂・レストラン 焼肉店 そば・うどん・すし店 割ぼう・小料理 中華料理 喫茶店 その他	7	118	その他サービス業	その他再生資源	6		
		47			旅客運送業	7		61
		4			一般貨物運送業	8		
		6			建設機械リース業	2		
		5			理・美容業	2		
		30			医師	5		
		6			税理士	5		
		2			保健代理業	6		
		11			広告代理業	6		
		87			自動車修理業	3		
3	その他	17						
	無回答	13	13					

「豊かな同胞社会をめざして」(1982年12月 東京韓国青年商工会より)

◆現状からみえること

事業活動をいくつかの例を通してみてきたが、これらのことから何がみえるだろうか。

**主要産業** 在日韓国・朝鮮人は、県内でみても、横須賀線や京浜急行の建設、相模湖ダムの建設、

**から排除** 箱根開発、本牧・山下埠頭の埋立などにたずさわり、京浜工業地帯の一部を支えるなど

多くの仕事をしてくている。けれども、その仕事は正しく評価されず、公務員や基幹産業から排除され、単純作業、飲食店、遊技場、銅鉄、販売員などの職業に限定されている。さらに、公証人、水先人には日本人以外はなれず、港湾関係の仕事をしていても船舶法で「はしけ」しか持てず、動力船が持てなかったりで事業活動に制限がある。

法務省は、「職業選択の自由は、公共の福祉の要求があれば制限することができ、基幹産業を維持し国内の産業又は労働を保護するため外国人の就業について一定の禁止又は制限を加えている」と説明している（「出入国管理―回顧と展望」昭和五五年）。しかし、日本に生まれ育ち、日本経済の一部を支えてきた韓国・朝鮮人を主要産業から排除して、すましてよいのだろうか。地域に住む住民としての観点も必要だろう。

**事業活動** 事業活動には事業許可がともなうが、韓国・朝鮮人の多くが働いている金属屑回収業、

**上の壁** 古物商、遊技場などが、いずれも公安委員会（最寄の警察署防犯課担当）許可になって

いる。防犯の観点から職業をとらえている。

また、事業をしていても、取引上は下請、孫請が多く、なかなか直接取引ができない。国籍の違いだけで取引ができないという大きなハンディがある。

さらに、事業をする上では、融資は重要なポイントだが、まだまだ問題があるようだ。国際人権規約批准などにより、政府系金融機関の窓口では国籍差別はなくなったものの、銀行では遠回しに帰化をすすめたり、厳しい条件をつけているとのことだ。一九八二（昭和五七）年九月の都内在日韓国・朝鮮人商工人対象の調査によれば、過去五年間に日本金融機関から融資の拒否にあった人は一三％にのぼっている。その理由として「国籍がネック」五一・八％、「日本人の保証人を要求された」一五・七％があげられ、解決の迫られる問題となっている。

### 中国人労働者達

戦前の在日朝鮮人労働者のことを考えるさいに、中国人労働者や台湾出身の少年工たちのことも忘れてはなるまい。一九四三（昭和一八）年になると日本の労働力不足は深刻になり、朝鮮における労働力の不足もすでにつたえられていた。そこで中国人労働者の連行が考えられ、日本には三八、九三九人の人々が渡航した。この内二九二人が相模湖ダム工事に従事し二七名の犠牲者が出たのである。一二歳から一八歳までの台湾出身少年工は高座海軍工廠（現在の大和市内）で八、〇〇〇余人も働いていた。彼らのうち約二〇〇人が爆撃などで犠牲になったといわれ、その碑が大和市内の善徳寺にたてられている。戦後中国人労働者と台湾出身少年工の多くは帰国したが日本人としておぼえておくべきことながらである。

---

## 5 生 活 権

### I 生活権としての住宅問題

#### ◆不良住宅地区

人間が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためには、その生活基盤となる居住権の保障なしにはその実現はありえない。反対に地域環境を含めた住宅条件のありようは、そこに住む者の社会における位置を如実に示すことにもなる。

川崎市川崎区池上町は京浜工業地帯の一角、産業道路と高速道路に区切られた部分にあり、人口約



千五百人のうち約六〇%を韓国・朝鮮人が占める在日韓国・朝鮮人多住地域を形成している。一九六〇（昭和三五）年の住宅地区改良法の制定に関連して実施された、神奈川県の「住宅地区実態調査報告書」の中にも不良住宅地区としてあげられたこの町は、二十三年後の今も同様に、否、その後の高度成長のもたらした公害汚染という状況を考えれば、当時よりも一層悪い住環境のままに現在も置かれている。この地区を訪れる者は、大量のトラック等の排気ガスと騒音、ひどい時には洗濯物がまっ黒く汚れたという公害粉じん、火事になったらひとたまりもない狭く曲がりくねった路地と密集家屋、下水道の不備等々、その住環境の劣悪さに驚かされる。

こうした一種のスラム化した状況は、戦前から「朝鮮人多住地域と不良住宅」という定式で問題とされてきたが、当然のことながらそれは都市防災や衛生といった観点からのものであって、むしろ生活権保障のための住宅問題としては考えられていなかった。そして、これらの不良住宅地区の形成は戦前・戦後の神奈川の歴史と密接な関係をもつて成立してきたものなのである。

### ◆戦前・戦後の住宅状況

#### 戦前

日本の植民地支配による大量の朝鮮人労働者の流入は、大正末期から昭和にかけて、神奈川県にも多くの朝鮮人部落を生み出した。これらの人びとには住居の保障もなく、また一般に日本人地主が土地家屋を売ったり借したりすることを拒む例が多かった。そこで、やむなく土地所有関係の不明確な所や河川敷、崖下傾斜地などにバラックを建てたり、急造の工事現場の飯場で暮

らす中で、震災後の復旧工事や京浜工業地帯の建設工事に動員されていた。

一九三五（昭和一〇）年の横浜市社会課の「朝鮮人生活状態調査」によると、市内に住む一、一六〇戸のうち、普通家屋は七七三戸（六六・六四％）バラック三八七戸（三三・三六％）とされているが、普通家屋といってもその大部分は「屋根は雨漏り、壁は落ち、戸閉まり不十分にして漸くにして雨露を凌ぐ」というもので、バラックに至っては「全く掘立小屋に等しく屋根及び四囲を古トタン板を以て囲み床とは名のみで人の住む所とも思わぬ如きもの」「何れの部落を観るも下水の排水不十分にして地上に漏れその不潔なることは言語に絶し、常に食膳に供する菰の悪臭と水溝の異臭は鼻を突き不快を催させる」といった状態であった。その後、戦争の色濃くなるにつれ、京浜工業地帯のみならず、軍港基地横須賀の軍施設や京急・国鉄横須賀線敷設工事などにより、横須賀地域にも多くの部落が形成されていった。当時、横須賀に住んでいた者で朝鮮人部落のトタン造りの粗末なバラックを今もなお記憶している人も多い。

### 戦後

戦後、多くの朝鮮人は帰国していき、一時、在県朝鮮人人口は一人を切ったこともあったが、事情により日本に残った者は日本人の復員や軍事その他関連工事の消滅から失業状況に追い込まれた。多くの者が仕事を求めて都市に集中していき、朝鮮人部落の中で帰国等により空家となっていた所にそのまま移り住み始めた。また、鶴見に住む朴さんの場合のように「終戦直前まで茨城県笠間飛行場の防空壕掘りをやっていたが、戦争が終わったのでつてをたよって鶴見川河川敷に来て、一夜にしてありあわせの材料で家を作り住みついた」という例もあった。

戦後の混乱を経て高度成長と都市化の進展は、日本人のみならず在日韓国・朝鮮人の住宅問題にも多くの変化をもたらした。例えば、生活の向上により住環境の悪い地域から流出して行く者が多くなってきていることがあげられる。また、川崎区池上町の隣町である桜本も在日韓国・朝鮮人多住地域であるが、「桜本に住んでいると、あの桜本に住んでいるのかと言われるのがいや」で町を離れて行く者も少なくないという。実際、桜本に建てられたマンションであっても、その名称は隣町の名をとったものになったりする。こうした状況とともに、高度成長期に盛んになる都市再開発・整備の過程で、河川敷等の公有地占拠状態を行政側から強力で解決していかうとした側面も見落すことができない。以下、在日韓国・朝鮮人の住宅をめぐる現状を二、三の例をあげて紹介したい。

#### ◆県内の例から

**多摩川** 川崎市のT地区は、川崎駅より歩いて一五分位の多摩川の川辺 ぞいの堤防の内側、河川敷内にあり、国有地と若干の私有地からなっている。地区人口七四二世帯一、八四一人

のうち、在日韓国・朝鮮人は七四世帯約二〇〇人を占める。このスラムがいつ頃できたのかは明らかではないが、一九四一（昭和一六）年に陸軍の命令で軍事資材運搬用の船着場ができ、その周辺に運搬人夫飯場ができるようになったのがはじまりといわれている。また、戦後、羽田空港拡張工事により立ち退かされた蒲田在住





の韓国・朝鮮人が住む場所を求め、ここに移って来たという地元地主の話も伝えられている。

この地区は、堤防又は道路から数メートル低く、町の中を細い道が一本あるのみである。道の片方は密集した木造住宅、片方は川ぞいの家屋であるが、河川敷外の川の部分にはみ出して建てられており、数本の柱により支えられている家が続いている。このため、下水等は川にたれ流しとなっている。以前は電気・水道もなかったが、現在は電気・水道・電話はひけるとのことであるが、各戸に水道がつけられたのは昨年のことであったという。し尿処理については、くみ取りか、川へたれ流しという状態である。

この地区が住環境の悪さで最大と思われるのは、台風時期の浸水である。区役所では台風のたびに避難誘導するが、昨年の台風の際は上流の大河内ダム放水とともに水位が上昇し、胸まで浸る床上浸水状態となり、家財や畳はほとんど流れてしまったという。毎年の台風ごとに繰り返されているが、生命の危険に直接関係する点では、他の地域と比較できないものがあるといえよう。

それでは、なぜ他の場所へ移ろうとしないのか。ここに永年住む李さんは「国有地だから立ち退けと言われてもどこに行くあてもなければ、家を建てる金も土地もない。公営アパートをあつ旋してくられても、全然知らない日本人に囲まれて生活するのはつらい。毎年水が出て大変だけれども、なんといつても気心の知れた同胞が多いここは私らにとって一番いい所だよ」と言う。

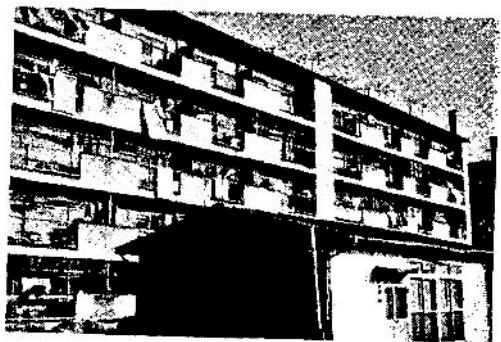
このT地区から東京側を見ると、整備された多摩川の野球場でのんびりと野球を楽しむ人びとの姿があり、反対に堤防の向かいには高層公営住宅がみごとに立ち並んでいる。その間にはさまれたこの地区とのコントラストは、実に強烈な印象を見る者に与えてくれる。

**鶴見川** 横浜市鶴見区の旧栄町一、二丁目、向井町一、二丁目  
**河川敷** ではかつて鶴見川の潮鶴橋から芦穂橋のたもとまで、

約百八十世帯の人びとが住んでいた。このうち、約三分の一が在日韓国・朝鮮人だったが、従来から河川管理者である建設省が河川敷上の建物を認めず、立ち退きを勧告していた。この地区もまた、水道がひけず、下水処理・し尿処理設備も全くなく、かろうじて堤防の側の電柱から電気を引ける程度であった。以下は一九六三（昭和三八）年、この町へ越してきた李さんの話である。

「ここに水道を引き、皆が自由に水を使えるのに大変な苦勞をしました。まず水道設置委員会を結成し、代表は住民の多数が日本人であることと交渉面で日本人の方が有利という面から日本人になつてもらい、委員として私ともう一人の同胞が選ばれました。そして市の水道局鶴見出張所へ行って交渉すること、三ヶ月にして、やっと水道を引くことができました。この後、すぐに建設省は待つていたとばかり立ち退き命令を発令したのですが、この水道闘争は多くの点でよい経験となりました。いわば、立ち退き闘争の前哨戦のようなものでした。

建設省の命令は一方的なもので、即刻無条件で立ち退けというものでした。私たちは、立退対策委員会をつくり、それから八年間、建設省京浜地区建設事務所や横浜市や神奈川県へ交渉にいきました。その間、鶴見の地区労の協力を受けたり 市・県議会や建設大臣への請願陳情に行ったものでした。



最終的には、住宅地区改良法の適用を受け、一家族一住宅の原則を実現させることができました。そして、一八〇世帯のうち一五七世帯が港北区の鶴見川と矢上川の合流する県関係の土地に建てられた五階建の団地に入居し、また、商売をやっていた人などは川崎市と稲毛市へとそれぞれ移って行きました。たしか昭和四六年から四七年にかけてだと思えます。団地は賃貸で、川崎市の方は土地分譲でした。ただ、以前と比べれば交通がひどく不便で、移転の時もずい分反対されました。

現在は、皆、だいたい満足しているようですが、水漏りがしたり、団地の周囲が全く舗装されてなかったりしています。何か以前の私たちにふさわしい団地なのかも知れませんね。隣の町内会とも合同で運動会をやったり、団地の広場で盆踊りをやったりしており、特に問題は生じていないようです。ただ、一部では朝鮮団地とかいう人もいるそうですがね。でも、団地内では、以前皆が同じ所に住んでいて一緒にがんばった者ばかりですから、日本人も韓国・朝鮮人も差別なく暮らしていますよ。」

これは、問題解決の一例であるが、移転問題は移転手続きの問題だけでなく、移転先でのコミュニケーション意識の維持・形成及び他地域との協調関係など、その後の問題も大切なものがあることがうかがわれる。

その他、例えば、小田原市内の河川敷内居住家屋や横浜市鶴見区内の市有地占有（現在は土地の賃貸関係）地区、大和市内の終戦直前まで厚木飛行場拡張工事のため設けられた朝鮮人飯場（私有地）の民事係争のケース等々、まだまだ解決が求められている事例が県内には残っている。

## ◆住をめぐる日常的差別

在日韓国・朝鮮人をめぐる住居問題は、以上に述べた住環境の悪さだけでなく、借家・アパートの賃貸契約というレベルでも発生している。以前、大阪の不動産屋で借家・アパート広告の張り紙に「外人おことわり」という表示が問題となったことがある。神奈川県ではこういう露骨な表現は見かけなかったが、実態からいえば、外国人、特に在日韓国・朝鮮人が借家なりアパートを借りる場合、借り手本人の国籍を明かすと、ほとんど断られるのが通例である。川崎市に住む鄭さんはこの春結婚し家をさがしていたが、不動産屋で本名を明かしたとたん、やんわりと断られたという。「私としては外国人だからといって差別するつもりはないが、家主さんがね。韓国・朝鮮人に借すと部屋に朝鮮料理のにおいがしみつくとか、借り手が知らない内にどんどん変わってしまうとか、いろいろと難くせをつけて嫌がるんだよ」というのが常套文句だそうである。結局、鄭さんは、何軒目かによつと新居をさがすことができたという。このため、在日韓国・朝鮮人がうまくアパートなどを借りようとする場合には本名を名のらず、通名により国籍を隠して契約をすことになるが、借り手は国籍を隠していることから不安の中で生活することになり、隣近所との人間関係もまた閉鎖的になりやすい。一度国籍が明らかになってしまうと、家主との不信関係が生じて再び別のアパートを探さざるをえなくなる。公営住宅の供給が必ずしも十分でない現状では、民間の住宅供給が強い社会的役割を果たしている。在日韓国・朝鮮人が本名を名のり、何の差別もなしにアパートや借家を借りることができないものであ

ろうか。

### ◆公的住宅入居・公的融資制度

県営住宅をはじめ県内の公営住宅への入居に関して、国籍条項は現在のところ数市町を除き撤廃されている。また、内外人平等をうたった国際人権規約に日本政府が加入したことにより、住宅公団アパート入居や日本住宅金融公庫の利用についても、国籍条項ははずされた。それでは在日韓国・朝鮮人の住宅をめぐる制度上の問題は解決されたかという点、必ずしも簡単にはいい切れない。例えば、最近在日大韓基督教横須賀教会の朴米雄（米雄）牧師が問題提起したように、銀行、信用金庫、日本住宅金融会社などへ住宅ローンの申し込みをする際、住民票の提出を求められ、在日韓国・朝鮮人の中には資格がないものと申し込みをあきらめたり、申し込んでも窓口で断られるというケースが起きているとのことである。朴牧師は「これは、在住外国人には住民票がないという事実は無知であることだけでなく、それを口実に明白な民族差別をしているものではないか」といつている。この問題については、関係各団体等の謝罪とともにその取り扱いの改善が行われているという。

以上、在日韓国・朝鮮人の住宅をめぐる現状を見てきたが、在日韓国・朝鮮人多住地域における住環境問題公有地占有とその解決方法、コミュニティ意識の維持と形成、その他在日韓国・朝鮮人に関する住宅問題は、その生活権の保障という点からあらためて検討し直すことが求められているといえよう。

## II 福祉をめぐる

## ◆ある老人の話

川崎市川崎区田島地区は県内で最も在日韓国・朝鮮人の居住比率の高い地区であり、また同時にその生活保護世帯の占める率も高い。一九八一（昭和五六）年の数字によれば、この地区の被保護世帯のうち一四・三％は外国人が占めており、そのほとんどが在日韓国・朝鮮人である。ここ田島地区の特徴は、他地域の在日韓国・朝鮮人被保護者が点在しているのに比べ、池上・桜本などに集中している点である。

近年の生活保護ケースの特徴として、一般的な核家族化傾向に加え、従前の生活環境から脱皮できない高齢者が多いこと。次に家庭崩壊等の理由による母子家庭の増加があげられる。こうした日本社会の貧困のパターンは、日本人、在日韓国・朝鮮人を問わず、ここ田島地区にも同じように貫かれている。

田島地区に住む金さんは現在六十歳。今、老人病院に入院している単身者である。

「私は大正一二年朝鮮で生まれたが、昭和一七年、二〇歳の頃に勤労報国隊として 日本に来て、横須賀市追浜の飛行場建設工事の土方をやった。それから二年くらいたって結婚したが、子ども生まれず、結局別れてしまった。その後は職場を転々として、十年くらい前に池上へ来て日雇いの仕事

もやったことがある。また千葉の飯場にいたこともあったよ。池上では脳卒中で倒れ生活保護を受けた。医者に酒が原因だといわれたが、去年身体障害者の認定を受けた。身内は、韓国に兄がいるはずだが、戦後は何の連絡もしないし、どうなっているのか……。三年前に桜本の同胞の経営しているアパートに住んだ。家賃一万二千元で共同トイレだったよ」福祉事務所の田島支所では、金さんにホームヘルパーを派遣しようとしたが、彼は生活が監視されるように断わり、老人ホームへの入所もまた断った。「まわりが日本人ばかりじゃ落ち着かないしねえ」と金さんはいう。ここのアパートには韓国・朝鮮人の同胞が多かったが、皆、金さんの面倒を見てやるほどの余裕もなく、最終的には福祉事務所の方で老人病院へ入院させることとなった。

このケースは、保護原因としては一般的なものといえよう。しかし、この老人の人生には戦前の日本の朝鮮植民地支配による労働強制と職業をはじめとする差別の歴史が刻み込まれているといえないだろうか。

### ◆在日韓国・朝鮮人と健康

#### 公害病

京浜工業地帯はまた公害病多発地帯でもある。川崎市内の公害指定地域は幸、川崎、田島、大師の四保健所管内であり、それは在日韓国・朝鮮人多住地域と重なる。一九七二（昭和三七）年以降一九八二（昭和五七）年までの外国籍公害認定患者総数は別表のとおり一六三人にのぼり、その内の一五九人が在日韓国・朝鮮人である。また一九八一（昭和五六）年度の時点では、川崎市

表13 川崎市内の外国籍をもつ公害病被認定者の現況

昭和57年末現在

地区 国籍	総数	川崎	大師	田島	幸
総数	130	21	29	67	13
認定失効者数(死亡者数)	33(28)	6(4)	8(7)	14(14)	3(3)
韓国	86	14	21	42	9
認定失効者数(死亡者数)	19(14)	5(3)	4(1)	9(2)	1(1)
朝鮮	40	6	8	23	3
認定失効者数(死亡者数)	14(14)	1(1)	4(4)	7(7)	2(2)
中国	3	1	—	1	1
認定失効者数(死亡者数)	—	—	—	—	—
フランス	1	—	—	1	—
認定失効者数(死亡者数)	—	—	—	—	—

(川崎市衛生局の資料より作成)

\*認定総数 163人

なお、昭和57年末における川崎市総認定数は4,710人でその内認定失効者数は1,330人

表14 日本人と韓国・朝鮮人の病名比較(1982年)

順位	国籍	日本人	韓国・朝鮮人
1		呼吸器疾患	胃十二指腸疾患
2		高血圧	肝胆道疾患
3		胃十二指腸疾患	呼吸器疾患
4		肝胆道疾患	リウマチ・神経痛
5		リウマチ・神経痛	糖尿病

※なお、外来の内日本人は約75%、韓国・朝鮮人は約25%である。(1982年調べ)



の日本人人口のうち約〇・四%が被認定者であるが、同市の在住外国人の場合、その在住人口の約一・六%が被認定者である。同様に、川崎区に限ってみると、日本人の場合は約一・一%、外国人は二・五%という著しい対比を見せている。これは川崎市における在日韓国・朝鮮人が住宅環境も最悪であるのみならず、健康の面からもまた悪い生活環境に置かれていることを示している。

### 肝疾患

川崎区内で病院を開業している李院長は最近まで在日韓国・朝鮮人医師会長をしていたが、仕事の合い間、在日韓国・朝鮮人の死亡原因の研究をしており、同医師会の研究誌にも論文を載せている。この病院は呼吸器科・消化器科を専門としているせいもあるが、昨年一年間の外来・入院のうち、日本人と韓国・朝鮮人の病名は別表の通りであったという。

二十数年間、ここ川崎で地域医療にあたってきた経験から、李院長は次のように語ってくれた。

「在日韓国・朝鮮人の病気の特徴としては、肝疾患が上位を占めるのが一番著しい点で、これは死因を含めていえます。さらに、入院患者だけという肝疾患が一位になっています。それから、厚生省の人口動態統計などを見ると、在日韓国・朝鮮人は肝硬変、不慮の事故、自殺、周産期の死亡呼吸器疾患、結核などの死因が日本人の死因より上位となっています。これは、アルコールを含む食生活全般の問題や、外国人として生活していく上での精神的ストレスからくる内臓系疾患、民族差別に係る自殺、職業上の差別など経済的事情から危険な作業に従事することによる事故など、それぞれの要因が相互に関係して、これら日本人との死因の差が生まれてくるものと判断できます」。

### ◆忘れられた皇軍

高度成長が始まり、各家庭にも次第にテレビが入りはじめた頃、「忘れられた皇軍」という大島渚のドキュメンタリー作品がテレビに映し出された。これは事実をして語らしめるといふ手法上の新しさに加え、戦後社会のあり方を鋭く批判したものであった。この白衣軍人の人びとの「元日本軍在日韓国傷痍軍人会」は、戦前の第三陸軍病院、今の国立相模原病院に收容されていた在日韓国・朝鮮人の元傷痍軍人二人が中心となって結成された。そして、一九五二（昭和二七）年のサンフランシスコ条約発効により援護法に基づく軍人恩給などが支給されなくなったことに対し、その保障を求めて運動を始めたのである。

南方で両手を損傷した相模原市在住の旧姓鄭さんはこう語ってくれた。「当時何度も政府に陳情に行きましたが、最終的には日本に帰化すれば認めるということになりました。国籍を変えることは私たちにとって大変な問題でした。しかし、足を切断した者は座ってでも手作業の仕事ができるが、私のように右手を失なった者はなかなか仕事がなく、また自信も持てなかつたんです。食べていかねばならないし、といって帰国しても土地財産や友人があるわけでもない。こんなわけで、私を含めほとんどが帰化手続きを上りました。それでようやく日本人として同じ待遇を受けられるようになりましたが、それとともに会も自然解散となり、当時の人とも疎遠になってしまいました。今は孫も生まれて楽隠居というところでしょうか」。即ち六十を超えた彼にとって、戦争や戦後は何だったのか。私たちはとても重い気持ちで聴きとりを終えた。

◆生活権の実質保障へ

日本の福祉をめぐる諸制度は、近年在日韓国・朝鮮人にとつても少しづつながらも改善されてきた。この背景としては、インドシナ難民の定住受け入れに対する日本政府の消極的姿勢に国際的批判が高まり、日本政府がようやく国一連の難民条約に加入したことがあげられる。政府は一九八一年、条約加入に基づき「難民の地位に関する条約等への一加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」を公布した。これにより、国民年金・児童扶養手当・一特別児童手当・児童手当支給について国籍差別条項がはずされた。では、これらの法改正により、問題は解決したと、いえるのであろうか。

横須賀教会の朴牧師は次のように語ってくれた。「行政制度上の差別はかなりなくなってきたと思います。これからは私たちの具体的な日常生活の中での差別に取り組むべきだと考えています。これは単に差別に反対するということとでなく、私たちは日本に住む定住外国人として、日本社会に日本人とともに寄与しなくてはならないからです。そのためには、社会の一構成員としての在日韓国・朝鮮人は、

#### ・ 横浜生活協同組合と菊田一雄

生活協同組合が今日のように大きくなり、市民に利用されるまでになるには多くの苦難をのりこえなければならなかった。昭和初期の消費組合には関西、関東をとわず多くの在日朝鮮人が参加し、日本消費組合連盟結成（一九三三）にも協力した。この一人に金台郁（その後帰化し菊田一雄）がいた。

彼は理論家でもあり、「消費組合新聞」「消費組合運動」誌の編集長をつとめ、消費組合運動の水準を著しく高めたことは高く評価されている。

戦後、すぐに生活協同組合運動の再建にたちあがり、横浜生活協同組合の創立に参加し、かつ神奈川県生活協同組合連合会を創立し会長として生活協同組合の基礎づくりをおこなった。

一九七〇年四月亡くなられた。

日本人と同じ基盤に立つことが前提条件であって、その対等なパートナーになる道をふさいでいるのが差別なんです。こうした観点から日常をみると、多くの問題が出てきたわけです。その一つがクレジットや信販・住宅ローンにおける国籍差別だったのです。そして、この問題を掘り下げていくなかで、ローン制度や割賦販売を資金的に支える大手都市銀行や生命保険会社が行っている外国人差別の実態が浮かびあがってきました。例えば、住宅ローンを受ける時に住民票が必要だとして外国人を閉め出したり、金融に際し与信基準として外国人を排除したりするわけですが、これでは在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人の生活向上は困難です。

福祉行政は、日本人・在日韓国・朝鮮人を問わず、生活に困窮した人びとのために当然必要ですが、これからもずっと日本に定住していかうとする三世・四世の在日韓国・朝鮮人の市民生活を保障するためにも、行政を含めた広い意味での社会制度上の差別をなくし、内外人に開かれた社会を一緒に作っていききたいものですね……」。

### 在日韓国・朝鮮人の故郷

いま、日本に住む在日韓国・朝鮮人のほとんどは朝鮮の南部から来た人々とその子どもたちである。また、済州島出身者も多いが、それは戦前に大阪と済州島とのあいだに運航便があり、比較的便利だったためでもある。最近では故郷に墓まいりなどで帰る人も多くなっており、交流は盛んになっている。在日韓国・朝鮮人一世が数十年振りに帰国するときなど万感胸にせまるものがある。

一方、年々多くなっている日本人の観光旅行者のうち、故郷を捨てなければならなかった在日韓国・朝鮮人の「おmoi」をどれだけかみしめられる人がいるのだろうか。

## 6 婦 人

日本では、戦前より、女性の先覚者たちによって婦入の地位向上運動が行われてきた。そして、戦後、日本国憲法の制定と民法の親族編・相続編の大改正が行われたことにより、男女同権の理念が確立され、婦人も参政権を行使できるようになるなど制度的には大きく改正されてきた。しかし、実態的には依然として男女平等は確立されているとはいえない面が多くある。

戦後三〇年を経た一九七五（昭和五〇）年の国際婦人年を契機として、婦人の地位向上のための各種の施策が実施されてきたが、雇用の場での男女不平等など多くの未解決の課題を抱えている。その根本には、長年にわたる性別役割分業システムより培われた女性に対する根強い偏見があると考えられる。



それでは、このような日本の社会状況の中で、在日韓国・朝鮮人の女性たちはどのように生きてきたのであろうか。

※この節では、表記の便宜上、「在日韓国・朝鮮人女性」を「在日女性」と略称する。

### ◆女性たちの歩み

**女性たちの** 朝鮮人が日本との交流をもち始めたのは、近代では、明治時代である。その当時の朝鮮**生い立ち** には需教思想に支えられた封建制度が根強く生き続けており、そうした状況下では、男

女差別も厳しい時代であった。そのため、通常女子は学校へ通うこともなく、上層階級の娘たちでも、せいぜい自宅で文学を習う程度であり、世間のことも、ほとんど知らされることはなかった。そして、このような慣習の中で、女性の地位は、非常に低いものであった。

たとえば、男子の誕生は祝宴を催して祝うが、女子の誕生は何の祝事も行わなかったことや、男子に恵まれずに未亡人となった女性が、働くことも家を継ぐこともできず「虎に食われた」と称して葬儀を出され、秘かに再婚していったことなどに、その地位の低さがうかがわれよう。

それではこのような思想下で、朝鮮の女性たちが日本に渡ってきたのは、いったいいつごろでどんな理由からだったのだろうか。

朝鮮人が、日本と交流を始めたのは近年では明治時代であり、その当初は、留学生や政治家を中、心とした人びとが多かった。そしてわずかの例外を除けば、ほとんどが男性であった。一九一〇(明

治四三) 年日韓併合により、朝鮮人は日本国民であるとされ、その後、朝鮮農業の近代化のための土地調査事業という名の土地収奪が行われ、それにより土地や仕事を失った人びとが職を求めて日本へ渡ってきた。また、第一次世界大戦を契機として労働力需給が逼迫していた日本に、安価な労働力の提供者として、多くの朝鮮人が日本に渡航するようになった。一九一七(大正六)年一万四千人であった人口は、一九三〇(昭和五)年には約二九万人へと増加している。そして、この時期に日本に渡ってきた男たちの妻や子として、あるいは労働者として、朝鮮の女性たちが日本の土を踏むようになったのである。労働者として渡ってきた女性たちの多くは、紡績工場の仕事に携る二十歳を中心とした娘たちであった。

彼女たちは、低賃金で酷使され、さらにその賃金から飯代や諸経費という名目で差引を受けるなど最悪の環境で苦しい生活を強いられた。中には身体を壊し、短かく悲しい生涯を閉じた者も少くなくた……。男たちも、やむをえぬ事情から日本へやってきた。しかし、彼女たちは自らの意志によることなく、歴史の波に揺られ、流されて渡ってきたのである。そして、彼女たちの日本での生活が始まった。

**ある女性** 一九二四(大正一三)年生まれの金さんは、当時のことを回想して次のように語っている……。

私の父は一九一四(大正三)年二十歳の時、徴用で九州の飯塚の炭鉱へやってきました。私は、ここで生まれたのです。その後、私たちは京都、山梨など、父が職を求めるままに転々として、私が小学校二年生の時、横須賀の田浦へやってきました。父は京浜急行の工事で、土木工事をしていました。

私は、学校に通う時本名を名のっていたので、あの当時は、ずいぶんいじめられました。物がなくなったりすると、皆んなで私のせいにして「朝鮮人が盗った」といわれましたし、学校の先生もそれを黙認するようで、私を助けるような発言は一切してくれませんでした……。私は五年生の時、風邪から急性肺炎を起こして療養したことがあったのですが、ろくに医者にも診てもらえず胸に湿布をされたり、祈祷師に拜んでもらった記憶があります。栄養状態も悪く、高熱などのせいもあり、元気になった頃には髪がたくさん抜けていました。それでも、その少しの髪を結んでやつとの思いで学校へ行く、今度は私の頭を見て「豚のしっぽ」と皆はいいました。以前からのこともあり悲しくて、学校はそれから止めました。それからは、毎日、子守りや家事をして両親の帰りを待っていました。

二二歳の時、知人の紹介で今の主人と結婚をしましたが、その後間もなく、戦争が始まりました。戦時中は中央協和会というものがあり、日本の着物を着せられたり、着付教室などへも無理に連れて行かれました。チマ・チョゴリを着て歩いていたら警官に墨をかけられた友人もいます。やつと戦争が終わった頃には、両親ともすっかり弱って働けなくなっていました。私たち夫婦は、この両親と四人の兄弟を養わなければならなくなったのですが、主人も仕事がなく、仕方なく生活保護を受けて暮らしました。あの当時は、生活保護の認定が厳しい時期だったので、民生委員の人がよく家へ来ては米櫃をのぞいていきました。そうして米が少しでも残っていると「米を買う金があるじゃないか」とか、人に貰った服を着ていても「服を買う金があるのか」などといわれ、さんざんいやな思いをしました。もう、それがどうしてもいやになり生活保護を受けるのをやめて、今度は私が働きました。できることは何でもしました。関東自動車の工場内の屑鉄拾い、防衛大学の工事現場の釘抜き。でも



一番辛かったのは横須賀浦賀ドッグの船底の錆落しですね。朝から晩まで、真暗な船底で錆を落したり、泥水を紐付きのバケツで汲み上げる作業なのですが、衣類や身体はもとより口の中まで茶色で、吐き出す唾液も茶色なんです。それが次の日くらいまで続くのです。今思えばよく病気になるなかつたと思うのですが、神様が辛いことに耐えられるよう丈夫な身体にしてくださいたのでしよう。その後、弟や妹たちも一人前になり独立していききました。

私も一人男の子に恵まれたのですが、毎日仕事で遅く帰ると、窓に顔をつけて寂しそうに外を眺めていた姿を、今も思い出します。その子も高校一年生の時「日本にいても、将来に希望がない」といって、身内もいない本国へ一人還って行きました。私たちもずいぶん悩みましたが、日本には就職先もありませんし、止めることはできませんでした。息子は三七歳になりますが、大学もでて、時計工場の指導員として本国で頑張っています。

今ももう私と主人の二人暮らしです。昔のことは、今さらどうこういってみても仕方のないことです。これから少しでも私たちを理解して下さると嬉しいですね。

今、ここに紹介した金さんのように日本で生まれ苦労した在日女性も多いが、是非記憶に止めておかなければならないのは、戦時中、朝鮮人女子挺身隊の動員命令により、一八歳〜三五歳までの朝鮮女性のかかりの人たちが、支度金二十円、一ヶ月三十円くらいの給金でもって、陸軍病院の雑役婦として、実際は慰安婦として南洋の島々に送られ、そこで散っていったという事実であろう。

## 女性が守

女性の誇り、民族の誇りであったに違いない。そして、何事も受け入れながら、静かに耐えぬく強い精神力と大らかさが、彼女たちを守り続けたのである。

一方、彼女たちは文化の継承者としても重要な役割を果たしてきた。今、日本に残る韓国朝鮮の文化は、彼女たちが守ってきたといっても過言ではない。子どもたちに言葉を教え、昔話や子守唄を歌ったのは母である女性であり、また、キムチの漬け方を伝え守ったのも妻である女性である。チマ・チョゴリの縫い方や着せ方を教えたのは、その祖母たちではなかったろうか。歴史的に同化政策が強化されることもあったが、彼女たちは静かに文化を守り続けた。生活を支え、子を守りながら……。

## 手を繋ぐ

## 女性たち

朝鮮の女性たちが日本に渡ってくるようになって、まず困ったことは言葉の問題であつたらう。当時の女性たちは、ややもすれば母国語の文字の教育もされないまま日本へ移り住むようになったのであるから、まして外国語である日本語を知る者は少なかった。彼女たちは、同じ身上の同胞たちと助け合いながら学び始めた。そして、それは日本での生活上必要な言葉ばかりでなく、遠く離れた祖国の文化、歴史へと広がっていったのである。相互に励ましあいながら、自己防衛手段として彼女たちは次第に手を繋ぎ始めていった。

在日女性の指導者の一人である朴さんの話によれば、戦時中、中央協和会の名の下に同化政策が強化されていく中では、母国語使用禁止に対する密かな抵抗運動として、日本語勉強会と称した朝鮮語の勉強会を行ったり、男たちの民族闘争を支援する資金集めの内職を行ったりした事実もあり、有力

な協力者としても団結していったのである。

しかし、彼女たちは決して表面に現われることなく、あくまでも男たちの影となつて、民族を支え続けた。

そしてその後終戦をむかえ、これらの経過を踏まえた上で結成をみたのが、在日朝鮮民主女性同盟であり、在日韓国居留民団の婦人会であつた。女性同盟は、その前身が在日本朝鮮人連盟婦人部として存立していたが、一九四六（昭和二一）年七月三〇日施行の本国の男女平等法令に基づき発足した朝鮮民主女性同盟を受けて一九四七（昭和二二）年一〇月一二日に結成され、また、一方の婦人会は、民団の発足とほぼ同時に組織された。両組織ともともに女性の教育や相互援助を主眼としたものであり、当初は、日本での生活上必要な知識を与えると同時に、母国語教育を主としていたが、近年では近隣住居と民族を越えた信頼関係を結び育てる重要な役割を果たしている。

その他にも、人間の平等と隣人愛を基本的精神にもつキリスト教の教えに救いをみいだして、ともに支え合いながら生きてきた女性たちも多い。

#### ◆女性たちは今……

**活躍する 女性たち**　　これまで紹介したのは、過去から現在に到るまでの女性たちの姿だつた。現在の在日女性たちは、どのように生きているのだろうか。ここに紹介する李さんは、服飾の専門学

校を卒業し、服飾業界へ進んだ女性である。十年前には、多くのファッション雑誌を飾つた第一線の

女性デザイナーである。彼女は次のように語っている。

「服飾関係で活躍している女性は、結構多いんです。スタイリストやデザイナーは、実力の世界ですから、そういう意味では比較的私たちにも進みやすい道です……。医者とか音楽家は、ごく限られた環境の人しか進めませんから……。私は昔から服飾に興味があり、好きでしたので今の仕事に就くことができましたけれど、優秀な人でも就職が困難な状況で、同胞の焼肉屋、パチンコ屋など仕事をしている場合が多いのです。また、仮に運よく就職できた人でも、その会社の中で差別を受けている現実もあります。」

昇格時に交換条件で帰化を迫られるということも、その一例ではないでしょうか。でも、私たちのような仕事でも色々問題はあります。一般にスポンサーがついたりすると、すぐに「日本名でお願いします」と要求されるのが実情です。活躍の割には私たちの存在が知られていないのは、迫られて帰化をしたり、通名で通さざるを得ない状況で、やむなく通名を名のっている人たちが多くからだと思います。私たちのような世界でさえそうなのですから、他の組織社会ではもつとも知れませんが、私は、自分の意志で昔からスポンサーもつけず本名で一人頑張ってきました。今でも、このような状況ですから、十年前に本名を名のる事は大変勇気がいりました。これからは、女性も本名でどんどん活躍できる社会になるといいですね……。」

彼女の中には、新しい在日女性の生き方が見られる。生々とした表情、輝やく目は、強い精神力と大らかな心から生まれ得たものであり、努力によって育まれた自信でもあろう。

## 女性の就

## 業状況

在日韓国・朝鮮人の就職に対する努力と熱意をよそに、ほとんどの大手民間企業は依然として、門戸を閉ざしたままである。しかし、最近になってごくわずかながら、在

日女性については、雇用する会社がみられるようになってきており、就職に関しては在日女性の方が、在日男性より有利な状況が認められる。これはあくまで、女性の就労期間が短いことを期待したものと考えられるが、一方では、在日韓国・朝鮮人全体の職域拡大につながる要素も含んでいる。

表 15 は、在日女性の有業者の就業状況である。これは一九七四（昭和四九）年の法務省の調査に基づいた資料を参考に示したもので、全国の在日女性三〇二、〇一九人中有業者が一八、四五〇人、神奈川県内の在日女性一三、五九二人中有業者九七〇人となっている。この表により在日女性の就業状況の一応の傾向をつかむことができる。

まず、日本女性と比較して約二倍に当たる販売従事者であるが、これは、焼肉屋、パチンコ屋、銅鉄業などで仕事をしている女性が多いためであろう。また、単純労働は日本女性の三倍をはるかに越えている。全体を通しては在日女性たちの方が、いわゆる単純労働と呼ばれている職業に就いている割合が、日本女性より高いといえる。一方、日本人とほぼ同じパーセンテージを示している専門的、技術的職業従事者には、看護婦（准看護婦も含む）や芸能人、民族学校の教員を含んでいる。事務従事者には、同胞系の中小企業等に勤務する女性の多いことが考えられる。サービス職業従事者として、接客業、理美容師、調理師が多く、国籍が問題視されない職種に多くの女性が就労しているなど、在日女性の就業状況の片寄りがみられる。

## 新しい動き

就職に対する努力ばかりでなく、その生き方においても新しい形をみる事ができ

表15 職業大分類別有業者（昭和49年）

		総数	専門的・技術的職業従事者	従事的事業者	事務従事者	販売従事者	農林業・漁業従事者	採鉱・採石	運輸・通信	技能工・生産	単純労働者	従事保安職業者	サービス職業者
構成比(%)	男女計	100.0	7.2	3.9	16.9	12.6	14.1	0.2	4.8	29.7	2.9	1.1	6.6
	男	100.0	7.0	5.8	14.1	12.2	11.2	0.2	7.0	34.0	2.9	1.7	3.6
	女	100.0	7.5	0.6	21.8	13.3	19.1	0.0	1.0	22.2	2.9	0.1	11.6
全在	国女性	18,450人	6.2	1.1	21.5	24.1	5.9	0.1	0.5	21.6	9.5	0	9.5
神奈川県		970人	6.0	2.6	29.9	29.9	2.1	0	0.1	7.9	9.9	0	11.6

る。

そして、その新しい生き方を象徴するような動きが、今年新たに生まれた。五月下旬、関内駅近くの画廊で開かれた「在日朝鮮人女性画流展」がそれである。これは、二十年前から続く日朝友好展をふまえ、是非女性だけの展覧会を開催したいと願っていた女性たちの努力の成果として誕生したものである。

出品絵画三九点、出品者九人のささやかな展覧会ではあったが、「女性たちの主張」という視点からとらえれば、価値ある有益な催し物であった。現在まで、在日女性たちの自己表現が公開の場で行われることはほとんどなかった。絵画により自己を表現し訴えるということは、画期的なことであろう。出品者の多くは、生活を支えながら絵の勉強をしている女性たちである。その中の一人、姜さんは次のように語っている。

「私たちは幸せな方です。生活は確かに楽ではないけれど、働きながらも絵を描くことができますし、絵を通して多くの人びとと会話をすることができますから……。芸

◆ 結 婚



術に国境はないはずですしね。私は高校時代、美術関係へ進みたいと希望していましたが、卒業時にT美術大学へ願書を取りに行ったのですが、学校側から民族学校卒業では受験資格がないと断わられてしまったのです。試験を受けて、落ちたのでしたら納得もいきますが……。私は抗議しましたが、学校側は『規則ですから』の一言でした。

それからは、美術のことはもうあきらめていました。こうして再び絵が描けることを幸せに思っています。」

さまざまな論議はあるが、女性にとって結婚はやはり一生を作用する大きな問題であろう。ただ女性であるという男女差別以上の差別を受けている在日女性たちにとっては、この結婚の問題は、日本女性以上に一生を左右する重要な要素を含んでいる。一九八一（昭和五六）年には、日本人との国際

結婚が同民族同士の婚姻数を上まわるようになった。特に在日女性と日本人男性との結婚は増加傾向にある。その婚姻により出生した子どもは、必然的に父親の日本国籍を取得することになり、在日韓国・朝鮮人の自然増加数の減少にもつながることになる。帰化人口も累計では十万人を越え、さらに増加傾向にある中で、将来、父母両系主義に基づいた国籍法改正が行われれば、日本国籍を選択する者が増加し、この現象に拍車をかけることになるかもしれない。

これら、複雑な問題を抱えた現状を考慮しながら結婚について考えてみたい。

図6は、『朝鮮研究』二二二二号のデータより作成したもので、在日韓国・朝鮮人の結婚動向を示すものである。これにみると、一九五五（昭和三〇）年〜一九八〇（昭和五五）年までの間で、在日男性が日本人女性と結婚する割合はほとんど変わらないのに対し、日本人男性と結婚する在日女性の割合は四倍にも増加していることがわかる。総体としてみると、国際結婚と同胞同士の結婚が二五年間のうちに逆転した形となっている。このような国際結婚の急増の原因は、どこにあるのだろうか。

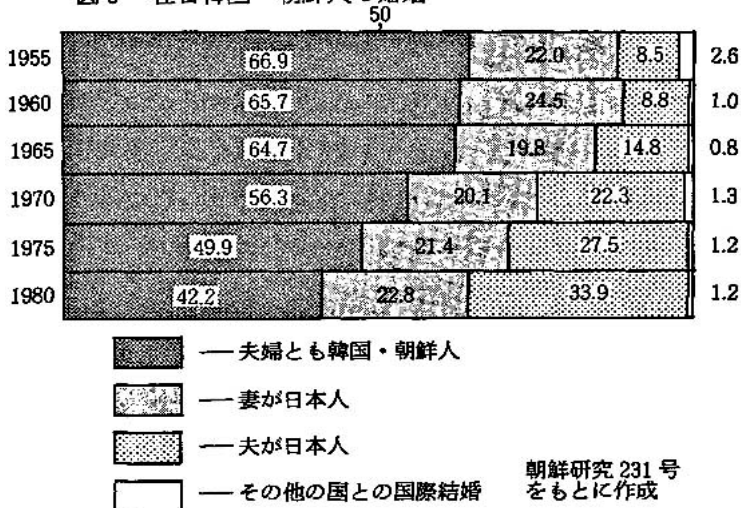
### 婚姻動向

私たちが行った新規採用職員のアンケート及び在日韓国・朝鮮人を対策とした聴きとり調査の結果から分析すると、その理由として次のようなことが考えられる。





図6 在日韓国・朝鮮人の婚姻



(一) 同胞同士の婚姻を望んでいても、互いに結婚相手を探すことが困難なこと。

これは、在日韓国・朝鮮人の多くが通名を使用しているため、その相手の存在が明らかにならないためである。民族団体では交流の場を設定しているが、そういった場へ出席しない在日韓国・朝鮮人の若者たちにとって、相手を見つけることは難しい状況にある。

(二) 絶対数が多い日本人と恋愛する確率が高いこと。

在日韓国・朝鮮人の多くは日本の学校へ通っているため、当然、日本人異性との接触の機会が多く、恋愛する可能性も高い。ちなみに、国際結婚のほとんどは恋愛結婚である。

(三) 日本で生まれ育った二世・三世たちの民族性に対する価値観の変化。

これは、時代の変遷とともに民族性が希薄になってきている傾向があること、及び在日韓

国・朝鮮人の若者が結婚を個人の問題としてとらえてきていることが考えられる。

(四) 日本人側の若い世代の意識の変化。

アンケート調査の結果にもみられるように、結婚はあくまで個人の問題であるとした日本人の若い世代の意識の変化があげられる。

以上のように、日本人側及び在日韓国・朝鮮人側の若い世代の意識の変化が大きく作用して現状に至っていると考えられるが、その一方で、同胞同士の婚姻を望む若い世代の声も多く聞いた。

### 現状の問題

国際結婚がこのように増加している一方、結婚に至る過程や、通常よくある家庭問題に民族問題が重なって破局を招くケースがあるという。

私たちの聴きとり調査の中でも、幸せな国際結婚をしている人びとがいる一方で、離婚の話も多く耳にした。しかし、その数、実態についての調査データは全くなく、その現状は把握できなかった。

日本人男性と結婚した在日女性が、結婚と同時に帰化申請を提出する場合が多いといわれるが、これは当人同士のみならず、彼らをとりまく環境に、日本国籍を取得せざるをえない社会状況がそこにあるためと考えられる。

結婚がパーソナリティの結合であるとするならば、国際結婚は、両者の人格形成の背後にある民族性を認めあつた上ではじめて成り立つものであるであろう。

在日女性のある人は結婚について次のように語っている。

「毎日の積み重ねという意味では、生活様式・文化の違いが問題となることもありませんが、私たちの国の歴史・文化等を正しく理解するような教育がなされてこなかった結果として、現在の偏見が存

在するのだと思います。この偏見というものを取り除かない限り、対等な人間関係はありえません。民族性という視点からみれば、国際結婚は、当然否定的にならざるをえませんが、これからの結婚について語ることは難しいと思います。その中で、少くとも望みたいのは、平等な人間関係による結婚であつて欲しいということです……。」

国際人権規約を批准しそれを原動力にして、さまざまな女性地位向上運動が行われてきた。しかし、女性差別と民族差別というダブルハンディキャップをおわされた在日女性の問題については、なぜか回避されてきたきらいがあつた。各種の行政施策が行われてきたが、その施策の中にも、在日女性を視野に入れた施策を見い出すことは困難である。

また、労働運動や生活向上運動においても、在日韓国・朝鮮人、まして、在日女性の声をその中で聞くことはほとんどなかつた。

女性の問題と民族問題、この両者は本質的に共通する点がある。それは、人為的に作られた偏見から生じているという点である。そして、その偏見を取り除くための努力や自立しようとする芽は、知らぬまに摘みとられてきた。その偏見から生まれた差別観は依然として、人の心、社会の中で根深く生き続け、次第に「見えない差別」へと様相を変えつつある。

## 差別用語「第三人」

「……最大の敵は、日本の敗戦によりわが世の春とばかり、ハイエナのごとき猛威をふるいはじめた、いわゆる第三人であった！」

「殺られる前に殺るんだ、第三人どもを」

（梶原一騎原作「おとこ道」『少年サンデー』一九七〇年連載）

すさまじい差別のことば——だが、敗戦直後のゆがんだ在日朝鮮人観が、七〇年代の今日まで生き続けていることこそ、真に恐るべきことであろう。

もともと「第三人」とは、連合国の立場からみた在日朝鮮人の国際法上の地位を示す便宜的な用語。連合国や中立国の国民と区別し、さらに日本人と同じ立場でない「従来日本の支配下にあった諸国の国民」をさして名づけた表現である。だから、「台湾」「琉球」の人々を含む場合もある。それは、解放国民であり独立民族である朝鮮人の地位をあいまいにする呼称だが、とにかく連合国からみた規定である。しかし、日本人がそれを日本と朝鮮の関係に適用すべきではない。日本の植民地支配の責任と朝鮮解放の意義を見失うからである。

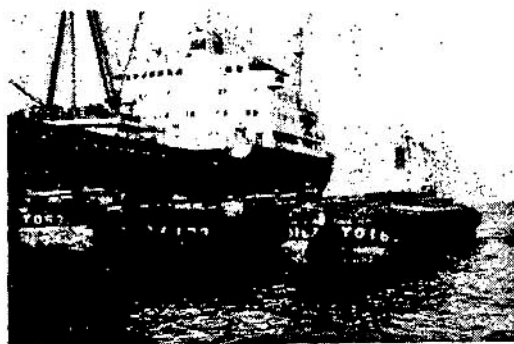
（内山一雄『在日朝鮮人と教育』頁一〇三より）

---

### 第 III 部

## 15 の 提 言

---



## I 開かれた地域社会をめざして

これまで、県内に在住する在日韓国・朝鮮人の歴史や現実生活の中で直面している問題状況について、可能な限り在日韓国・朝鮮人自身の言葉を借りて述べてきた。そこには、教育、就職など、人生の節目節目で多くの差別を受けながらも、日本そしてこの神奈川の地で力強く生活を営んできた人びとの姿がある。在日韓国・朝鮮人の置かれている現状を知ってもらおうという私たちの当初のねらいからいえば、今まで私たち日本人には見えなかった、あるいは見ようとしなかった生活の一部分でも紹介することができたとすれば、この報告書の目的の半ば以上のものを果たせたともいえよう。

さて、これらの在日韓国・朝鮮人をめぐる問題について、私たちはどう考え何をすべきなのか。もちろん、問題の性質上、在日韓国・朝鮮人自身の問題もあるうし、日本人自身の問題もある。目に見えない意識の問題であることもあり、具体的な社会制度やこれから提言として述べる行政制度の問題であることもある。どちらにしても、こうした疎外状態を作り出しているのは他ならぬ私たちの社会であり、在日韓国・朝鮮人を含めた社会構成員すべての問題である。在日韓国・朝鮮人をめぐる問題<sup>ま</sup>は正に社会のあり方に関係している。

## 地方の時代

地方の時代において神奈川のめざしている「世界に開かれた地域社会の創造」とは何か。それは、単に神奈川という地域社会において海外との人と物の交流が増える

ということではなく、むしろこうした交流の前提となるような価値的に異質なるものの共存を積極的

に認め合う共同体コミュニティのあり方を指しているといふべきである。換言すれば、こうした共同体を貫く「心の国際化」こそが、世界各地の市民との「平和的共存と連帯」を可能とする大切な市民徳性といえよう。こうした市民徳性市民徳性を共有した市民とそれに支えられた行政があつてこそ、世界に開かれた、多様で豊かな可能性を秘めた地域社会としての神奈川が浮かび上がってくる。従つて、在日韓国・朝鮮人の問題は神奈川県民にとつて新しい地域社会創造のための試金石的な、かつ自治体にとつて現代的な意義をもつ課題となるのであり、こうした位置づけの中で在日韓国・朝鮮人を含めた在住外国人に対する自治体行政のあり方を考えていかななくてはならない。

**国際人** 一九四八（昭和二三）年、国際連合の第三回総会において「世界人権宣言」が決議された。

**権規約** これは、近代以来の自由権・参政権・社会権などの人権理念の発展を総括するとともに、第二次大戦におけるファシズム国家による基本的人権の侵害が国際的侵略行為に大きな関連があつたことの反省に立ち、これらの人権が「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない」普遍的価値があるものとして宣言されたものである。

この世界人権宣言は「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示したものであり、その遵守を法的に拘束したのではない。その後、国連人権委員会はこの世界人権宣言の具体的実現のため、この宣言をもとに「国際人権規約」を作成し、一九六六（昭和四一）年の国連総会において採択され、一〇年後の一九七六（昭和五一）年、必要な数の国の加入と批准を得て正式に国際法として発効した。この国際人権規約は条約であることから、各締結国は、規約の内容を表現する国際的義務を負い、また自国の社会の構成員たる個人に対してもその履行義務を負う。

この国際人権規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）とB規約についての「選択議定書」からなり、A規約は主に生存権の基本的とか社会権の基本権と呼ばれている「国家の積極的関与によって確保される権利」を、B規約は主に古典的な自由権と呼ばれている「国家からの解放・保護される権利」を中心に諸権利が定められている。日本政府はこの規約に対し、一九七八（昭和五三）年に調印し、翌一九七九（昭和五四）年国会で批准承認された。このことによつて、国際人権規約は国内法と同様の法規範性をもつことになった。

A規約は締約国に対し規約の定める人権の実現を漸進的に達成することを義務付けており、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、国籍等の違いによる諸差別制度など、国内法規の遅れた部分については日本でも早急な整備が迫られているのみならず、A規約を阻害する措置をとつていけば違法といえる。B規約については、国家はそこで定められている人権を確保する義務を負うのであり、政府はそのための立法措置をとらなくてはならず、個人は権利の侵害があつた場合には、義務不履行に対して裁判所にその実行を請求できる。

**自治体** 国際人権規約が日本においても承認された今日、地方自治体は、この問題はもつぱら国の責任 問題であるとして、規約の内容を実現する義務を負わないと考へてよいのであろうか。

日本においては、国際人権規約批准後、内外人平等の原則により国内法が改正された例は、「難民の地位に関する条約」加入による関係法令の改正以外聞かない。しかし、こうした国の消極的姿勢に追隨して自治体は何もしなくてもよいということにはならない。国際人権規約が国際法規範であり、国内法の整備が迫られている以上、自治体もまた規約によつて法的拘束を受けており、その漸進的達成



もしくは阻害状況の排除について義務を負っていることを確認しなければならない。つまり、国は国レベルで、自治体は自治体レベルでその実現を図らなくてはならないのである。そして国の対応が遅れていけばいるほど、自治体で可能な施策を先取りして展開していくべきであろう。自治体レベルでの国際人権規約実現のための実践が国の制度・政策を押し上げていけるとすれば、これもまた、国際社会にふさわしい自治体の役割ではなからうか。その意味からも、地域と密接に関係をもつ外国人市民の権利は、国際人権規約の規定を通して、あらためて検証されなくてはならない。

#### 自治体の

#### 先駆性

権拡大運動の中で、横浜市と川崎市は大都市としては初めて、厚生省令により排除されていた在住外国人の国民健康保険加入を市独自の条例により認めることとした。これと前後して児童手当についても同様に、横浜・川崎両市をはじめ、全国の多くの自治体が市町村独自の条例により、在住外国人を支給対象としてきた。そして一九八一（昭和五六）年、難民政策に対する海外の批判に押され、日本政府がようやく国連の難民条約に加入し、児童手当法などの国内法令の改正を行うまで、自治体は在住外国人に対する政策において国の政策を先取りしていった貴重な経験をもっているのである。

いわば、地方自治体は国際人権規約承認に先がけて、実質的に国際人権規約における内外人の平等を実践してきたといえよう。

いうまでもなく、自治体は、日常直接に在住外国人を含めた地域住民に接していることから、制度のもつ問題を適確に把握しやすい立場にあり、また、それを積極的には正していくことが責務とも

いえる。この例は、今後とも在住外国人に対する自治体のあるべき姿勢を示すものとして積極的に評価しておきたい。

以上の観点から、この章では開かれた地域社会の創造へ向け、これまでに述べた在日韓・朝鮮人の歴史や現状を基礎として、自治体としてどのように意識のレベルでの国際化を進めていけるのか。また、自治体行政の取り組むべきことについて、日本国憲法や、より具体的に詳細な人権保障規定をもつ国際人権規約などに照らし、研究チームが考えた施策を具体的に提言することとしたい。

II 民際外交の第二ラウンドに向けて

◆歴史、文化を理解するための提言

在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別は、基本的には、在日韓国・朝鮮人についての知識や情報の欠如から生まれている。「日本社会の差別がいやなら本国へ帰ればいい」とか、「なぜ、日本に韓国・朝鮮人がいるのだろう」というような、その歴史的背景の無理解に基づく発言も多く、日本の朝鮮植民地化やアジア侵略という歴史の経緯において形成された意識を日本人は今もひきずっているのである。第I部で述べたとおり、在日韓国・朝鮮人と神奈川県との結びつきは深く、強制労働などによる京浜工業地帯の形成や相模湖ダムの建設、京浜急行や横須賀線の敷設など、神奈川の発展と県民生活の向上に密接な関係をもって今日に至っている。

このように、現在の神奈川県が築きあげられる過程で、朝鮮人の血と汗が流されたこと、また、関東大震災では県内で数千人の朝鮮人が殺された事実は、私たち県民が忘れてはならないことである。歴史に対してと同様、私たちは朝鮮文化についてもほとんど知るところがない。いうまでもなく、日本文化と朝鮮文化はともに中国文化の影響を受け、類似点も多い。にもかかわらず、近代以後、西欧文化の摂取には熱心な日本人であるが、こと朝鮮文化に対しては冷淡であった。その結果、在日韓国・朝鮮人の生活習慣を含めた文化の姿が見えてこなかったのである。

しかし、最近、カルチャーセンターの朝鮮語講座に人が集まるようになり、兵庫県芦屋市立公民館では十年前から「在日韓国・朝鮮人問題を考える講座」を開いているなど、少しずつではあるが、関心を寄せる人もでてきている。私たちの住む神奈川が世界に開かれた地域社会となるためには、まず最も身近な外国人である在日韓国・朝鮮人の持つ固有の文化を理解し尊重していかななくてはならない。それが、異文化を拒絶するのではなく受容することのできる社会構造へ進む第一歩である。以上の点から、在日韓国・朝鮮・中国人について実態を含めた現在までの歴史を理解し、民族文化を紹介するため次のような施策を提言したい。

**1** 県民・県・市町村職員啓発のための施策を実施すること。

- (1) 在日韓国・朝鮮・中国人の歴史及び現状についてのパンフレットを作成すること。
- (2) 県・市町村職員研修に在日韓国・朝鮮・中国人の歴史と現状についての講座を設けること。
- (3) 企画部作成の中学生用副読本の中に地域に生きる在日韓国・朝鮮・中国人の歴史と現状を説明した記載をもち込むこと。

- (4) 在日韓国・朝鮮人とともに関東大震災の朝鮮人犠牲者の追悼式を行うこと。

**2** 民族文化の紹介と在日韓国・朝鮮・中国人との文化交流を積極的に進めること。

- (1) 「神奈川芸術祭」、「かながわふるさとまつり」へ民族文化を継承している芸術・芸能団体の参加を促すこと。

- (2) 県民ホール、県立音楽堂、県立博物館の自主事業として民族文化を紹介すること。
- (3) 民族学校と小・中・高校との交流を文化・芸術・スポーツを通じて促進すること。
- (4) 地域文化を高校教育に導入することを目的とする、高等学校教育地域文化導入推進校事業があるが、川崎市など比較的在日韓国・朝鮮人子弟が多く在学している県立高校に朝鮮文化の講座を設けること。

(5) 県民アカデミーに民族文化の講座を設けること。

(6) 県立青少年会館で実施している「国際理解啓発事業」を通して民族文化、在日韓国・朝鮮・中国人の現状の理解をはかるとともに、地域日本青年との交流を進めること。

(7) 民族文化を継承している芸術・芸能団体に対して、その奨励のため補助金を交付すること。

#### ◆教育についての提言

外国人の子どもが日本の学校へ通い、日本人の子どもと全く同じカリキュラムで母国語も学習できず、日本名を名のり日本人らしく育っていくことを、当然であり、平等であると考え、外国人の子どもが日本の学校へ通うことを恩恵とするのが今までの文部省の考え方であった。

しかし、人権を大切にすることが教育の基本であるならば、在日韓国・朝鮮人の子どもであることを「隠すのが善意」という思想ではなく、歴史も文化もちがうのであるから外国人の子どもには外国人の子どもとしての教育が必要であり、子どもたちの民族的な個性を引き出し、尊重するという発想

への転換が必要であろう。特に、過去における日本の植民地政策の犠牲者の子孫であり、その多くが日本の学校に通う在日韓国・朝鮮人の子どもたちにとって、日本社会に今なお存在する民族差別の壁はあまりにも厚く、国も敗戦後現在にいたるまでこの問題を解決すべき積極的手段は何一つとってこなかった。

大切なことは、このような在日外国人の子どもたちの教育の問題は私たち日本人自身の問題であり、日本人の子どもたちの教育自体の問題であるということである。

一人ひとりの人間の権利を尊重し、その多元的価値を認めアジアの国ぐにに対し蔑視観をもたぬ日本人の子どもたちを育てることは、世界が相互依存の網の目の中で国際化していくなかで、将来ますますアジアの国ぐにとのつながりを深めていくであろう日本自身のかかえる大きな課題である。

**3** 県・市町村の教育委員会は、本名指導等の具体的な施策をもちこんだ外国人（主として在日・韓国・朝鮮人）の子どもたちに対する方針を作り、それに基づき施策を予算化していくこと。

この点について文部省は、一九六五（昭和四〇）年一月二十八日文部事務次官通達で「学校教育法第一条に規定する学校に在籍する永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育過程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきではない」としている。この考え方に対しては次のような批判があげられよう。

① 国際人権規約の視点から——国際人権規約（A規約）第一条は、いわゆる「民族自決権」につき次のように定めている。「すべての人民は自決の権利を有する。この権利に基づきすべての人民は、

その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的發展を自由に追求する」、「この規約の締約国は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し、及び自決の権利を尊重する」。

「日本にいる以上は、外国人も日本人らしく」ではなく、どこに住んでいてもそれぞれの民族はその主体的意思により自らを決定できるといふ民族自決権は、教育についても例外ではない。民族は、文化、歴史、言語などを共通にした共同体なのであるから、一つの民族にとってみずからの文化、歴史、言語を継承、發展させていくことは、その民族の生存権ともいうべき基本権である。

この第一条を受けて、A規約第一二三条は教育の権利について次のように規定する。「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な發達を指向し、並びに基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること、並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する」。

② ユネスコ勧告の立場から——ユネスコは一九七四（昭和四九）年に「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人權及び基本的自由についての教育に関する勧告」を出し、教育の目的とその具体化について詳細に定めている。

その中の「II指導原則」において、教育政策の主要な指導原則とみなされるべき目的の一つとして「すべての民族並びにその文化、文明、価値及び生活様式（国内の民族文化及び他国民の文化を含む）

に対する理解と尊重」(II 4—b) をあげており、「加盟国は、世界人権宣言及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の諸原則を各段階及びすべての形態の教育の日常の指導に適用することによって、これらの原則が児童、青少年又は成人それぞれの発達する人格を構成する要素となることを確保するための措置及び各個人がここに示された方向に向かって教育を刷新しかつ拡大することに直接貢献することができるようにするための措置をとるべきである」(V 11) と勧告している。また、人類の主要問題の研究として「諸民族の権利の平等と民族自決権」(V 18—a)、「種々の形態の差別に対する戦い」(V 18—c) を取り扱うべきであるとしている。

上記の次官通達は、この勧告と相いれないものと言えよう。

現在までに、外国人(主として在日韓国・朝鮮人)児童・生徒に対する教育委員会の方針・指針の出されている自治体は、高槻市(一九七三年度)、大阪府(一九七九年度)、横浜市(一九八〇年)、豊中市(一九八〇年)、尼崎市(一九八〇年)、大阪市(一九八一年度)、東京都(一九八一年)、東大阪市(一九八一年度)、京都市(一九八一年)、上福岡市(一九八三年)などがある。

県・市町村の教育委員会としても、このような各自自治体の方針・指針をさらに一歩進めた、「具体的な施策」までをもり込んだ外国人児童・生徒の教育に対する方針を打ち出すべきであろう。それが自治体の姿勢を示すものとして重要であるとともに、まずやらなければならないことと思われる。

教育方針の中で考える「具体的な施策」としては、本名指導等のほかに次のようなことがあげられる。

(1) 韓国・朝鮮をはじめとするアジアの国ぐにの歴史、文化をわかりやすく解説した生徒用「副読本」を作成すること。



ユネスコ勧告は、教具及び教材について「加盟国は、教育用具（特に教科書）が誤解、不信、人種的偏見及び他の集団又は民族についての軽蔑又は憎悪を生じさせるおそれのある要素を含まないことを確保するために適当な措置を奨励すべきである」（VII<sup>1</sup><sub>39</sub>）とし、そのための教員の準備として「生徒の抱負を考慮に入れ、かつ、生徒と緊密に協力して国際教育の教育内容、教具及び教材の考案に教員が自ら積極的に参加するよう準備させること」（VII<sup>1</sup><sub>33-34</sub>）をなすべきであるとしている。

大阪市外国人教育研究協議会（市外教）では、日本人の子どもたちが、韓国・朝鮮の地理、文化、歴史を勉強するためにまとめた学校教材『サラム』（生活編、民話編、音楽編、絵本）を作成しており、特に生活編は好評で三万部をすでに配布している。また、吹田市同和教育研究協議会では、子どもにわかりやすく解説した歴史読本『日本の歴史と朝鮮』を作成している。

本名指導については、教師が子どもたちの本名を正しく呼ぶために『人名仮名表記字典』（日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会発行）がある。自分の名前さえ母国語で読めない子どもが増えている現在、学校が本名を尊重していく場合には、このような刊行物を有効に利用して、実践的な基盤整備をしていくことが必要であろう。

(2) 韓国・朝鮮をはじめとするアジアの国ぐにの歴史、民話、音楽等を、視聴覚の教材を生かして授業の中で扱っていくこと。

ユネスコ勧告はこの点につき「加盟国は、多くの生徒及び学生が国際問題に関する知識の大部分を交遊学校外の大衆伝達媒体を通じて受け取るという事実 に 特別の考慮を払い、国際教育のための教具及び民教材の更新、製作、普及及び交換を容易にする努力を増大すべきである」（VII<sup>1</sup><sub>38</sub>）と述べ、I L O・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（一九六六年）は、「教員と教員団体とは、新しい教育課

程、教科書及び教材の開発に参加するものとする」(62項)としている。

(3) 教師、父母を対象として、在日韓国・朝鮮人の子どもたちを理解するために、文化、言語、差別問題などをテーマとした講演会、研修会を継続して開催していくこと。

ユネスコ勧告は、教師については「人権尊重の倫理に対する認識及び人権が実際に適用されるように社会を変えることに対する認識、人類の基本的単一性の把握並びに種々の文化があらゆる個人、集団及び国民に与え得る豊富さを理解するように教え込む能力のような将来の仕事に対する動機づけとなるものを教員に与えること」(VI<sup>33</sup>—a)が必要であるとしており、父母については、「人種に対する態度のような基本的態度が就学前の時期にしばしば形成されるものであるので、この勧告の目的に適合する活動を就学前教育で行うよう奨励すべきである。この点に関し、父母の態度は、児童の教育のための極めて重要な要因とみなされるべき」(VI<sup>24</sup>)であると述べている。

#### 4 外国人児童・生徒の教育問題研究機関を設置すること。

大阪市教育委員会では、研究委託機関として「大阪市外国人教育研究協議会(市外教)」を設置し、市外教は、「人間尊重、解放教育の精神に基づき、外国人(韓国・朝鮮籍)の子どもと日本人の子どもをどう教育すべきかを模索」している。教育委員会から二人の職員が専任で派遣され、市内の各学校には外国人教育主担者が置かれている。神奈川県においてもこのような研究機関の設置が必要である。神奈川の場合は、外国人の子どもの人数が少ないので、関西とは同列に論じられないとの批判もあるが、「特に少数しか在籍していない学校では、少数ではあるが故に、問題がありながら問題とし

てとりあげられず、在籍する外国人の子どもにとっては多数在籍する外国人の子どもよりも一層深刻な問題がある。むしろ、少数在籍校の外国人の子どもこそ、見落とされやすく、大きな抑圧を受ける存在であるから、この問題こそゆるがせにできない課題である」(「初めて教壇に立つ人のために」大阪市教育委員会 六九頁) という認識が必要である。

**5** 公立中学、高校で、第二外国語(韓国・朝鮮語、中国語)を選択科目としてとりいれること。

すでに、私立高校では清泉女学院高校がスペイン語、慶応義塾高校がフランス語とドイツ語、洗足学園大学付属高校がドイツ語を取り入れており、県立高校でも、県立外語短期大学付属高校でフランス語、スペイン語を、県立保土ヶ谷高校でドイツ語、フランス語、中国語を第二外国語としている。

日本で一番人数の多い外国籍の子どもたちが、英語だけで母国語を学ぶ機会が全く与えられていない現状は、改善されなければならない。多様な言語に触れることは、日本人の子どもたちにとってもプラスであり、外国語は必ずしも英語だけに限らないであろう。NHKでも来年度から、語学講座「アンニョンハシムニカ」を始める。また、川崎市などの在日韓国・朝鮮人の人数の多い地域の学校では、民族的言語、文化、歴史等を教える民族学級、民族クラブの設置がはかられるべきであろう。

◆就職、職業及び事業活動についての提言

どのような職業を選択し、従事するかということは、一人の人間にとって、生活の安定、社会への

参加と寄与、生きがいなど生存していくうえで極めて重大な意義をもっている。そして、それは一人の人間にとどまらず、家族にも大きな影響を与えるものであることはいうまでもない。日本国憲法が「何人も、公共の福祉に反しない限り、……職業選択の自由を有する。」(第二条第一項)とし、これを受けて職業安定法第二条が「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる」と規定しているのも、すべての人にとって職業の選択がどんなに重要な意味をもっているかを考慮しているからであろう。

国際人権規約のA規約においても、第三部の冒頭に労働の権利をあげ「この規約の締結国は、……この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む」とし、国籍に関係なくすべての人に労働権を保障している。また、この職業選択の自由については、職業安定法第三条及び労働基準法第三条でもそれぞれ、国籍を理由とする差別を禁止する均等待遇を明記している。

しかし、現実はどうだろうか。在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人市民にとっては、この基本的人権である職業選択の自由は法制度的にも、社会的にも十分保障されているとはいえない状態におかれている。特に、在日韓国・朝鮮人はすでにみてきたように基幹産業や公務員から排除され、日本人の職業と比較して偏りがみられ、彼らに対するイメージを固定化している原因ともなっている。

国際化が進むにつれて、各国内に住む外国人の人権、生活権についての認識も高まってきている。日本は国際人権規約を批准し、内外人平等の原則にたった政策を促進することにしてきているのであるから、外国人の就職、職業、事業活動などについても現状の問題点を把握し、改善のための施策を講じ

るべきである。特に、地方自治体は、外国人市民を地域住民として、また納税者として正しくとらえ、彼らの基本的人権が十分享受されるよう対応していくことが求められている。

**6** 県は、在日韓国・朝鮮人を含む在日外国人が職員採用に応募できるよう制度を改善すること。

① 地方公務員法の定める受験資格等には、日本国籍を有しない者を排除する規定はなく、地方自治体の人事委員会で定めるシステムをとっている。外国人の採用は地方自治の保障の根幹にかかわる人事管理権の問題であり、自治体が独自の判断で決定しうる範囲内の問題である。これは、内閣総理大臣の答弁書（昭和五四年四月一三日）でも確認されている。

② 外国人の地方公務員の採用については、従来、国家公務員への採用の是非に関する論理をそのまま援用してきているが、地方公務員は、住民に直接サービスを提供することを基本的責務としており、同一に論じるべきでない。特に、「国家に対する忠誠と無定量の義務」が求められるとするのは、国家公務員についても疑問であり、少なくとも地方公務員については、公務員の本質である「全体の奉仕者」として「憲法の尊重擁護義務」（憲法九九条、地公法三二条）の履行で足りると考えるべきである。

③ 「公権力の行使」や「地方公共団体の意思の形成」に携る職については、日本国籍を必要とするとして解しているが、自治体としてはこれを一律に論じるのではなく、一般事務職・技術職についても具体的に検討すべきである。そして、「公権力の行使」や「地方公共団体の意思形成の参画」という基準について、可能な限り狭く解釈して適用し、法律上または行政上具体的にどのような

支障があるか明示できない限り国籍による差別をしないことを原則とすべきである。

④ 神奈川県は、職員採用試験のうち、教職員については国籍要件がない。全国的にも二八都道府県及び七政令指定都市（昭和五八年度）で国籍要件を撤廃しているが、現在までのところ何ら支障を生じていない。今後とも神奈川県でも客観的評価により採用していくことが望まれる。

また、一般事務職、一般技術職についても、外国人の多住地域の地方自治体では、一九七〇年代を通じて国籍要件を撤廃するところが現れてきている。

⑤ 採用の対象とする外国人については、例えば、永住権を有する者、五年以上日本に居住する者、日本語の理解力が十分であることなどの条件を付すことにより、合理的範囲を定めうると考えられる。

⑥ いずれにしても、国際協調主義のもとで、内外人平等の原則に立ち、「民際外交」をはじめ、「国際文化県」をめざす施策を展開している神奈川県として、早急に取り組むべき課題である。

**7** 県は、在日外国人の職業選択の自由が保障されるよう企業に働きかけること。

① 憲法及び職業安定法により職業選択の自由が保障されているにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人は、第二部で明らかにされたように、その自由を著しく制限されている。

② 職業安定法施行規則第三条は、その第一項で「公共職業安定所は、すべての利用者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍……等を理由として、差別的

取り扱いをしてはならない」と均等待遇の義務を明らかにするだけでなく、第二項で、「職業安定組織は、すべての求職者に対して、その能力に応じた就職の機会を多からしめると共に、雇用主に対しては、絶えず緊密な連絡を保ち、労働者の雇用条件は、もっぱら作業の遂行を基礎としてこれを定めるよう指導しなければならない」と規定し、企業に対しては行政指導を行うことを明らかにしている。

そして、求職者に対する就労差別についての行政指導に「従わない雇用主に対しては、紹介の停止、求人受理の保留等の強い行政措置をとる」（『同和問題関係資料』労働省職業安定局雇用促進室）としているのであるから、在日韓国・朝鮮人などの永住権ないし一定の在留権を持つて在任している外国人についてもその職業選択の自由が十分享受されるよう県の職業安定組織は積極的に対応すべきである。これは、単に就職の段階にとどまらず、労働基準法の定める均等待遇の原則も同様の趣旨であるから、労働基準監督署も積極的に対応していくべきである。

また、職業選択の自由の保障に関連して、県は県内在住外国人の就職・労働上の諸問題とその実態を調査すべきであろう。特に、在県韓国・朝鮮人生徒に対する進路指導とその結果について正確な実態把握をすべきであろう。

**8** 県は、在日外国人の事業活動や資格取得の制限を緩和するよう国に働きかけること。

事業活動や資格取得で禁止されたり制限されているものはかなりあるが、その中でも、海に囲まれた日本で、大きな港を抱える神奈川の問題は、海や港に関するものではあるまいか。

港湾関係で働く人は多いと思われるが、船舶法により外国人は船を持たないために、主に「はしけ」を使った貨物の運送をしている。荷主から元請へ、そして「はしけ」へという仕事の流れがあり、下請、孫請という関係がここでも生きている。

船に関しては、また、外国人は水先人にはなれないという制限がある。受験資格は、日本国民に限られていて、船員にはなれても水先人にはなれない（水先人法第一条）。

更に、海に関連して漁業の制限がともなっている。こうした禁止や制限は、職域の限定という問題をとれない「内外人の平等」の観点からも是正されるべきである。

### ◆生活権を保障するための提言

在日韓国・朝鮮人の住宅や福祉など生活権保障をめぐる問題については、国際人権規約からいっても、早急に解決すべき点が多い。

まず住宅問題についていうと、在日韓国・朝鮮人多住地域においては、下水道の不備や住宅密集などの問題があり、衛生や安全の点から改善がせまられている。また、現在でも河川敷その他公有地を多年にわたり占有している状態があるが、行政として強権的に処理することなく、地域住民との話し合いの中で時間をかけて解決していき、よりよい住環境への改善へと進めていくべきである。

また、福祉については、一九八一（昭和五六）年の難民条約への加入により、難民だけでなく在日韓国・朝鮮人を含む他の在住外国人も、広く制度を利用できるよう改善されてきた。しかし、これか



ら高齢化社会を迎えるにもかかわらず、三五歳以上の在住外国人には国民年金加入を認めない点、生活保護法が、その対象を日本国民に限定し、外国人には準用とし、法律上の権利として認めない点、また恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法などの戦争犠牲者援護立法には全くふれていない点などに問題点をもっている。

国際人権規約のA規約第九条では「この規約の締結国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」としている。この理念は、社会保障としての公的扶助対象を民族や国籍によらず、社会を構成するすべての者を対象にしており、国籍による区別を基本的発想とする従来の恩恵の福祉でなく、属地主義的な福祉への転換が求められている。

自治体は地域の福祉行政を具体的に担う責務がある以上、国際人権規約の生活諸権利の具体的実現もまた自治体の責務というべきである。内外人平等と納税者へのサービスの点から、在日外国人の生活権を保障するため次の提言をしたい。

**9** 在日外国人の居住権保障のための施策を実施すること。

- (1) 在日韓国・朝鮮人多住地域における住宅環境の実態調査を行うこと。
- (2) 同地域において下水道の不備、住宅密集など衛生や、安全の点から改善を要する場合には、住宅改良法の適用により、快適な住環境に整備していくこと。
- (3) 現在、河川敷その他公有地を多年にわたり占有している状態にある地域にあつては、住民との話し合いで解決の方法を見つけていくこと。特に、住居移転を伴う場合、(ア) 強権的手段は

とらずに時間をかけて解決すること、(イ) 現にその居住地で生業を営んでいる場合の営業保障面に配慮すること、(ウ) 移転先でのコミュニティ意識の持続・形成に十分配慮すること。

(4) 市町営住宅入居について国籍条項による差別の残っている一部市町に対し、県はその撤廃を働きかけること。

(5) アパート入居や借家などの不動産取引において、国籍による差別が行われないよう、県は関係団体へ働きかけること。

#### 10 在日外国人の福祉向上のため施策を実施すること。

(1) 国の法令に国籍条項があるため受給できない公的扶助については、その種類、件数などの実態を調査すること。

(2) (1) の実態に基づき、法令改正が必要となるものについては、国に対し改正を働きかけること。また、県が単独措置できるものについて検討すること。

(3) 生活保護法の運用では、民族学校の教育について教育扶助の適用を認めていないが、福祉制度運用上のこのような民族差別を解消するよう国に働きかけること。

(4) 在日韓国・朝鮮人多住地域におけるコミュニティ施設や生活館などの福祉関連施設の設置・運営にあたっては、その地域特性を十分に配慮し、在日韓国・朝鮮人を含めた地域住民のニーズに合った特色のあるものとする。

◆ 婦人に関する提言

婦人の地位の向上のためには、人権尊重と男女平等の確立が不可欠である。県内に在住する韓国・朝鮮人女性を中心とする外国人女性の問題も、同じ神奈川県に生きる女性という視点からとらえるべきである。

11 在県外国人女性の県政への参加を促すため、婦人の地位向上プランをはじめとする各種行政施

策の中で積極的にとりあげること。

- (1) 婦人問題モニターの対象者として在県外国人女性を加えること。
- (2) 在日本大韓民国居留民団婦人会及び在日本朝鮮民主女性同盟も婦人団体として婦人団体等連絡会議の構成団体に加えること。
- (3) 神奈川県女性会議の構成委員として参加するよう在県外国人女性の団体に働きかけること。

◆ 行政一般に対する提言

地方自治法第一〇条では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民」とし、「住民は、法律の定めるところによりその属する普通地方公共団体の役務の提供

をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ものとされている。いうまでもなく、この場合の住民とは国籍の如何を問わない。従って在日韓国・朝鮮人をはじめとする在県外国人もまた神奈川県を構成する住民として、等しくその基本的な権利と義務を有している。ここでは、ともすれば行政側が忘れがちな在県外国人のための日常的な行政のあり方や地方自治体への参加権の保障など、在県外国人にとって身近な行政の確保と国際人権規約にうたわれた内外人平等の実現のため、神奈川県として進めていくべき施策について提言する。

**12** 県内在住外国人のための行政相談窓口を設置すること。

県及び市町村には、在住外国人のための相談窓口を設置するか、または、既設の県・市町村の相談室の所掌事務の中に「在住外国人のための相談業務」を明確に位置づけること。そして、この相談業務を担当する職員・相談員に対しては、在県外国人の現状・歴史などについて必要な研修を行うこと。

通常、行政に対する要望なり相談は、県民課・市民課などの相談窓口で対応しているが、外国人の場合は、その法的地位により日本国籍をもつ住民とは異った取り扱いを受けるケースとか、日常生活の中で国籍の違いを理由に不合理な差別を受けるケースなどがある。こうした問題について相談を受ける側としては、在日外国人問題についての知識や背景を理解することなしに問題点の正確な認識や対応をすることができない場合が多い。在県外国人に対する相談機能や担当部局との適切な調整機能を十分に発揮させるためにも、在県外国人専門の行政相談窓口（又は担当）を設置するとともに、その職にあたる者には在日外国人の現状などについて必要な研修を実施すべきである。そして、行政側

は、「県民・市民相談室では、国籍に関係なく相談を受けることになっている」というような消極的建前論によって行政を在県外国人にとつて縁遠いものにさせてしまつていたことを反省しなければならない。県内在住外国人専門の相談窓口の存在は、在県外国人にとつて自治体行政が身近なものとなるだけでなく、安心して地域社会に生活することを可能とする行政の基本的義務の一つである。

13 県は、外国人登録法に基づく指紋押なつ及び外国人登録証明書常時携帯の義務を撤廃するよう、積極的に国へ働きかけること。

(1) 在日外国人については、その「居住関係及び身分関係を明確にならしめ、もつて在日外国人の公正な管理に資することを目的」(昭和二七年外国人登録法第一条)として外国人の登録制度が設けられている。この制度の中で外国人登録法第一三条の登録証明書常時携帯義務及び同一四条の指紋押なつ義務は、在日外国人に対する人権保障の点から大きな問題をもつている。

特に、指紋押なつ義務については県内で三人、全国で約三〇人の押なつ拒否者が出ており、このままでは一九八五(昭和六〇)年の大量登録切り替え時には、実際に登録事務を行っている市区町村で大きな混乱が予想される。こうした混乱を避けるためにも登録事務の見直し、改善は緊急の問題となっている。

(2) 新規登録、書き換え、再交付、切り替え時における登録証明書、登録原票、指紋原紙への指紋押なつ手続きの必要性について法務省当局は、密入国者、不法在留者の防止と発見のため、具体的には、登録証明書の偽造と譲渡の防止及び二重登録の防止のために指紋押なつ制度が有効で

あるとしている。その根拠として概ね次のような理由をあげている。

- ア. 指紋押なつ制度の導入により偽造変造の数が現実には減った。
- イ. 本人の自己同一性確認のためには、指紋が最も正確で、写真では困難である。
- ウ. 指紋押なつしていれば、登録証明書の偽造変造がやりにくい。
- エ. 指紋照合により二重登録を発見し防止できる。
- オ. 外国でも指紋押なつを採用している国がある。

このような根拠は正当なものであるうか。

まず、アとウについて法務省側は、①指紋押なつ制度導入前は登録証明書の再交付件数が多かった(昭和二七年度一七、八〇〇件)②再交付された証明書は偽造に用いられた③昭和三〇年の指紋押なつ制度導入後、再交付が減少した(昭和三二年度六千件)、従って偽造も減った、と説明している(一九五八(昭和三三)年二月一〇日参議院法務委員会)。また最近発見された偽造登録証はすべて子ども用の指紋押なつ、写真貼付の必要がない子ども用の登録証明書であり、指紋押なつされた登録証明書が偽造の用に供された例はないと答弁している(一九八二(昭和五七)年四月二七日衆議院法務委員会)。

しかし、指紋押なつ制度導入により再交付件数が減ったから即偽造件数も減ったとするのは論理の飛躍がある。例えば、一九七三(昭和四八)年から五年間に紛失などの理由により登録証明書が再交付された件数は年平均一〇、二〇八件であることから、法務省の論理でいけば、指紋押なつ制度があるにもかかわらず、現在も偽造登録証明書が横行していることになる。また、法務省では、指紋押な

つ前後の登録証明書偽造件数を明らかにしたことは全くなく、その基本的論拠を欠いている。さらに、指紋押なつされた登録証には写真もはられており、警察官が登録証明書の呈示を求める場合、もっぱら写真によつて本人か否かを識別しており指紋の照合など行っていないのが実際である。従つて、偽造防止の抑止力は写真によるもので、指紋押なつによるものと断言することはできない。

次に、イの指紋による識別の必要についてイギリスでは、正面と側面の両方の顔写真を提出させて、指紋を取るのと同様の効果をもたせており、指紋が絶対に必要だとはいえない。また、写真の貼り替えによる偽造についても、日本政府発行の旅券同様、顔写真の上にビニールのシールを貼ることにより、写真の貼り替えによる防止が可能である。

さらに、エの指紋照合による二重登録の発見についても、その実数が不明であるのみならず、指紋鑑識担当者が置かれていない以上、意味のない論拠といわざるを得ない。これらの指紋押なつ制度については、多くの国でも採用されていると法務省は主張しているが、その大部分は中南米の移民受入国か発展途上国、反共強権政治体制の国であるといわれており、日本の場合に参考となるとはいえない。

- (3) 登録証明書常時携帯義務について「外国人登録法遂条解説」(法務省入国管理局登録調査資料係長飛鋪宏平氏)によれば、「携帯、呈示義務を課したのは外国人登録法一条に規定する本邦に在住する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住関係および身分関係を明確ならしめ、在留外国人の統制、管理に資するというのが立法の目的」とされている。具体的には、ア・不法入国者を取り締まり、不法残留者を防止し摘発するため

イ・社会生活の場で即時的に当該外国人の居住関係及び身分関係を把握することが必要

ウ・外国人に対する生活保護などの社会福祉的措置を適用する場合、当該外国人の居住関係や身分関係が即時的に把握できる制度がないと、これら福祉制度などの適正な運営が期せられないと

いった理由をあげている（一九八二（昭和五七）年四月一三日・二〇日衆議院法務委員会）。

確かに、携帯・提示義務は不法入国、不法残留者の取り締まりの点から有効で簡単な方法である。しかし、この制度は取り締まりの便宜が最優先され、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権尊重に対する配慮に欠けている。

また、現実に携帯・提示義務制度が福祉制度の運用など、多目的に活用されていることが、携帯・提示義務制度の合理性を保証するものでもない。

国際人権規約B規約第七条では「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けない。」とされ、同一二条では「合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有」し、この権利は「いかなる制限も受けない」とされ、例外的に「国の安全、公の秩序、公衆の健康、道徳」の保護など、合理的理由のもとで必要最少限度の制限を加えることができるにすぎない。

この点からいえば、在日外国人を犯罪被疑者と同視するような指紋押なつ制度及び在日外国人に対する日常的監視制度として心理的圧迫を与える登録証明書常時携帯提示義務制度は即刻廃止すべきである。

この制度については、すでに県議会をはじめ県内の自治体議会でも国に対する制度改正の意見書が



可決されている。神奈川県もまた県内市町村とともに、国に対しその改正を求めて共同歩調をとるよう調整中である。県は今後とも在住外国人の人権保障の観点から、国へ働きかけていくとともに、広く県民全体の問題として理解をもとめていくことが必要とされよう。

(参考『在日朝鮮人の人権を侵害する外国人登録制度の実体』一九八二年一〇月、在日朝鮮人の人権を守る会)

14 県は、在県外国人の県政への参加を進めること。

(1) 県の各種協議会、審議会等の委員に、在県外国人を積極的に加えること。

(2) 自治体議員選挙権をはじめ、地方自治法で定める各種の自治参加権、同じ住民である在日外国人に適用することについて調査検討すること。

県行政に関する各種の協議会、審議会などの委員については、積極的に在県外国人に対して門戸を開き、その意見を行政に反映させていくことが必要である。このことにより、行政側が従来気づかなかった課題や問題点を知ることが可能となり、その行政施策もまた多様性をもったものとなりうる。

次に、従来からほとんど顧みられなかった在住外国人の自治体参加権の問題について触れておきたい。前に述べたように、地方自治法では在住外国人もまた各自自治体を構成する住民とされており、住民の一員として色々なチャンネルを通して自治体行政への参加を保障されることが必要である。しかし、地方自治法第一一条及び公職選挙法第九条では「日本国民たる普通地方公共団体の住民」のみにその属する自治体議員の選挙権を認めているにすぎない。また自治体議員の選挙権を持たないことか

ら、在住外国人は条例制定請求権、解職請求権、直接監査請求権など自治をめぐる諸参加権が認められず、住民自治の諸制度から実質的に除かれてしまっているのである。

こうした在住外国人の自治体参政権について諸外国の例をみると、スウェーデンでは一九七五年の法律により、一九七六年以降、在住三年以上の外国人の地方レベルでの選挙権と被選挙権を認めている。

また、一九七八年一二月に公布、施行された新スペイン憲法第一三条においても、一定の条件のもとで市町村選挙における外国人の選挙権を認めている（南山法学第三卷第一号「新スペイン憲法試訳（上）参照」）。

さらに、欧州議会は「一九七四年一二月のパリサミットの決議の施行のための欧州共同体市民への特別な権利の賦与に関する一九七七年一二月一六日決議」において「構成国に少なくとも十年間居住する市民につき、市町村のレベル及び国のレベルの間の一切の地方行政機関（州、地方、県、郡等）の公務員の選挙に立候補する権利、投票の権利及び就任の権利を考慮する必要がある」としている（ジェリストNo.781「国籍人権規約と憲法」野村敬造）。

経済活動の高度な国際化を背景に、地球的規模で人間移動が行われている現代において、在日外国人の参政権、特に地方レベルの選挙権は認められないのが当然という論理は、もはや自明のものとはいい難くなっている。そして、在日外国人の九割近くを占め、その八五%以上が日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人二世、三世、四世の将来を考えると、国レベルの政治的意思決定とは直接に関係をもたない地方レベルの選挙権については、前向きに検討していくべきではなからうか。

国際化社会において、開かれた地方自治の実現のためには、「地域の問題は、外国人を含めた地域住

民の手で」という理念とともに、それを保障する在住外国人の自治体参政権の制度化が必須の条件である。スウェーデンにおいては、各地方自治体が外国人に対する地方レベルの選挙権実現の原動力となったことを考えると、この問題に対する自治体の役割は大きなものがある。県としても積極的に調査検討していくことが望まれる。

15 「神奈川県国際人権条例」を制定すること。

神奈川県は、「民際外交」すなわち、国家レベルとは別の民間、自治体レベルの交流を県施策の主要な柱としている。これは、市民や自治体各地域の草の根の国際交流こそが国家レベルの外交を補い、支え、また、国際社会における市民相互の連帯による平和的共存の基盤となると考えるからにほかならない。

しかし、人と人との交流というのは相互に普遍的人権の共有を認めあうという対等の関係なしに本来ありえないものである。従って、神奈川県が自治体として「民際外交」の理念を世界の人びとに向かつて提唱し、実践するのであれば、「世界における自由、正義及び平和の基礎」となる「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」（世界人権宣言）を県民とともに承認すること。すなわち、国際人権規約に基づく内外人平等の原則にたった諸人権を保障することなしにその理念を実現することはできない。いいかえれば、国際人権規約の遵守は民際外交のガイドラインとして位置づけられるべきである。

この観点からいえば、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在住外国人に対して、国際人権規約の内容

を保障し実現していくことなしには、諸外国との友好交流も所詮うわべだけのものに過ぎなくなるのである。「内なる民際外交」と「外なる民際外交」は国際人権規約の自治体レベルでの実現の中で初めて結びつくことを指摘しておきたい。

以上の理由から、県は、民際外交の第二ラウンドとして、条例により、内外人を問わず国際人権規約に規定された諸人権の承認とその一層の実現に対する努力を宣言するとともに、県内における実現のための実効ある手続きを定めることが必要とされる。そして、この条例に基づいて内外人平等に立つた具体的な県内在住外国人施策が展開されるべきである。参考として、以下研究チームが構想した条例案を提示しておく。

#### 神奈川県国際人権条例（試案）

国際人権規約に規定された諸権利を実現し、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等かつ奪い得ない権利を認めることは、国境を超えた民衆と民衆の連帯をめざす民際外交の道標である。そして、それはすべての者があらゆる地域において人権を享有できる条件が作り出されるときに初めて達成される。神奈川県は、人権を認めることが「世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」という国際連合憲章の理念と、「恐怖及び欠乏からの自由な人間」という世界人権宣言の理想を確認し、まず私たちの住む地域、神奈川において、その理想を実現することを決意し、ここに神奈川県国際人権条例を制定する。

第一部 県民の権利

〔内外人平等の原則〕

第一条 県は、県内に在住するすべての個人（以下「県民」という）が、国籍、民族、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も受けることなく、この条例において認められる権利を享有することを保障する。

(B § 2 I)

〔男女の平等〕

第二条 県は、この条例に定めるすべての権利の享有について、男女に同等の権利を確保することを保障する。(A § 3、B § 3)

〔労働の権利〕

第三条 県は、県民が平等な就労の機会と、公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。

〔社会保障〕

第四条 県は、社会保険その他の社会保障についての県民の権利を保障する。(A § 9)

〔健康権〕

第五条 県は、県民が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を保障する。(A §

12)

〔教育の権利〕

第六条 県は、県民が人格の尊厳ならびに基本的人権の尊重の理念に基づく教育を享受することを保障する。

〔文化的権利〕

第七条 県は、県民の次の権利を保障する。

- (a) 文化的な生活に参加する権利
- (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
- (c) 自己の科学的、文化的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利 (A § 15)

〔居住・移転の自由〕

第八条 県民は、公共の福祉に反しない限り、居住及び移転の自由を有する。 (B § 12)

〔思想、良心及び宗教の自由〕

第九条 県民は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。 (B § 18)

〔表現の自由〕

第一〇条 県民は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。 (B § 19)

〔集会・結社の自由〕

第一条 県民は、平和的な集会の権利をもち、結社の自由についての権利を有する。(B § 21・22)

〔法の前の平等・差別の禁止〕

第二二条 県民は、法の前に平等であり、いかなる差別もなしに法による平等の保護を受ける権利を有する。(B § 26)

2 県内において事業活動を営むすべての事業者は、その事業活動において民族等の事由によるいかなる差別行為も行つてはならない。

〔公務への参加〕

第一三条 県民は、いかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、地方自治体の政治に参加すること

(b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われる地方自治体の定期的選挙において、投票し及び投票されること

(c) 一般的な平等条件の下で、県の職員として公務に携わること (B § 25)

## 第二部 県の義務

〔各種委員会等への参加〕

第一四条 県は、県行政における各種協議会、審議会等の委員については、積極的に外国人の県民も加えるように努めなくてはならない。

〔専門委員会の設置〕

第一五条 県は、外国人の県民に対する行政施策のあり方を検討し、必要な調査を行う専門委員会を設置し、必要に応じて提言を受けるとする。

〔民族的教育の義務〕

第一六条 県は、民族に関する理解、寛容及び友好を促進するために、外国人の県民の子弟が、その属する民族の教育を受ける機会を与えなければならない。(A 56 13)

〔国際協力義務〕

第一七条 県は、この条例において定める諸権利が、世界のあらゆる地域で実現されるであろうことを確信し、必要に応じて具体的な国際協力をするよう努めなければならない。

〔友好提携における国際人権規約の尊重〕

第一八条 県は、この条例制定後、内外の県・州と友好提携を結ぼうとするときは、その提携書の文書の中に、お互いに国際人権規約を尊重する旨を明記しなければならない。

第三部 実施措置

〔神奈川県国際人権委員会〕

第一九条 神奈川県国際人権委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員会は一〇人の委員で構成するものとし、本条に定める任務を行う。

2 委員は、国籍を問わず高潔な人格を有し、かつ、人権の分野で能力を認められた人の中から知



事が任命する。

3 委員会の委員の任期は、二年とする。

4 委員会は、県民より通報を受けた事件について、関係団体、個人の意見を聴取し、本条例に違反すると認められる場合には、三か月以内に意見を付して、相手当事者には是正勧告を行う。

5 前項の勧告後三か月たつても是正の意思が認められない場合は、その事実関係と法人又は個人を県公報で発表し、かつ、十万円以下の罰金に処する。また、その法人が県の入札指名業者の場合は、その指名を二年間以内の範囲で停止する。

6 前項の場合、委員会は国際連合の経済社会理事会に同時に通報するものとする。(一五〇三決議)

7 委員会の審議は、原則として公開とする。

〔委員会への是正要求〕

第二〇条 第一部、第二部に規定する権利の侵害を受けた県民は、前条委員会へ通報し、その是正を求めることができる。

## 資料 1

## 外国人登録国籍別人員調査表

(昭和58年6月末日現在)

	合計	韓国	朝鮮	中国	米 国	英 国	フィリピン	無国籍	西ドイツ	ヴェトナム	ラオス	カンボジア	その他 87カ国
計	43,873	30,247	6,329	2,486	555	556	335	272	245	228	240	2,380	
横浜市計	21,918	13,169	4,806	1,191	402	270	232	145	54	65	104	1,480	
鶴見区	2,613	2,186	229	40	12	14	24	2	14			1	
神奈川区	1,673	1,288	181	888	11	15	10	7	2	8	29	34	
西区	867	658	126	27	4	9	8		1		3	31	
中区	6,630	1,881	2,996	513	265	115	128	114	10	13		595	
南区	2,236	1,677	271	74	20	24	5	5	3	3		154	
港南区	746	505	101	52	12	7	5				1	63	
保土ヶ谷区	934	757	83	28	6	11	9	1	4		4	31	
旭区	544	361	52	43	2	6	2			6	36	35	
磯子区	1,012	652	167	63	12	15	13					90	
金沢区	718	526	94	48	3	10	2	2				33	
港北区	1,497	1,080	209	75	19	15	9	7	2	5	3	72	
緑区	980	572	132	68	15	6	5	2	14	7	5	152	
戸塚区	1,179	855	135	61	16	18	8	3	2	1		80	
瀬谷区	289	171	30	10	5	3	4	2	1	22	22	19	
川崎市計	10,295	9,066	468	255	50	89	32	36	20	3	9	267	
川本市	1,707	1,562	93	8	2	23	5					14	
岡大師支所	1,129	1,078	23	6	1	1	1		1			16	
区田島支所	2,769	2,735	15	2		6	7					4	
幸区	1,194	1,094	55	7	3	9	4					2	
中原区	1,133	907	106	43	4	11	6	6	2	3	2	43	
高津区	931	747	54	42	13	15	3	6	11			2	
宮前区	551	400	31	56	12	8	1	5				38	
多摩区	621	414	52	50	9	14	2	12	6			4	
麻生区	260	129	39	41	6	2	3	7				1	
横浜買市	1,665	1,170	128	214	11	40	15	6	8		1	72	
平塚市	558	366	115	22		9	1	1	4			40	
鎌倉市	906	505	65	139	30	3	5	34	15			110	
藤沢市	1,123	798	81	68	10	14	12	7	52	14	8	59	
小田原市	559	433	35	58	1	12	2				4	14	
茅ヶ崎市	462	295	40	53	6	8	10	9	9			32	
海老子市	309	201	25	43	9	8		2				21	
相模原市	1,771	1,327	163	117	8	32	3	5	17	12	4	83	
三浦市	94	68	1	11	5	4						5	
藤野市	348	141	111	20	5	1		3	1	10	6	50	
厚木市	445	316	36	15	1	1	5	7	12	7	17	28	
大和市	1,193	875	99	86	3	9	3	5	28	20	43	22	
伊勢原市	143	86	21	12	2	1		1	1	4		15	
南老名市	386	299	20	27	2	1	1		7	6	14	9	
座間市	489	371	30	67	1	8	3	1	9			9	
南足柄市	60	55	3				1					1	
綾瀬市	323	170	15	10		32			1	82	5	8	
葉山町	140	27	10	62	5	1	3	6				24	
寒川町	111	70	2	1		1	1		4	4	20	6	
栗川町	74	54	4	4	1	1	1		1		5	4	
酒川村													
中郡													
大磯町	54	25	14	10	2	2						1	
二宮町	50	32	6	1			4					6	
中井町	11	10		2			1					1	
大井町	13	11											
松田町	10	8	1		1								
山北町	8	7											
醍醐町	13	12					1					1	
相模町	38	25	4	2		4		2				1	
真鶴町	67	65	1									1	
瀬河原町	141	127	3	2		4			2			3	
城山町	24	19	2			1				1		1	
津久井町	46	35	9	1								1	
相模湖町	15	3	9									1	
藤野町	11	6	5									3	

## 資料 2

## 小学校

## 外国人児童数(神奈川県)

## 昭和57年「学校基本調査」

帰国子女 (公・私立)		計	国立	外国人		帰国子女 (公・私立)		計	国立	公立	私立
公立	私立			公立	私立	公立	私立				
1,105		1,958	5	1,908	45	36	77	—	77	—	—
590	横	839	3	816	20	0	—	—	—	—	—
18	鶴	138	—	157	1	9	5	—	—	5	—
24	神	54	—	53	1	2	28	—	—	28	—
6	奈	22	—	22	1	2	69	—	—	69	—
19	西	193	3	188	2	13	—	—	—	—	—
33	中	122	—	113	9	7	—	—	—	—	—
43	南	44	—	44	—	10	22	—	—	22	—
25	港	35	—	35	—	5	55	—	—	55	—
26	保	14	—	14	—	0	2	—	—	2	—
39	旭	28	—	28	—	11	38	—	—	38	—
54	磯	23	—	20	—	10	2	—	—	2	—
50	金	69	—	69	3	5	—	—	—	—	—
134	港	31	—	27	—	0	—	—	—	—	—
110	緑	61	—	61	4	0	—	—	—	—	—
9	戸	5	—	5	—	1	—	—	—	—	—
182	瀬	579	—	573	6	0	—	—	—	—	—
2	川	343	—	343	—	0	—	—	—	—	—
2	崎	53	—	53	—	0	2	—	—	2	—
29	原	68	—	68	—	0	2	—	—	2	—
71	津	74	—	71	3	0	—	—	—	—	—
78	摩	41	—	38	3	0	5	—	—	5	—
37	賀	44	—	37	7	0	2	—	—	2	—
6	須	32	—	32	—	0	—	—	—	—	—
61	平	69	2	64	3	0	—	—	—	—	—
58	鎌	51	—	42	9	0	3	—	—	3	—
4	藤	19	—	19	—	0	2	—	—	2	—
28	小	5	—	5	—	0	—	—	—	—	—
28	茅	4	—	4	—	2	—	—	—	—	—
	逗	4	—	4	—	2	—	—	—	—	—

中学校					小学生						
女子		計	国立	公立	私立	女子		計	国立	公立	私立
公立	私立					公立	私立				
359	159	793	1	714	78	10	0	40	—	39	1
5	5	324	—	258	65	0	1	1	—	1	—
5	5	47	—	43	4	0	10	—	—	10	—
3	3	33	—	22	1	4	32	—	—	32	—
3	3	2	—	2	2	3	1	—	—	1	—
3	3	64	—	48	1	0	24	—	—	24	—
18	13	50	—	32	16	4	14	—	—	14	—
7	7	12	—	12	—	0	—	—	—	—	—
8	8	5	—	5	—	0	—	—	—	—	—
10	10	12	—	12	—	1	—	—	—	—	—
12	12	9	—	9	—	0	—	—	—	—	—
29	41	41	—	28	13	0	—	—	—	—	—
41	2	6	—	6	—	0	—	—	—	—	—
68	0	22	—	18	4	0	1	—	—	1	—
0	0	1	—	1	—	0	2	—	—	2	—
0	0	230	—	224	6	0	2	—	—	2	—
8	8	144	—	144	—	0	—	—	—	—	—
10	50	10	—	10	—	0	—	—	—	—	—
8	2	24	—	24	—	0	—	—	—	—	—
10	8	31	—	30	1	0	—	—	—	—	—
50	2	21	—	16	5	0	4	—	—	4	—
8	2	14	—	10	2	0	—	—	—	—	—
47	36	10	—	10	—	0	—	—	—	—	—
0	7	33	—	33	—	0	—	—	—	—	—
7	4	28	—	26	4	0	—	—	—	—	—
0	7	7	—	7	—	0	—	—	—	—	—
4	7	9	—	9	—	0	—	—	—	—	—

女子		計	国立	公立	私立
公立	私立				
337	337	337	—	155	182
—	—	—	—	—	—

上福岡市立小中学校に在籍する外国人（主として在日韓国・朝鮮人）児童・生徒の指導について

(1) 基本とする姿勢

在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育をすすめるにあたって、教師は児童・生徒の生活実態を把握し、差別を見ぬく目を身につけ、差別を許さない姿勢を持たなければならない。そのためには、教師自らが厳しく自己を磨き、現実社会にある民族差別の実態や原因を科学的に学びとらなければならない。

(2) 個人尊重の徹底

在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍する学校では、個人尊重の立場に立って、当該児童・生徒が少数なるが故に疎外されたり、民族差別の対象になることがないように配慮しなければならない。

(3) 本名を呼び、名のるための取り組み

氏名は個人を象徴するもので、人種や国籍の別とは関係なく本名を使うことが当然であり自然である。このことは、民族の自覚と誇りをもって生きるようになるステップでもある。

しかし氏名は、基本的な人権にかかわることであり、また歴史的経過があつて、在日韓国・朝鮮人の多くが「通名」を使用している実態がある。したがって、本名を呼び名のることは幾多の困難が予想されるが教師は、本名尊重を基本認識し、家庭教育を含め、機会をとらえ、環境づくりに取り

組まなくてはならない。従って、偏見や差別が解消されていない現実をふまえながら、保護者、本人の理解のもとに本名が使用できるように努める。また、家庭との連携を密にして相互理解を深めながら指導に努める。

(4) 留意することがら

ア 在日韓国・朝鮮人児童・生徒として自己確認をし、差別に負けない人間としての主体性を確立させるとともに、日本人児童・生徒の国際理解を深めるよう努める。

イ 在日韓国・朝鮮人児童・生徒がかかえる諸問題を自ら解決できる力を身につけられるよう指導に努める。

ウ 民族的偏見や差別が今なお存在する実態やその原因を科学的に把握して指導し、偏見や差別問題の解消が図れるよう努める。

エ 各教科、道徳、特別活動などすべての教育活動の中で、同和教育、生徒指導、障害児教育、学年学級経営などが有機的に関連し合い、一貫性のある計画のもとに指導がなされるよう努める。

オ 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の理解を深めるために、家庭訪問や個別指導を特に重視するよう努める。

(5) 進路指導

ア 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の進学・就職に関する指導・援助に努めるとともに、進学・就職に関する差別を排除するため、学校、企業への啓発に努める。

イ 在日韓国・朝鮮人児童・生徒が自ら進路を選択し、差別解消に向かって主体的に生きぬいてい

く力を培うよう努める。

ウ 在日韓国・朝鮮人児童・生徒が社会生活の中で生きがいをもって生活できる基盤となる学力を身につけるよう努める。

#### (6) 教職員の研修

ア 教職員の国際理解を深めるため、人権の尊重、民族理解等にかかわる多面的な研修を行う。特に在日韓国・朝鮮人が在日しなければならぬ経緯やその実態等を理解するために教育研究の自由を保障しつつ研修会等を推進する。

イ 指導に必要な資料の収集に努め、教材の作成を進める。

#### おわりに

林賢一君の事故を教訓として、この指針を作成した。この事故の要因には陰惨ないじめがあったが、今日、暴力問題への対応は緊急課題である。暴力には、①生徒間の暴力、②生徒による学校、教師への暴力、③教師の「体罰」がある。暴力の肯定、存在が弱い者いじめを発生させる。なかでも教師の「体罰」は暴力を肯定し、生徒による暴力を否定できない大きな弱点となる。本市教育委員会では、新たに「体罰」を禁止の通達を出したところである。「愛のむち」と称して正当化せず、説得的指導を徹底しなければならない。そのための観点と方法を全教職員が職員会議、学年会議などで検討し、教訓を引き出し、力量を高めていくことが大切である。児童・生徒の学校疎外の現状を深くとらえ、わかる授業や生きいきとした学校生活の創造に力を注がなくてはならない。テレビや「まんが」を通して暴力や死を賛美する考え方があがるが、これを否定し、人間の生命の尊厳、基  
本的人権を尊重することを指導しなければならない。

子どもたちの遊び

正月にはいろいろな遊びをします。シーソーのように、平たい板の両はしにひとりずつ立って、こうたいに板をけて相手を高くとびあがらせる遊び（ノルティギ）があります。きれいな晴れ着の女の人が、長い髪のリボンをひらひらさせてとび交うようすは、お正月気分をもちあげるということです。

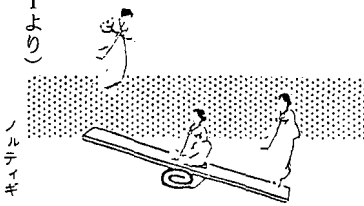
数多い遊びのなかでも、子どももおとなも楽しみにしているのがたこあげです。朝鮮だこは日本のたこことしていますが、まんなかにあながあって風が通りぬけるので破れにくく、あげやすいのだそうです。そのほかに、四本の棒を投げて地面におちたときに、表面が裏目かでこまを進めるすごろく（ユンノリ）や、むちでたたいてまわすこままわしがあります。

端午は旧暦の五月五日で、男はすもう、女は大きなハコヤナギの木に長い綱をかけたブランコ（クネティギ）に乗って技をきそいます。色とりどりに着かざった女の人が、ブランコでつばめのように飛びあがるようすは、初夏でなければ見られないながめだそうです。

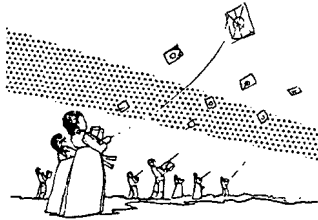
〔「サラム」大阪市外国人教育研究協議会編 生活編Ⅰより〕



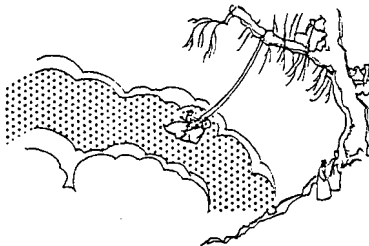
ユンノリ



ノルティギ



たこあげ



クネティギ



資料 4

県内関係団体・グループ等（アイウエオ順）

朝日カルチャーセンター・横浜（朝鮮語）

横浜市西区高島二―一六―一 横浜ルミネ8F TEL〇四五―四五三―一一二二

安国寺

川崎市川崎区中島二―一九―一三 TEL〇四四―二三三―五四五四

李相鎬さんを支える会

川崎市川崎区桜本一―八―二二 青丘社内 TEL〇四四―二八八―二九九七

打越保育園

横浜市中区打越三九 TEL〇四五―二六一―四一九六

オンドルの会

横浜市鶴見区駒岡町二二五〇 柿崎方 TEL〇四五―五七二―〇五九六

神奈川韓国青年商工会

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五二―六七六八

神奈川韓国総合教育院

横浜市磯子区磯子三―一〇―二八 TEL〇四五―七五三―二〇二一

神奈川県韓国弘報対策諮問委員会

横浜市磯子区磯子三―一〇―二八 TEL〇四五―七五三―二〇二二

神奈川県韓国工商工会

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二六一―二五二六

神奈川県日韓親善協会連合会

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五二―一九六〇

神奈川朝鮮学園（横浜朝鮮初級学校・神奈川朝鮮中高級学校）

横浜市神奈川区沢渡二一 TEL〇四五―三二一―四九九六、〇九九一

〃（川崎朝鮮初中級学校）

川崎市川崎区桜本二―四三―一 TEL〇四四―二六六―三〇三一

〃（南武朝鮮初級学校）

川崎市高津区末長二―一六―四 TEL〇四四―八六六―六四一一

〃（鶴見朝鮮初級学校）

横浜市鶴見区小野町一〇 TEL〇四五―五〇一―四二六九

〃（横須賀朝鮮初級学校）

横須賀市小川町一七 TEL〇四六八―二二―二二五六

神奈川朝鮮信用組合

横浜市中区福富町仲通四〇 TEL〇四五―二六一―五三七一

神奈川朝鮮問題研究連絡協議会

横浜市西区宮崎二五横浜市従会館内 TEL〇四五―二四一―〇〇〇五

神奈川日朝婦人懇談会

横浜市中区山下町二四七―二武内ビル403号広瀬方 TEL〇四五―六四一―二六〇七

川崎・在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会

川崎市川崎区桜本一―八―二青丘社内 TEL〇四四―二八八―二九九七

韓国神奈川青年会議所

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五二―二二五四

韓民統神奈川

横浜市神奈川区青木町二―一 シーアイマンシヨン神奈川二〇七 TEL〇四五―四五三―六〇二五

金大中氏らに完全な自由を神奈川連絡会議

横浜市神奈川区青木町二―一 シーアイマンシヨン神奈川二〇七 TEL〇四五―四五三―六〇二五

子供を見守るオモニの会

川崎市川崎区桜本一―八―二二 青丘社内 TEL〇四四―二八八―二九九七

在日韓国青年同盟神奈川県地方本部

横浜市神奈川区青木町二―一 シーアイマンシヨン神奈川二〇七 TEL〇四五―四五三―六〇二五

在日大韓基督教（川崎教会）

川崎市川崎区桜本一―八―二二 TEL〇四四―二八八―二九九七

” (横浜教会)

横浜市中区打越三九 TEL〇四五―二六一―四一九六

” (横須賀教会)

横須賀市日の出町二―一 TEL〇四六八―二二―二六六四

在日朝鮮人運動史研究会 関東部会

川崎市多摩区枳形六―二―五 アジア問題研究所内 TEL〇四四―九〇〇―三三三九

在日本大韓民国居留民団神奈川県地方本部

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五一―六三四九

在日本大韓民国青年会神奈川県本部

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五二―〇一七七

在日本大韓民国婦人会神奈川県地方本部

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二六一―〇六三九

在日本朝鮮人神奈川県在日朝鮮人の人権を守る会

横浜市中区相生町一―一五 第二東商ビル横浜法律事務所内 TEL〇四五―六六二―二二二六

在日本朝鮮人神奈川県商工会

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三二一―五五〇一

在日本朝鮮人神奈川県教育会

横浜市神奈川区沢渡二一 TEL〇四五―三二一―四九九六

在日本朝鮮人神奈川県体育協会

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三二一―五五〇一

在日本朝鮮人教職員同盟神奈川県委員会

横浜市神奈川区沢渡二一 TEL〇四五―三二一―四九九六

在日本朝鮮人総連合会神奈川県本部

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三二一―五五〇一

在日本朝鮮青年同盟神奈川県本部

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三二一―五五〇一

在日本朝鮮文学芸術家同盟神奈川支部

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三二一―五五〇一

在日本朝鮮民主女性同盟神奈川県本部

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三一―五五〇―

相模湖ダムの歴史を記録する会

津久井郡相模湖町三一― 相武(株)内 TEL〇四二六八―四―二〇二〇

湘南・金芝河氏らを救う会

綾瀬市綾西二―二―一 田原方 TEL〇四六七―七七―二八二三

信愛塾

横浜市南区中村町三―一九一―四 TEL〇四五―二五二―七八六二

辛仁夏さんを支える会

横浜市南区中村町三―一九一―四 信愛塾内 TEL〇四五―二五二―七八六二

青丘社(桜本保育園、桜本学園)

川崎市川崎区桜本一―八―二二 TEL〇四四―二八八―二九九七

朝鮮時報社神奈川支局

横浜市神奈川区台一六―三 TEL〇四五―三一―五五〇―

朝鮮の会

横浜市神奈川区平川町二七―八 新井ビル

朝鮮の自主的統一支持神奈川県委員会

横浜市中区桜木町一―一 国労横浜支部内 TEL〇四五―二〇一―一六二四

朝鮮の自主的平和統一を支持する神奈川県民の会

横浜市磯子区中原一―一―二八 神奈川県評内 TEL〇四五―七七三―二二五〇

駐横浜大韓民国総領事館

横浜市中央区山手町一一八 TEL〇四五―六二一―四五三一

統一日報

横浜市中区若葉町三―四三―四 TEL〇四五―二五二―二六〇一

日韓奉仕会

中郡大磯町国分新宿九五 作本方 TEL〇四六三―七二―三六六九

日韓連帯神奈川県民衆会議

横浜市神奈川区高島台一五―二 TEL〇四五―三二一―八八八〇

日朝協会神奈川県支部連合会

横浜市神奈川区六角橋五―三一―一八 伊藤方 TEL〇四五―四九一―九七三七

日朝友好促進議員連盟神奈川県神奈川県議会議員連盟

横浜市中区日本大通一 県会事務局 TEL〇四五―二〇一―一一一一

横浜ウイング

横浜市南区中村町四―二八九―四 阿部方 TEL〇四五―二五二―五〇六六

横浜商銀信用組合

横浜市中区蓬来町二―三 TEL〇四五―二五一―六九二一

横浜の民族差別と闘う会

横浜市南区中村町三―一九一―四 信愛塾内 TEL〇四五―二五二―七八六二

## 外国人に対する意識調査

### I 調査の説明

#### (1) 調査の目的

この調査は、「国際化に対応した地域社会のあり方」についての研究の一つとして行ったものである。新しく県職員となった人たちが、外国人や外国人をとりまく制度、在日外国人の大部分を占める韓国籍、朝鮮籍の人について、どのようなイメージ、知識を持っているかを明らかにすることを目的としている。

#### (2) 調査対象

昭和 58 年 4 月 1 日付新規採用県職員 602 人

#### (3) 調査時期

昭和 58 年 4 月 13 日～22 日

#### (4) 調査方法

調査用紙を研修時間終了時に配布し、記入後、回収箱に入れてもらい、これを研究チームで集計した。

#### (5) 調査用紙の回収結果

有効回答数は、599 人（99.5%）であった。

### II 調査結果の特徴

(1) 好きな国のトップのアメリカは、県内在住外国人の数でも、また外国人の友人の国としても、トップである。外国人というと外国語を話す西欧人といった印象が強いらしく、在日韓国・朝鮮人は外国人と思われていないのだろうか。そのうえ、韓国・朝鮮は嫌いな国の一つに入っており、日ごろから積極的に接触する機会も少なく、なかなか視野に入っていないようだ。

(2) 県職員への採用、民族教育、選挙権では、かなりの人が積極的姿勢をみせているのにもかかわらず、今、問題になっている外国人登録証明書の常時携帯義務や指紋押捺については、制度の改善が必要と考える人が過半数を超えるものの、前の三つと比較すると少なくなっている。制度の内容自体がよく知られていないようだ。

- (3) 在日韓国・朝鮮人のイメージは変化し、先入観はなくなりつつある。戦後世代の特徴であろう。関東大震災の時のことや強制連行のことは、何らかの形で、頭の片すみに入っている。強制連行された韓国・朝鮮人の仕事について、比較的正しく知っている。
- (4) 結婚の問題にしても、今後どのような形で暮らすかにしても、本人の意志や民族性を尊重した回答が多く、在日韓国・朝鮮人に対し、柔軟な考えを持っている。

### III 調査結果の概要

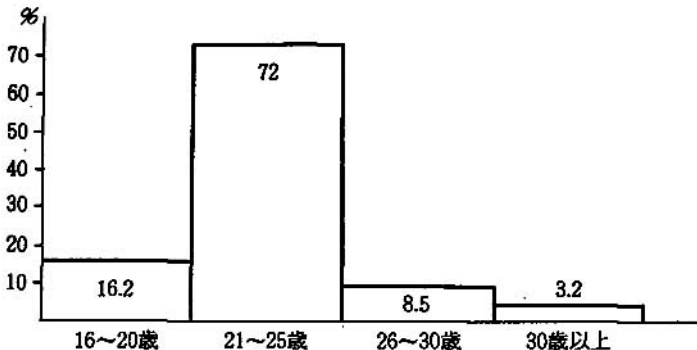
調査結果の構成比率（百分比）は、少数点第2位を四捨五入して算出したので、個々の比率の合計は100%を増減することがある。

問1 次のうち、あなたに該当するものを○印で囲んでください。

- (1) 年齢 ア 16歳～20歳 イ 21歳～25歳  
ウ 26歳～30歳 エ 30歳以上
- (2) 性別 ア 男 イ 女
- (3) 職種 ア 一般事務職 イ 福祉職 ウ 一般土木職  
エ 看護婦 オ その他（ ）

#### Q1 回答者のプロフィール〈年齢〉

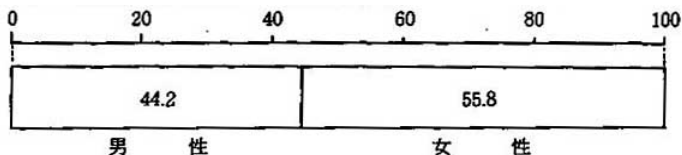
回答者の年齢構成は、下図のとおりで、16歳～25歳が88.2%となっている。



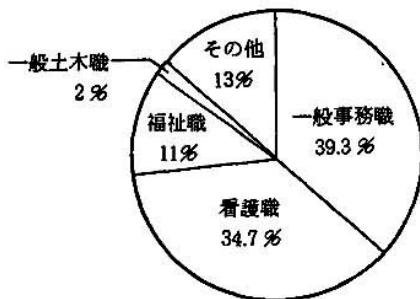


<性別>

回答者の性別は、男性が44.2%、女性が55.8%である。



<職種>回答者の職種は、一般事務職39.3%、看護職34.7%が多く、  
としては、技術職、農業職、水産職、学校司書など。



問2 あなたの好きな国と嫌いな国を3つずつあげてください。

ア好きな国 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3 \_\_\_\_\_  
イ嫌いな国 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_ 3 \_\_\_\_\_

Q2 好きな国ではアメリカ、嫌いな国はソ連。

(ア)好きな国のトップはアメリカ

好きな国は、1位アメリカ、2位スイス、3位オーストラリアと続き、以下、イギリス、カナダ、中国、フランス、日本、ドイツ、オーストリアである。韓国・朝鮮をあげた人は10人に満たない。

好きな国ベスト5

1	192人 アメリカ	2	175人 スイス	3	146人 オーストラリア	4	121人 イギリス	5	102人 カナダ
---	--------------	---	-------------	---	-----------------	---	--------------	---	-------------

(イ) ソ連を嫌う人が群を抜いて多い。

ソ連が圧倒的に嫌われている。次にくるのは、意外なことにアメリカで、以下、韓国・朝鮮、中国、イラン、南アフリカ、フランス、イスラエル、ドイツ、インドと続く。

嫌われる要因としては、超大国と紛争をかかえていることがあげられるようだ。

#### 嫌いな国ベスト5

1	321人 ソ連	2	144人 アメリカ	3	94人 大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国	4	78人 中国	5	48人 イラン
---	------------	---	--------------	---	-------------------------	---	-----------	---	------------

問3 あなたは、神奈川県内に外国人がどのくらい住んでいると思いますか。\_\_\_\_\_人

Q3 県内在住外国人の数を正しく把握している人は少ない。県内在住外国人は、現在4万人いるが、そのうち3万人が韓国・朝鮮人である。

右表で極端に人数が集中している人数帯はない。反対にそれだけ正確に知っている人が少ないと言える。

(単位は人)

5,000人以下	46	5,000~1万	38
1~2万	92	2~3万	44
3~4万	42	4~5万	9
5~6万	55	6~8万	17
8~10万	2	10~15万	51
10~20万	8	20万以上	81

問4 あなたは、神奈川県内に住んでいる外国人のうち、どの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に3つあげてくだ

Q4 県内在住外国人は、アメリカ人が一番多いと思っている。

基地の関係からか、アメリカ人が一番多いと思っている人が多く、中国人、韓国・朝鮮人もコンスタントにでてきている。外国人というと外国語を話すというイメージからか、圧倒的に多く住んでいる日本語を話す在日韓国・朝鮮人の存在が忘れられている。

1位にあげた国ベスト3

1	366人 アメリカ	2	123人 大韓民国 朝鮮民主主義人民共和国	3	63人 中国
---	--------------	---	-----------------------------	---	-----------

2位にあげた国ベスト3

1	161人 中国	2	118人 大韓民国 朝鮮民主主義人民共和国	3	87人 アメリカ
---	------------	---	-----------------------------	---	-------------

3位にあげた国ベスト3

1	114人 中国	2	94人 大韓民国 朝鮮民主主義人民共和国	3	90人 アメリカ
---	------------	---	----------------------------	---	-------------

問5 あなたは、国内に外国人の友人がいますか。

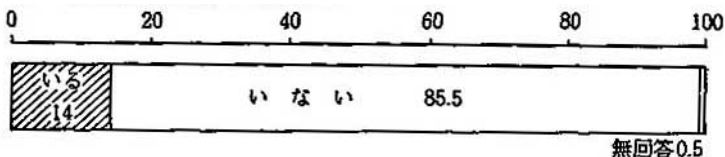
(1) ア いる                    イ いない

(2) 「いる」と答えた人におたずねします。

ア 何人いますか。\_\_\_\_\_人

イ どの国の人ですか。\_\_\_\_\_

Q5 外国人の友人がいる人は少ない。



(1) 外国人の友人がいるのは14%の人である。

(2) 友人の数は1人か2人が多く、国籍は、中国、アメリカ、韓国・朝鮮が多い。国籍であがった国は、Q4で出てきた国と一致する。韓国・朝鮮人の場合、通名で生活しているので、実際はもっと多いかもしれない。

1人	32人
2人	26人
3人	9人
4人以上	15人

友人はどここの国の人か。

1	中国	31人
2	アメリカ	25人
3	韓国・朝鮮	16人

その他イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、フィリピン、スウェーデン……、などさまざまな国があがっているが、順位をつけるだけの数はない。

問6 あなたの家の近くに外国人が住んでいますか。

(1) ア 住んでいる イ 住んでいない ウ わからない

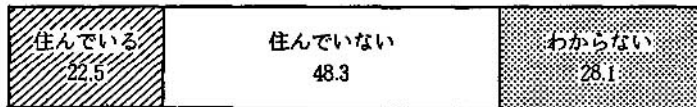
(2) 「住んでいる」と答えた方におたずねします。

どここの国の人か知っていますか。\_\_\_\_\_

Q6 外国人が住んでいると答えた人は約23%で、アメリカ人が多い。

住んでいると答えた人は22.5%の人で、内訳はアメリカ人61人、イギリス人、ドイツ人が5人、韓国・朝鮮人が4人などである。実際、韓国籍、朝鮮籍の人が住んでいることも多いのだろうが、「見えない外国人」として、視野から消えてしまっているのではないだろうか。

(1)



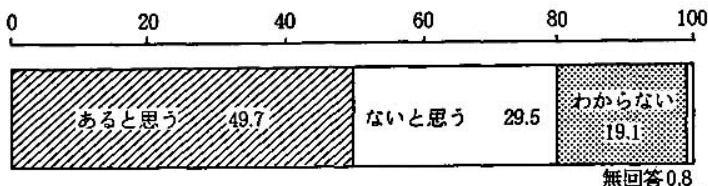
(2) 国別では、

アメリカ人…61人 ベトナム人…6人 イギリス人、ドイツ人…5人 韓国・朝鮮人…4人

問7 あなたは、外国人には住民票があると思いますか。  
 ア あると思う イ ないと思う ウ わからない

Q7 住民票は半数の人があると思っている。

外国人に住民票があると答えた人は49.7%あり、「わからない」を加えると70%の人が正しく理解していない。外国人には、住民票や戸籍はなく、それに代わるものとして、外国人登録がある。

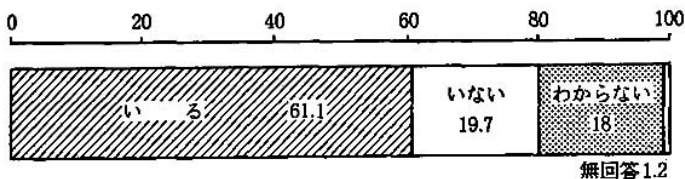


問8 あなたは、県内に住んでいる外国人は税金を納めていると思いますか。

ア いると思う イ いないと思う ウ わからない

Q8 外国人が税金を納めていると思っている人は6割にすぎない。

61.1%の人が外国人は税金を納めていると考えており、事実、外国人は日本で、国税、地方税を問わず、日本人と同じように納めている。



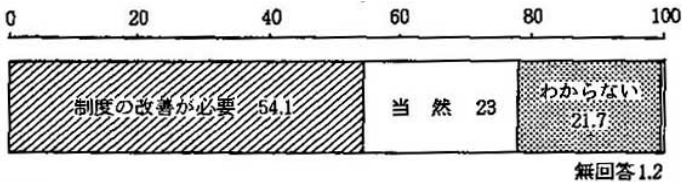
問9 外国人は、外国人登録証明書をいつも持っていなければならず、また、それに指紋を押さなければなりません、あなたはこれについてどう思いますか。

ア 当然必要だと思う。

- イ 制度の改善が必要だと思う。  
ウ わからない

Q9 外国人登録証明書の常時携帯義務と指紋押捺については、制度の改善が必要。

制度の改善が必要と答えた人は過半数を過えているが、当然だという人も23%おり、また、わからない人も21.7%を数え、制度自体がよく知られていないようだ。

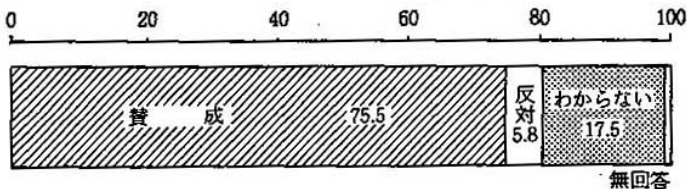


問10 県の職員として外国人を採用することについて、あなたはどのように思いますか。

- ア 賛成 イ 反対 ウ わからない

Q10 県職員として外国人を採用すべきだ。

県職員として、外国人を採用することに、4人のうち3人までが賛成しており、反対はわずか5.8%しかいない。

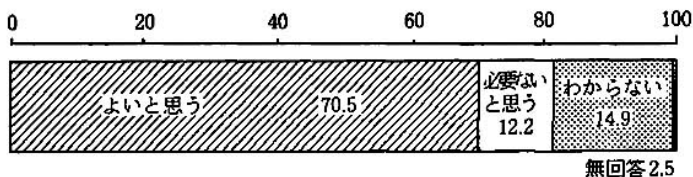


問11 外国人の子どもに対してその民族に関する教育を日本の学校で行うことについて、あなたはどのように思いますか。

- ア よいと思う イ 必要ないと思う ウ わからない

Q11 民族教育を日本の学校でするのはよい。

民族教育を日本の学校ですることにより、70.5%の人が賛成している。これからの教育のあり方の一つとして考えていくべき問題である。

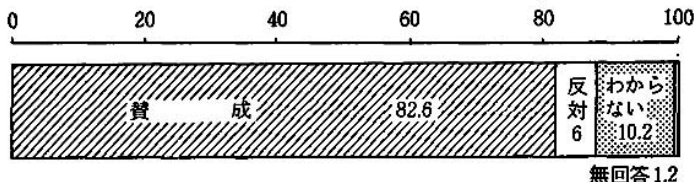


問12 長年日本に住んでいる外国人が、市町村や県の選挙で選挙権をもつことについて、あなたはどのように思いますか。

ア 賛成 イ 反対 ウ わからない

Q12 日本に永年住んでいる外国人には選挙権を与えるべきだ。

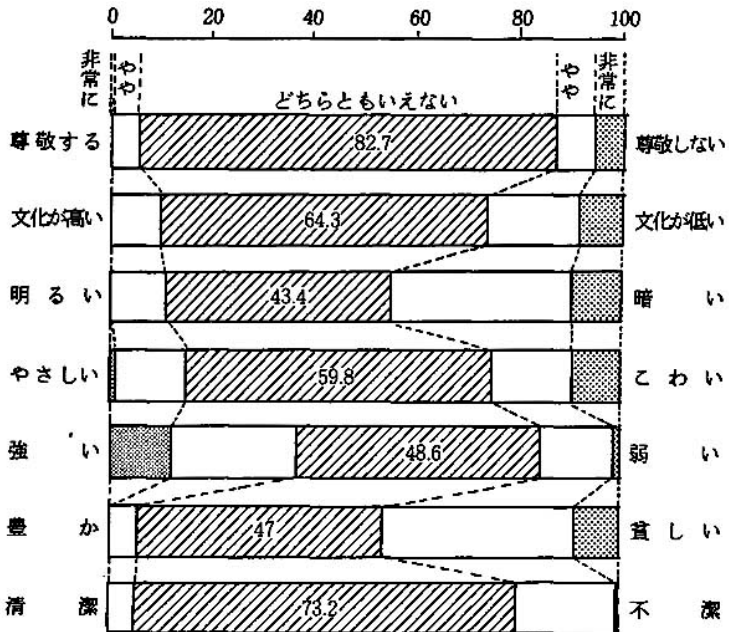
外国人に、県、市町村レベルの選挙権を与えることに82.6%の賛成がある。日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人でも選挙権はなく、従って政治的発言力もない。



問13 あなたは、日本にいる韓国・朝鮮人について、どのようなイメージをもっていますか。次の項目について、それぞれ線の上に○印をつけてください。

	非常に	やや	どちらとも いえない	やや	非常に
ア 尊敬する					尊敬しない
イ 文化が高い					文化が低い
ウ 明るい					暗い
エ やさしい					こわい
オ 強い					弱い
カ 豊かな					貧しい
キ 清潔					不潔

Q13 在日韓国・朝鮮人のイメージとして、はっきりとした傾向は出ていないが、やや暗く、強く、貧しいといったところが目立つ。



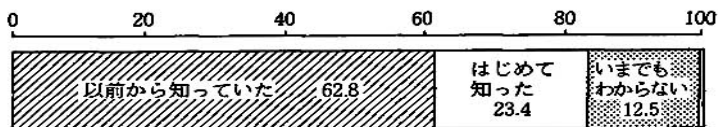


問14 最近の教科書問題で、「関東大震災の時の虐待」、「強制連行」、「創氏改名」などが話題になりましたが、あなたは知っていましたか。

ア 以前から知っていた イ はじめて知った

Q14 「関東大震災の時の虐待」「強制連行」「創氏改名」について、以前から知っている人が多い。

以前から知っている人は、62.8%にのぼる。関東大震災の時には、歴史の中で知られるようになった。教科書問題で連日、新聞などでとりあげられたことがあるからだろう。



無回答 1.3

問15 第二次世界大戦中に、神奈川県内にも強制連行された多くの韓国・朝鮮人がいましたが、どのような仕事をしていましたか、あなたは知っていますか。知っていたら書いてください。

Q15 回答らんに記入があったのは、114人で、全体の20%である。回答で多いものをあげると「強制労働」「土木作業」「重労働や普通の人がいやがる仕事」といった回答に見られるように単純な肉体労働を連想させるものが多い。

大むね当たっている。もう少し詳しく、造船や炭鉱、兵器工場での労働といった事実に近い回答もあった。ただ、「県内」ということを意識していると思われるものは皆無で、相模湖ダム建設や横須賀線敷設を知っている人はいなかった。

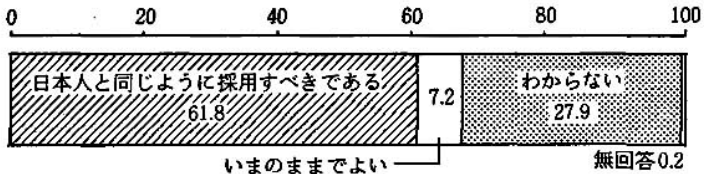
<回答例> 炭鉱などの重労働/港湾作業/死体洗い/道路をつくったり、その他肉体労働/よくわかりませんが、かなりひどい仕事をしていたと思います。同じ人間なのに/強制労働/人がいやがるようなつらい仕事/ゴミの回収/戦争のため兵器を作る工場での強制労働/炭鉱掘り、慰安婦等/医学実験の実験体/サンダル作り

問 16 多くの企業では、日本にいる韓国・朝鮮人を採用していませんが、あなたはこのことについてどう思いますか。

- ア 日本人と同じように採用すべきである
- イ いまままでよい
- ウ わからない

Q16 企業は在日韓国・朝鮮人を採用すべきである。

現在でも多くの大企業では、在日韓国・朝鮮人に就職の門戸を閉ざしているが、採用すべきであると6割の人が考えている。ただ、この数字は外国人を県職員に採用すべきであるの75%より落ちている。

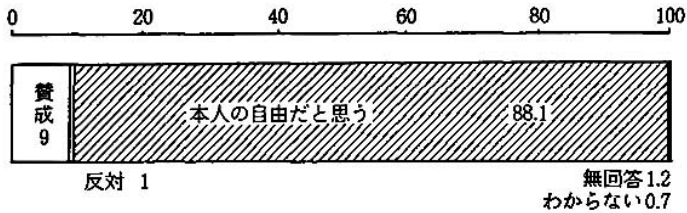


問 17 日本人が韓国・朝鮮人と結婚することについて、あなたは どう 思いますか。

- ア 賛成
- イ 反対
- ウ 本人の自由だと思う
- エ わからない

Q17 日本人と在日韓国・朝鮮人の国際結婚は本人の自由。

90%近い人が「本人の自由だと思う」にしている。これは、国際結婚うんぬんというより、若い人の結婚観の表れとみてよいだ



ろう。

問18 日本にいる韓国・朝鮮人は、将来どのような形で暮す  
と思いますか。次のうちから選んでお答えください。

- ア 日本へ帰化する
- イ 帰国する
- ウ 民族性を保ちながら永住する
- エ わからない

Q18 帰化と永住を合わせると 85%となる。

帰国すると考える人は、4.7%しかおらず、95%の人が在日韓  
国・朝鮮人は何らかの形で日本で生きていくと予想している。



## あとがき

昨年九月から一年がかりで、ようやく報告書にこぎつけた。在日韓国・朝鮮人問題という今まで自治体を取り上げてこなかったテーマだけに、一時はどうなることかと心配したが、多くの方々に励まし、助言を頂き、貴重なお話を聞かせてもらい、とても勉強になった。

当初、留学生、研修生、難民を含めた在住外国人全体を視野に入れて考えようとしたが、在日韓国・朝鮮人問題があまりにも深く大きく、多岐にわたることに気づかされ、焦点をしぼり、歩き回った。一年たつて、ようやく問題のありかが見えてきたような気がする。この報告書はその意味で、最終報告書というより、出発点といった方がよいのだろう。

ところで、たくさんある問題の中で、この報告書にふれていないことがいくつもある。そのうちの一つが、多くの人から聞いて感じた本国の統一のことである。自分達の国が二つに分断されていることは耐えられないことに違いない。日本でも本国の影響を受け、民族団体が大きく二つに分かれてしまい、それが権益擁護の遅れになり、国・自治体の取り組みを遅くする一つのいいわけに使われているかも知れない。在日韓国・朝鮮人、日本人、そしてアジアの平和にとっても、統一が大きな課題になっていよう。

とにかく、この報告書が、自治体職員をはじめ多くの方々で現状を理解し、人権を認め合う地域社会づくりの第一歩になってくれたら、これほどうれしいことはない。

最後に、私たちに助言を頂いた諸先生、御協力を頂いた団体等に、誌上を借りて厚くお礼申し上げます。

ます。お話をうかがった個人個人を御紹介できないのは残念ですが、ぶしつけな質問、失礼な聞き方にもかかわらず、快よくお話を聞かせ頂いたことに心より感謝致します。

天川晃（横浜国立大学教授）、ヤンソン由実子（フリーライター）、朴慶植（歴史学者）、李殷直（神奈川大学講師）、黄成武（横浜市立大学講師）、江橋崇（法政大学教授）、坂中英徳（前・法務省入国管理局）、三野研太郎（弁護士）、小杉尅次（牧師）、石田玲子（アジアの女性たちの会）、鄭陽一（弁護士）、有吉克彦（アジア人権センター）、金贊汀（評論家）、尹学準（早稲田大学講師）

在日本大韓民国居留民団神奈川県地方本部及び川崎支部、鶴見支部、横須賀支部、湘中支部、県大和支部、在日本大韓民国青年会神奈川県本部、在日本大韓民国婦人会神奈川県本部及び川崎支部、神奈川韓国人商工会及び鶴見韓国人商工協同組合、横浜商銀信用組合、神奈川韓国綜合教育院、統一日報

在日本朝鮮人総連合会神奈川県本部及び鶴見支部、横須賀支部、中北支部、在日本朝鮮民主女性同盟中央本部及び神奈川県本部、在日朝鮮人横浜商工会、在日本朝鮮人商工連合会横須賀商工会、神奈川朝鮮中高級学校

在日大韓基督教横須賀教会、社会福祉法人青丘社、相模湖ダムの歴史を記録する会、善徳寺（大和市）、長安寺（横須賀市）、朝鮮奨学会、中島中央病院（川崎市）、信愛塾、高座会、法務省、厚生省、労働省、大阪市役所、大阪市生野区役所、大阪市外国人教育研究協議会、豊中市役所、広島市役所、広島県朝鮮人被爆者協議会、京都市生活館

県内市・区役所、学校、その他関係機関、多くの方々

（敬称略、順不同）

## 「国際化に対応した地域社会をめざして」研究チーム員

田辺純夫	チーム・リーダー 渉外部国際交流課
加藤勝彦	横浜市企画財政局都市科学研究室
川上栄司	県民部青少年育成課
樋口雄一	県民部県史編集室
三宅裕子	相模原保健所大野支所
山崎 崇	湘南労働センター（前県民部広報課）
浅沼知行	コーディネーター 自治総合研究センター

## 神奈川の韓国・朝鮮人

---

昭和 58 年 9 月発行

執筆	神奈川県自治総合研究センター・研究部 「国際化に対応した地域社会をめざして」 研究チーム
発行人	清水 孝 信
発行所	神奈川県自治総合研究センター 横浜市中区山下町 32 番地
印刷所	株式会社 野 毛 印 刷

---

